

	59	自動車リース料		
09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
		金額	備 考	
リース料 (4月分)		36500	73000*0.5=36500	
《合 計》		36500		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
29-04-25 口座振替 *73,000NTT(NCS XXXXXXXXXX)				

收受 平成 29 年 5 月 8 日
 決裁 平成 29 年 5 月 9 日
 処理 平成 29 年 5 月 10 日

自動車リース契約書

賃借人使用欄(検印)

契約番号 F7HF5C01-000-001

2013年6月7日

賃借人(甲)

賃借人(乙)

住所 富山県小矢部市水島902

東京都港区芝浦一丁目2番1号

氏名 篠岡貞郎

日本カーソリューションズ株式会社

代表取締役社長

植村 賢



連帯保証人

連帯保証人

住所

住所

氏名

氏名

上記賃借人(以下「甲」という。)と賃借人(以下「乙」という。)とは、別添の「自動車リース契約重要事項説明書」及び「お客さまの個人情報の取扱いについて」を確認し、同意のうえ次の通り自動車リース契約を締結します。なお、契約の区別においてファイナンスリース契約の場合は基本約定が、又簡易メンテナンスリース契約の場合は基本約定の他簡易メンテナンス約定が適用されます。本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有します。

基本約定

(リース)

第1条 乙は、後記「契約主要事項一覧表」(以下「表」という。)(2)記載のリース自動車(以下「自動車」という。)を本契約に定める条件で甲にリース(賃貸)し、甲はこれを賃借します。

(リース期間)

第2条 リース期間は、表(4)記載の通りとし、その開始日は、自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書若しくはそれらに準ずる官公庁発行の書面(以下「自動車検査証等」という。)上の使用者を甲とし、自動車検査証等上の所有者を乙として自動車を登録された日からとします。

2. 甲は、本契約締結後、リース期間が満了するまで本契約を解除できません。

(リース料)

第3条 表(6)記載のリース料(以下「リース料」という。)は、月単位で計算し、表(9)記載の公租公課、諸費用及び保険料を含みます。

2. 甲は、リース期間中において、事由の如何を問わず自動車を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることができません。

3. 甲の乙に対するリース料の支払方法を表(7)記載の通りとします。

(再リース又は買い取り)

第4条 基本約定第2条に定めるリース期間満了の3ヶ月前までに甲が乙に対し書面で申し入れ、乙がこれを承諾し、リース期間満了時に甲の乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務がない場合は、甲乙間で自動車にかかわる再リース契約又は売買契約を締結できるものとします。

(1)甲が再リース契約を希望するときは、再リース契約の条件等が記載された乙所定の再リース申込書にて乙に申し入れ、乙がこれを承諾した場合、甲乙間で自動車再リース契約を締結できるものとします。

(2)甲が自動車の買い取りを希望するときは、乙所定の書面にて乙に申し入れ、乙がこれを承諾した場合、基本約定第20条の規定に基づき甲乙間で自動車の売買契約を締結できるものとします。但し、自動車の買い取りは、表(8)記載の設定残存価格の清算方式(以下「清算方式」という。)がオープンエンド方式の場合に限るものとします。

(前払リース料)

第5条 甲は、本契約に基づく甲の債務履行を担保するために、乙に対し、本契約締結と同時に表(5)記載の前払リース料(以下「前払リース料」という。)を現金で支払います。

2. 前払リース料は、最終リース料から逆順で順次各リース料の各支払期日が到来したときに、当然にそのリース料並びにこれに対する消費税及び地方消費税(以下併せて「消費税等」という。)額に充当されます。なお、前払リース料には利息を付さないものとします。

3. 甲が基本約定第14条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は、前項にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要せず、前払リース料をすべて甲に対する全ての債権の全部又は一部に充当することができます。

4. 甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができません。

(自動車の引き渡し)

第6条 乙の甲に対する自動車の納入場所を表(3)記載の自動車の使用の本拠地・保管場所(以下「保管場所」という。)とし、自動車は表(2)記載の売主(以下「売主」という。)から直接甲に引き渡します。

2. 甲は、自動車の納入を受けた後、直ちにこれを検査し、自動車の規格、仕様、品質、性能その他本契約との不適合(以下「瑕疵」という。)の有無を確認します。

有無を確認します。

3. 前項に定める検査の結果、自動車に瑕疵がなく本契約に適合していることを甲が確認したとき、乙から甲に対する自動車の引き渡しは完了し、甲は直ちに自動車の借受証に署名捺印してこれを乙に交付します。

4. 甲は、本条第2項に定める検査の結果、自動車に瑕疵の存することを発見した場合、乙に対し直ちにその旨書面による通知をなし、乙の協力のもと、売主との間でこれを解決した後、自動車の借受証に署名捺印してこれを乙に交付します。

5. 甲が自動車の借受証を乙に交付したときは、本条第2項に定める検査又は前項による通知をすることなくその交付をなした場合でも、自動車は瑕疵なく完全な状態で乙から甲に引き渡されたものとみなし、以後、乙はいかなる事由によっても、自動車の隠れた瑕疵を含む全ての瑕疵について何等その責に任じません。

6. 甲が不当に自動車の引き渡しを受けることを拒んだとき又は拒んだときは、甲は、基本約定第15条第(2)号の規定に基づき、直ちに本契約を解除されても異議を述べません。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求について売主との間で解決します。

(自動車の瑕疵等)

第7条 乙は、自動車の売主と締結した自動車の売買契約において、自動車に瑕疵があった場合、及び売主の便益の供与及び義務の履行について、その一切の責任を売主が負うことを約定していることから、乙はそれらについて一切責任を負わないものとし、売主がその責任を負うものとします。

2. 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令の改廃、登録の遅延、売主の都合及び乙の故意又は重大な過失が認められない事由によって、自動車の全部若しくは一部の引き渡しが遅延し、又は不能になったとき、その他自動車の選択又は決定に際して甲に錯誤があった場合、乙は、一切の責任を負いません。

3. 前二項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとし、乙は、乙が必要と認める範囲内において、甲の売主に對する権利行使に協力します。

4. 前項の権利行使のために、乙の売主に対する請求権の譲渡を受ける必要が生じたときは、甲は、書面により乙に請求します。この場合、乙は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡にかかる諸権利の存否を担保しません。

5. 甲は、前二項の場合においても、リース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることができません。

(自動車の管理)

第8条 甲は、検査完了後、自動車について道路運送法その他関係法令及び監督官公庁の規制指示並びに自動車製造会社の定める取扱説明を遵守し、自動車を善良なる管理者の注意をもって常に充分な機能を果し得る状態に維持管理し、かつ、保管場所に保管し、正常に運転し又は使用します。

2. 甲は、自動車の維持管理に必要な道路運送車両法その他関係法令に基づく定期点検整備、部品・付属品の取替え、補修、修理その他一切の行為をなすとともに、そのための費用を負担します。

3. 甲において、住所変更、自動車の保管場所の変更その他自動車検査証等の記載事項に変更が生じたときは、甲は道路運送法その他関係法令に基づき甲の責任と負担でその変更手続きを行うものとします。

4. 乙は、甲が自動車の修理又は点検整備をなす場合の代車の提供及び休業補償について何等その責に任じないものとします。

契約主要事項一覧表

契約番号 F7HF5C01-000-001

(1)	契約の区別	ファイブスリース トヨタ 台数 1 台 カムリ 2 WD ハイブリッド レザーパッケージ DAA-AVV50 CVT 4 ドア エンジン・排気量 ハイブリッド 2,493 CC 定員 5 名 ホワイートパール 無し 車台番号 [REDACTED] 登録番号 [REDACTED] 売主 いなほ農業	(9) 公租公課および諸費用	(含まれるもの○ 含まれないもの×) 自動車取得税 (×) 含まない (軽)自動車税 (○) 全額含む 自動車重量税 (○) 全額含む 自賠責保険料 (○) 全額含む 自動車保険料 (×) 含まない 登録諸費用 (○)
(2)	リース自動車の表示	ミスルくん保証付(登録日より1年保証) ナンバープレート フロアマット ETC サイドバイザー 7リットラックス スタッドレスタイヤ二式 特別色(ホワイトパール) 寒冷地仕様 TVキッド 希望ナンバー	(10) 自動車保険条件	保険会社 保険種類 フリート・ノンフリート フリート割引(増)等級 フリート多数割引 年齢条件 車両保険種類 車両免責 [免責0特約] 車両保険価額 賠償保険 対人(1名) 人身傷害 対物(1車) 対物免責 搭乗者(1名) 給付・搭傷 安全装置 特約事項
(3)	使用の本拠地(保管場所)	富山県小矢部市氷島 902		
(4)	リース期間	開始日 2013年7月3日 満了日 2018年7月2日	(11) 損耗査定	リース料総額から甲が既に支払ったリース料を控除した残額および残額に対する消費税等
(5)	前払リース料	無し		
(6)	リース料	リース料 1 1回 ¥69,524 消費税等額 ¥3,476 リース料 2 59回 ¥69,524 消費税等額 ¥3,476 総額 ¥4,171,440 ¥208,560	(12) メンテナンスサービス (○印の項目が含まれます) (月間契約走行距離)	(X) 総動機整備 (X) バッテリー交換 (X) 法定点検整備 (X) エアコン修理 (X) スケジュール点検 (X) バック修理 (X) 故障修理 (X) 乙車両免責額負担 (X) エンジンオイル交換・補給 (X) 代車 (X) 一般消耗品交換 (X) 引取納車 (X) 油類の交換・補給 (X) 寒冷地メンテ (X) 夏タイヤ (X) 冬タイヤ (X) 冬用ホイール (X) タイヤ季替
(7)	支払方法	リース料 1 リース開始日の属する月の1ヶ月後の25日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替 リース料 2 リース開始日の属する月の1ヶ月後より1ヶ月毎、25日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替	※以下表示なし	
(8)	残価清算方式・設定残価	オープンエンド ¥640,000		
(13)	特約事項	1. 基本約定第18条及び第19条に定める「処分又は評価に要した一切の費用」(以下「処分費用」という。)は、金5,000円消費税等金250円とし、オープンエンド方式の残価清算は、自動車の処分価額又は評価額からこの処分費用を控除した残額と設定残価との差額を清算するものとします。 2. 基本約定第20条に定める「自動車の使用の本拠地の変更に伴う手数料等」及び「自動車の所有権移転登録等にかかる費用等」は、実際に変更手続等に要した費用と消費税等及び事務手数料金5,000円消費税等金250円の合計額とします。		

富山県
小矢部市
水島
902
後岡貞郎

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記のと
おりお支払いをお願い申し上げます。
尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料とな
りますので、保管くださるようお願い申し上げます。

様

敬 具

東京都港区芝浦一丁目2番1号
日本カーソリューションズ株式会社

ファイナンスリース

お問い合わせは、お客様No.をご利用ください。

平成 25年 7月 3日から
平成 30年 7月 2日まで 60 ヶ月

北陸支店
076-224-1190

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

振入の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

***** *****

***** *****

(振入手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

1	25/ 7	口座振替	25/ 8/25	リース料	73000	1/ 60	69524	3476
2	25/ 8	口座振替	25/ 8/25	リース料	73000	2/ 60	69524	3476
3	25/ 9	口座振替	25/ 9/25	リース料	73000	3/ 60	69524	3476
4	25/10	口座振替	25/10/25	リース料	73000	4/ 60	69524	3476
5	25/11	口座振替	25/11/25	リース料	73000	5/ 60	69524	3476
6	25/12	口座振替	25/12/25	リース料	73000	6/ 60	69524	3476
7	26/ 1	口座振替	26/ 1/25	リース料	73000	7/ 60	69524	3476
8	26/ 2	口座振替	26/ 2/25	リース料	73000	8/ 60	69524	3476
9	26/ 3	口座振替	26/ 3/25	リース料	73000	9/ 60	69524	3476
10	26/ 4	口座振替	26/ 4/25	リース料	73000	10/ 60	69524	3476
11	26/ 5	口座振替	26/ 5/25	リース料	73000	11/ 60	69524	3476
12	26/ 6	口座振替	26/ 6/25	リース料	73000	12/ 60	69524	3476
13	26/ 7	口座振替	26/ 7/25	リース料	73000	13/ 60	69524	3476
14	26/ 8	口座振替	26/ 8/25	リース料	73000	14/ 60	69524	3476
15	26/ 9	口座振替	26/ 9/25	リース料	73000	15/ 60	69524	3476
16	26/10	口座振替	26/10/25	リース料	73000	16/ 60	69524	3476
17	26/11	口座振替	26/11/25	リース料	73000	17/ 60	69524	3476
18	26/12	口座振替	26/12/25	リース料	73000	18/ 60	69524	3476
19	27/ 1	口座振替	27/ 1/25	リース料	73000	19/ 60	69524	3476
20	27/ 2	口座振替	27/ 2/25	リース料	73000	20/ 60	69524	3476
21	27/ 3	口座振替	27/ 3/25	リース料	73000	21/ 60	69524	3476
22	27/ 4	口座振替	27/ 4/25	リース料	73000	22/ 60	69524	3476
23	27/ 5	口座振替	27/ 5/25	リース料	73000	23/ 60	69524	3476
24	27/ 6	口座振替	27/ 6/25	リース料	73000	24/ 60	69524	3476
25	27/ 7	口座振替	27/ 7/25	リース料	73000	25/ 60	69524	3476
26	27/ 8	口座振替	27/ 8/25	リース料	73000	26/ 60	69524	3476
27	27/ 9	口座振替	27/ 9/25	リース料	73000	27/ 60	69524	3476
28	27/10	口座振替	27/10/25	リース料	73000	28/ 60	69524	3476
29	27/11	口座振替	27/11/25	リース料	73000	29/ 60	69524	3476
30	27/12	口座振替	27/12/25	リース料	73000	30/ 60	69524	3476
31	28/ 1	口座振替	28/ 1/25	リース料	73000	31/ 60	69524	3476
32	28/ 2	口座振替	28/ 2/25	リース料	73000	32/ 60	69524	3476
33	28/ 3	口座振替	28/ 3/25	リース料	73000	33/ 60	69524	3476
34	28/ 4	口座振替	28/ 4/25	リース料	73000	34/ 60	69524	3476
35	28/ 5	口座振替	28/ 5/25	リース料	73000	35/ 60	69524	3476
36	28/ 6	口座振替	28/ 6/25	リース料	73000	36/ 60	69524	3476
					*****		*****	*****

富山県
小矢部市
水島
902
筱岡貞郎

お支払明細書

平成 25年 7月 4日

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記のと
おりお支払いをお願い申し上げます。
尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料とな
りますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬 具

様

東京都港区芝浦一丁目2番1号
日本カーソリューションズ株式会社

ファイナンスリース

お問い合わせは、お客様No.をご利用ください。

平成 25年 7月 3日から
平成 30年 7月 2日まで 60ヶ月

北陸支店
076-224-1190

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

振入の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

(振入手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

37	28/ 7	口座振替	28/ 7/25	リース料	73000	37/ 60	69524	3476
38	28/ 8	口座振替	28/ 8/25	リース料	73000	38/ 60	69524	3476
39	28/ 9	口座振替	28/ 9/25	リース料	73000	39/ 60	69524	3476
40	28/10	口座振替	28/10/25	リース料	73000	40/ 60	69524	3476
41	28/11	口座振替	28/11/25	リース料	73000	41/ 60	69524	3476
42	28/12	口座振替	28/12/25	リース料	73000	42/ 60	69524	3476
43	29/ 1	口座振替	29/ 1/25	リース料	73000	43/ 60	69524	3476
44	29/ 2	口座振替	29/ 2/25	リース料	73000	44/ 60	69524	3476
45	29/ 3	口座振替	29/ 3/25	リース料	73000	45/ 60	69524	3476
46	29/ 4	口座振替	29/ 4/25	リース料	73000	46/ 60	69524	3476
47	29/ 5	口座振替	29/ 5/25	リース料	73000	47/ 60	69524	3476
48	29/ 6	口座振替	29/ 6/25	リース料	73000	48/ 60	69524	3476
49	29/ 7	口座振替	29/ 7/25	リース料	73000	49/ 60	69524	3476
50	29/ 8	口座振替	29/ 8/25	リース料	73000	50/ 60	69524	3476
51	29/ 9	口座振替	29/ 9/25	リース料	73000	51/ 60	69524	3476
52	29/10	口座振替	29/10/25	リース料	73000	52/ 60	69524	3476
53	29/11	口座振替	29/11/25	リース料	73000	53/ 60	69524	3476
54	29/12	口座振替	29/12/25	リース料	73000	54/ 60	69524	3476
55	30/ 1	口座振替	30/ 1/25	リース料	73000	55/ 60	69524	3476
56	30/ 2	口座振替	30/ 2/25	リース料	73000	56/ 60	69524	3476
57	30/ 3	口座振替	30/ 3/25	リース料	73000	57/ 60	69524	3476
58	30/ 4	口座振替	30/ 4/25	リース料	73000	58/ 60	69524	3476
59	30/ 5	口座振替	30/ 5/25	リース料	73000	59/ 60	69524	3476
60	30/ 6	口座振替	30/ 6/25	リース料	73000	60/ 60	69524	3476
					4380000		4171440	208560

経理科目	60	事業概要	電話料等	
使途区分	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
科目				
経費内容	金額(円)	備考		
携帯電話 ()	4208	8417*0.5		
ケーブルテレビ受信料	1782	3564*0.5		
《合 計》	5990			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
29-04-25 口座振替	*8,417	K D D I 料金		()
29-04-27 口座振替	*8,624	H C T 代り代り代り		()

收受 平成 29 年 5 月 8 日
 決裁 平成 29 年 5 月 9 日
 処理 平成 29 年 5 月 10 日

	61	事業概要	新聞代		
07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費				
経費の内容		金額(円)	備考		
北日本新聞		3072	4月分	/	
農業新聞		2623	"	/	
富山新聞		3072	"	/	
「しんぶん赤旗」日曜版		823	"	/	
読売新聞		3093	"	/	
聖教新聞		3344	"	/	
北陸中日新聞		2988	"	/	
(合 計)		19015			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
29-04-24 農業新聞		*2,623	日本農業新聞	■■■■■	
29-04-25 新聞購読料		*3,072	北日本新聞	■■■■■	

收受 平成 29 年 5 月 8 日
 決裁 平成 29 年 5 月 9 日
 処理 平成 29 年 5 月 10 日

領収証

17年 04月分 / 17年 4月 28日 No. 882302

お名前 篠岡 貞郎 様

ご住所 水島 902-223

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

富山新聞販売(株)
小矢部センター
小矢部市小矢部町3-1-0
TEL (0766) 67-5888
FAX (0766) 53-5887

集金担当

新規購読者の紹介で5千円分のギフトカード進呈。
『お友達紹介キャンペーン』実施中です。

日本共産党発行の **しんぶん赤旗**

篠岡 貞郎 様 領収書

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	823

823円
2017年 4月分

上記の金額にさせていただきます。
ありがとうございました。
高岡市内免2丁目7番13号
日本共産党 奥西地区委員会
TEL 0766-23-3281

領収日 / 扱者

領収書

区域044 金戸0080 お問合せNo07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902

29年 4月分

銘柄	部数	金額	注
1 読売新聞	1	3,093	◇左記の通り領収しました
2			
3			
合計		3,093円	領収日 29年 4月 27日

取扱紙
読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
菅沼善久
〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216

領収印

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

新聞購読料 領収証

篠岡 貞郎 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2017年4月分 領収日 月 日

領収金額	¥3,344
------	--------

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,410	1ヶ月分	1,410

販売店 山内 信人
住所 高岡市五福町7-16
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. 16015-17697(378)-3



領 収 証

篠岡貞郎 様

¥ 2,988

但し 北陸中日新聞朝刊2017年4月分購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

年 月 日



北陸中日新聞津沢専売所

山田和夫

小矢部市高木147

TEL(0766)61-3246



毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

62	会費
01_調査研究費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費
北日本新聞 となみ政経懇話会	
となみ政経懇話会会費	24000 4~6月分
	24000

《領収書貼付枠》 (原

々に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0419115	29-05-08	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
時刻	ご利用手数料 (前払消費税を含む)	お取引金額	
10:18	¥216円	¥24,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥216
000136

トナセイケイコンワカイ 様
シノカ テイロウ 様
電話番号 0766-61-2081

お願い... 通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
ATM振込の領収しはご利用控えを二枚添付ください。

北陸銀行 株式会社

裏面もあわせてご覧ください。

收受 平成 29 年 5 月 8 日
決裁 平成 29 年 5 月 9 日
処理 平成 29 年 5 月 10 日

932-0102

小矢部市水島902

平成29年 4月 5日

富山県議会
議員

筱岡 貞郎 様

請 求 書

となみ政経懇話会

事務局長 [REDACTED]
砺波市太郎丸2丁目129
北日本新聞社砺波支社内
電話(0763)32-2012

拝啓

各位には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃ご尽力賜り、ありがとうございます。つきましては、下記の通り会費をご請求申し上げます。なお、お支払いはお手数ながら口座振込でお願い致します。

敬具

摘 要	金 額
会 費 (自 平成29年4月 至 平成29年6月) 8,000円×3ヵ月	24,000円
合 計	24,000円

振込先	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
支店名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
口座種別	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
口座名	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会

29年 5月 末日までお振込をお願いいたします。
なお、勝手ながら振込手数料は各自ご負担願います。

本書と行き違いにお支払いをいただいた節は、失礼をお詫び致します。

経費番号	63	事業概要	事務用品代		
経費項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	経費の内容		金額(円)	備 考	
	パソコンインク代		1134	2268*0.5=1134	
	《合 計》		1134		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領収書

管理No. 0262-403-0000306

伝票No. 0262-403-016428

発行日: 2017年05月03日

彼岡貞郎 様

内訳 見金 ¥2,268 (内消費税 ¥168)

但しインク 代として。
上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

61
05
¥2,100
B0262403016428B
3197398011 | CBK61
ITインク 1:持帰 外08
T 磯波店

※印刷面を内側に折って保管願います。

收受 平成 29 年 5 月 8 日
決裁 平成 29 年 5 月 9 日
処理 平成 29 年 5 月 10 日

整理番号	285		使途項目	01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費	
活動期間	平成29年4月3日	から	活動の概要	(内容) 視察研修・要望 内容等は別紙のとおり	
	平成29年4月4日	まで			
場所	東京				
経費の内容		金額	経費の内容		金額
鉄道・バス (貸切バス 16180*0.5)		8090	宿泊料 (4/3 10300*0.5)		5150
タクシー			食事代		
航空機			会費		
自家用車 @37 × km =		0			
リース車 @18 × km =		0			
有料道					
駐車場			計		13240
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 平成 29 年 5 月 26 日
 決裁 平成 29 年 6 月 1 日
 処理 平成 29 年 6 月 2 日

振込金受取書

29年4月9日

お振込先 お受取人	振込先店舗	店舗コード	口座番号	金額	十億	百万	千	円	
	南部 (店所)		0038705					¥26480	
	フリガナ	いなば農協南部支店							
	おなまえ	いなば農協南部支店 様							
ご依頼人	フリガナ	シノカ テイロウ							
	おなまえ	篠園 貞郎 様							
	おとこごころ	〒932-0102 電話(0766) 61-2081 小矢部市水島902							

いつもJAバンクをご利用いただきありがとうございます。

- 決済未確認の小切手につきまして、万一不渡りとなったときは、この振込を取消し、小切手は権利保全の手続をしないで当店において返却します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 通信機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書は、振込ができない場合に必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。

取扱店
いなば農協 南部支店



請求書

請求書No: 00004164-002-02
発行日: 平成29年04月06日

篠岡 貞郎 様

ツアー名: 東京視察研修 1泊

期間: 平成29年04月03日(月) ~
平成29年04月04日(火) 1泊2日

このたびは弊社をご利用いただきまして誠に
ありがとうございます。下記料金のご請求を
申し上げますのでよろしくお願い致します。

富山県知事登録旅行業第1281号
JAいなば旅行社
〒932-0053
富山県小矢部市石動町1-30
TEL: 0766-68-1211 FAX: 0766-68-9411
責任者:
担当者:

26,480円	0円	26,480円
---------	----	---------

品名	単価	数量	金額	備考
1 交通費	16,180	1	16,180	バス代・有料道路・駐車料
2 宿泊費 (税込)	10,300	1	10,300	ルポール越前・シングル1泊朝食

備考

お振込先 いなば農協南部支店 普通口座0038705 口座名義 いなば農協南部支店

本請求書により、前回までの請求書を無効とします。

県外・海外政務活動報告書

平成29年5月26日

自民党富山県議会議員会

整理番号 285

会派・議員名

筱岡貞郎

活動名称	視察要望活動・講演会
目的	小矢部市重点事業要望、講演会拝聴
日程	平成29年4月3日（月）～平成29年4月4日（火）
場所 〔国名・都市名、施設名、訪問先等〕	首相官邸 復興庁 ルポール麹町
相手方等 〔主催者、対応者、参加者、同行者等〕	首相官邸 野上浩太郎 復興庁 橋慶一郎 ルポール麹町 坂東真理子
行程・活動内容	
1. 行程	
4/3(月) (貸切バス)	
自宅→クロスランド小矢部→東京(首相官邸・復興庁)→ホテルルポール麹町(講演会・意見交換会)→泊	
4/4(火) (貸切バス)	
ホテル→東京(豊洲市場・葛飾柴又)→クロスランド小矢部→自宅	
2. 活動内容	
4月3日、首相官邸において、野上参議院議員に小矢部市の重点事業に関する要望事項を説明 引き続き、復興庁において、橋衆議院議員に小矢部市の重点事項を説明し、要望した。	
ホテルルポール麹町 アメジストにおいて、「地域創生とシニア」と題して、昭和女子大学理事長 坂東真理子先生の講演を拝聴した。	
＜講演要旨＞	
・地方の務活性化には、シニア世代力が不可欠である。	
・世界の長寿国となつた日本は、シニア世代の活躍が魅力ある地域を創っていく。	
・豊富な経験と、余裕のある時間、地域の仲間との交友関係を十分に活用し、地域創りに生か していく。	
講演会終了後、参加者との意見交換会があり、復興副大臣 橋慶一郎、内閣官房副大臣 野上浩太郎 参議院議員 山田俊男・堂故茂、昭和女子大学理事長 坂東真理子 東京小矢部会副会長 [REDACTED] が出席、活発な意見交換がなされた。	

※日帰りの政務活動を含む。

東京視察研修会

期日：平成 29 年 4 月 3 日、4 日



〈首相官邸：野上参議院議員に要望事項説明〉



〈復興庁：橘衆議院議員に要望事項説明〉



〈坂東眞理子氏による講演会〉



〈国会議員の先生方との懇親会〉

整理番号	565	事業概要*	新聞代				
使途明細	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費	
内容							
	意旨の内容*		金額(円)*	備 考			
	北日本新聞		3072	5月分	/		
	農業新聞		2623	"	/		
	富山新聞		3072	"	/		
	「しんぶん赤旗」日曜版		823	"	/		
	読売新聞		3093	"	/		
	聖教新聞		3344	"	/		
北陸中日新聞		2988	"	/			
《合 計》*		19015					
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)							
29-05-23: 農業新聞 *2,623 日本農業新聞 XXXXXXXXXX 29-05-25: 新聞購読料 *3,072 読売新聞 XXXXXXXXXX							

收受 平成 29 年 6 月 6 日
 決裁 平成 29 年 6 月 6 日
 処理 平成 29 年 6 月 6 日

領収証

17年 05月分 17年5月27日 No. 882302

お名前 篠岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

富山新聞販売 (株)
 小矢部センター
 小矢部市小矢部町3-10
 TEL (0766) 67-5888
 FAX (0766) 53-5887



購読料のお支払いは①金融機関の口座から
 ②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

日本共産党発行の **しんぶん赤旗**

領収書

篠岡 貞郎 様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	823

823 円

2017年 5月分

上記の金額たしかにいただきました。
 ありがとうございました。

高岡市内免2丁目7番13号
 日本共産党
 奥西地区委員会
 TEL 0766-23-3281

領収日 / 扱者

領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902

29年 5月分
銘柄

部数 金額 ◇左記の通り領収しました

1 読売新聞
2
3

合計 3,093 円

領収日 29年5月26日

取扱紙
読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
 菅沼善久
 〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
 TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



※裏面もあわせて内容を十分お読みください

新聞購読料 領収証

篠岡 貞郎 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2017年5月分 領収日 月 日

領収金額 ¥3,344

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,410	1ヶ月分	1,410

販売店 山内 信人
住所 高岡市五福町7-16
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422



お申込No. 16015-17697(378)-2

領 収 証

篠岡貞郎 様

¥ 2,988

但し 北陸中日新聞朝刊 17年 5月分 購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

年 月 日

北陸中日新聞津沢専売所



山田 和 夫

小矢部市高木147
TEL(0766)61-3244



毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

整理番号	266		事業概要	自動車リース料	
備付項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
	総管の内容*	金額(円)*	備 考		
	リース料 (5月分)	36500	73000*0.5=36500		
	《合 計》*	36500			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
29-05-25 口座振替 *73,000NTT(NCS) XXXXXXXXXX					

收受 平成 29 年 6 月 6 日
 決裁 平成 29 年 6 月 6 日
 処理 平成 29 年 6 月 6 日

證明番号	367	事業概要	電話料等				
候補項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費	
内容	経費の内容*		金額(円)*	備 考			
	携帯電話 ()		4192	8385*0.5	/		
	ケーブルテレビ受信料		1782	3564*0.5	/		
	《合 計》*		5974				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)							
29-05-25 口座振替		*8,385 KDDI 料金					
29-05-29 口座振替		*8,555 HLC 代り					

收受 平成 29 年 6 月 6 日
 決裁 平成 29 年 6 月 6 日
 処理 平成 29 年 6 月 6 日

648	新聞代
07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費

品名	単価	数量	備
北日本新聞	3072	6月分	/
農業新聞	2623	"	/
富山新聞	3072	"	/
「しんぶん赤旗」日曜版	823	"	/
読売新聞	3093	"	/
聖教新聞	3344	"	/
北陸中日新聞	2988	"	/
	19015		/

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

29-06-26 新聞購読料 *3,072 北日本新聞 6月分

29-06-23 農業新聞 *2,623 日本農業新聞

收受 平成 29 年 7 月 6 日
 決裁 平成 29 年 7 月 7 日
 処理 平成 29 年 7 月 7 日

領収証

17年 06月分 / 17年 6月28日 No. 882302

お名前 篠岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

富山新聞販売 (株)
 小矢部センター
 小矢部市小矢部町3-10
 TEL (0766) 67-5888
 FAX (0766) 53-5887

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から
 ②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

日本共産党発行の **しんぶん赤旗**

領収書

篠岡 貞郎 様

新聞・雑誌名 部数 金額

「しんぶん赤旗」日曜版 1 823

823円

2017年 6月分

上記の金額たしかにいただきました。
 ありがとうございます。
 高岡市内免2丁目7番13号
 日本共産党
 呉西地区委員会
 TEL 0766-23-3281

領収日 / 扱者

領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo07411

お名前 篠岡 貞郎 様
 水島902

29年 6月分

銘柄	部数	金額	備考
1 読売新聞	1	3,093	◇左記の通り領収しました
2			
3			
合計		3,093円	領収日 29年6月27日

取扱紙 読売センター小矢部
 菅沼善久
 〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
 TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



*裏面もあわせて内容を十分お読みください。

新聞購読料 領収証

篠岡 貞郎 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2017年6月分 領収日 月 日

領収金額 ¥3,344

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,410	1ヶ月分	1,410

販売店 山内 信人
住所 高岡市五福町7-16
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. 16015-17697(378)-1



領収証

篠岡貞郎 様

¥ 2,988

但し 北陸中日新聞朝刊 2017年6月分購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

年 月 日



北陸中日新聞津沢専売所

山田和夫

小矢部市高木147

TEL(0766)61-3244



毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

649	自動車リース料			
09_事務費	01_調査研究費	・02_研修費	・03_広聴広報費	・04_要請陳情等活動費
	06_資料作成費	・07_資料購入費	・08_事務所費	・09_事務費
				・05_会議費
				・10_人件費
リース料 (6月分)		36500	73000*0.5=36500	
《合計》		36500		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
<p>29-06-26 口座振替 *73,000NTT(NCS)</p>				

收受 平成 29 年 7 月 6 日
 決裁 平成 29 年 7 月 7 日
 処理 平成 29 年 7 月 7 日

150	電話料等																				
09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費																		
	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">経費の内容*</th> <th style="width: 15%;">金額(円)</th> <th style="width: 55%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯電話 ()</td> <td style="text-align: right;">4185</td> <td>8371*0.5</td> </tr> <tr> <td>ケーブルテレビ受信料</td> <td style="text-align: right;">1782</td> <td>3564*0.5</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>《合 計》</td> <td style="text-align: right;">5967</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>				経費の内容*	金額(円)	備 考	携帯電話 ()	4185	8371*0.5	ケーブルテレビ受信料	1782	3564*0.5							《合 計》	5967	
経費の内容*	金額(円)	備 考																			
携帯電話 ()	4185	8371*0.5																			
ケーブルテレビ受信料	1782	3564*0.5																			
《合 計》	5967																				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)																					
29-06-26 口座振替	*8,371 KDDI 料金	()																			
29-06-27 口座振替	*8,589 HLCトナリエイワシ	()																			

收受 平成 29 年 7 月 6 日
 決裁 平成 29 年 7 月 7 日
 処理 平成 29 年 7 月 7 日

ご 請 求 書

(2017年 6月 16日 発行)

ご 案 内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。

【口座振替日】 2017年6月27日(火)

ケーブルプラス電話、ケーブルスマホ、TSTひかり電話をご契約されているお客様にご負担をお願いしております「ユニバーサルサービス料」につきまして、ユニバーサルサービス制度の番号単価改定に伴い、2017年7月ご利用分から、1番号あたり月額3円(税込)に改定となります。

お客様番号	[REDACTED]
今回ご請求額(税込)	8,589 円

お支払口座	金融機関名	[REDACTED]
	支店名	[REDACTED]
	口座種別・番号	[REDACTED]
	口座名義人	シノオカ テイロウ

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

品 名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(スタンダード)	3584	毎月払い	2017/06/01~2017/06/30
ネット使用料(ベーシックセット)	3888	毎月払い	2017/06/01~2017/06/30
ケーブルプラス電話基本料	1436	毎月払い	2017/05/01~2017/05/31
ユニバーサルサービス料	2	毎月払い	2017/05/01~2017/05/31
国内通話料(KDDI宛)	8	毎月払い	2017/05/01~2017/05/31
国内通話料	163	毎月払い	2017/05/01~2017/05/31
auへの通話料	16	毎月払い	2017/05/01~2017/05/31
ケーブルプラスauケータイセット割	-108	毎月払い	2017/05/01~2017/05/31
国内通話割引(KDDI宛)	-8	毎月払い	2017/05/01~2017/05/31
auへの通話料割引額	-16	毎月払い	2017/05/01~2017/05/31
トリプル割(TV+NET+TEL)	-356	毎月払い	2017/05/01~2017/05/31

45

755		01_調査研究費		01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費	
平成29年5月29日 から		山村振興議員連盟 県外視察 (島根県)			
平成29年5月31日 まで		(内容)		(備考)	
島根県		邑南町定住促進課・商工観光課 島根県中山間地地域研究センター 飯南高等学校 島根県庁 (暮らし推進課 教育委員会) 取組みについて、意見交換			
経費の内容*		金額*		経費の内容*	
鉄道・バス				宿泊料 6,600円 15,100円	21,700
タクシー				食事代 1,500円×2、 2,000円×1	5,000
航空機		60,390		会費	
自家用車 @37 ×	km =	0		貸切バス代	17,280
リース車 @18 ×	km =	0			
有料道		1,069			
駐車場				計	105,439
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 平成 年 月 日
 決裁 平成 年 月 日
 処理 平成29年7月18日

領 収 証

No. 17981

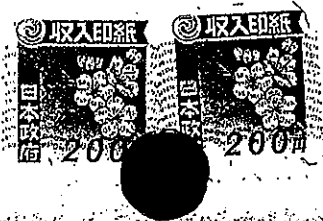
富山県敦賀市小坂坂野屋製菓 殿

平成 29 年 7 月 18 日

¥ 1,660,960- (税込)

但し島根県税を差引いた

上記の金額正に領収致しました



ニューフェイス
TEL 076-441-2070 FAX (076) 431-2735

本社 富山県奥野新田町 (ボルファートとやま)
 ファボーレ店 高岡大和店 金沢営業所
 名古屋支店 東京支店



H27.8. 2×50×100 ㊞

富山県議会山村振興議員連盟 様

平成29年6月30日

(株)ニュージャパントラベル

富山市奥田新町8番1号

TEL(076)441-2000

請 求 書

「島根県内視察」旅行に係った費用を、下記の通りご請求いたします。

旅行日 平成29年5月29日(月)～5月31日(水)
 人 数 15名様

ご請求金額 金1,660,960円

項 目	内 容	単 価	数 量	合 計	備 考
航空券代	富山⇒羽田⇒広島、米子⇒羽田⇒富山	60,390	15名	905,850	団体券利用
貸切バス代	3日間利用	259,200	1台	259,200	
有料道路代		16,030	1台	16,030	
宿泊ホテル代	三次グランドホテル 1泊(朝食1回付)	6,600	15名	99,000	
"	皆生シーサイドホテル 1泊(夕食1回付)	15,270	14名	213,780	
食事代	5/29 昼食 (邑南町)	2,700	15名	40,500	
"	5/29 夕食 (三次市)	5,940	15名	89,100	
"	5/30 昼食 (掛合町)	2,500	15名	37,500	
総合計				1,660,960	

H29山村振興議員連盟県外視察(5月29日~5月31日) 決算

H29.7

参加者	会派	交通費			ホテル			食事代			自己負担額	個人合計	議連負担合計			
		飛行機	貸切バス 代等	有料道路	三ツツホテル (5/29:泊朝食)		皆生ツツホテル (5/30:泊朝食・夕食)		AJIKURA (5/29昼食)	むらたけ総本家 (5/29夕食)				掛合の里 (5/30昼食)		
					政務活動費 (家費)	政務活動費 (家費)	政務活動費 (家費)	政務活動費 (家費)		政務活動費 (家費)					政務活動費 (家費)	政務活動費 (家費)
1 鹿熊会長	自民	60,390	17,280	1,069	6,600	15,100	170	1,500	1,200	2,000	3,940	1,500	1,000	6,310	111,749	
2 宮本副会長	自民	60,390	17,280	1,069	6,600	15,100	170	1,500	1,200	2,000	3,940	1,500	1,000	6,310	111,749	
3 笹岡事務局長	自民	60,390	17,280	1,069	6,600	15,100	170	1,500	1,200	2,000	3,940	1,500	1,000	6,310	111,749	
4 大野議員	自民	60,390	17,280	1,069	6,600	15,100	170	1,500	1,200	2,000	3,940	1,500	1,000	6,310	111,749	
5 米原議員	自民	60,390	17,280	1,069	6,600	15,100	170	1,500	1,200	2,000	3,940	1,500	1,000	6,310	111,749	
6 中川議員	自民	60,390	17,280	1,069	6,600	15,100	170	1,500	1,200	2,000	3,940	1,500	1,000	6,310	111,749	
7 亀山議員	自民	60,390	17,280	1,069	6,600	15,100	170	1,500	1,200	2,000	3,940	1,500	1,000	6,310	111,749	
8 山崎議員	自民	60,390	17,280	1,069	6,600	15,100	170	1,500	1,200	2,000	3,940	1,500	1,000	6,310	111,749	
9 浅岡議員	自民	60,390	17,280	1,069	6,600	15,100	170	1,500	1,200	2,000	3,940	1,500	1,000	6,310	111,749	
10 疇師議員	自民	60,390	17,280	1,069	6,600	15,100	170	1,500	1,200	2,000	3,940	1,500	1,000	6,310	111,749	
11 横山議員	自民	60,390	17,280	1,069	6,600	15,100	170	1,500	1,200	2,000	3,940	1,500	1,000	6,310	111,749	
12 山辺議員	自民	60,390	17,280	1,064	6,600			1,500	1,200	2,000	3,940	1,500	1,000	6,140	96,474	1,325,119
13 島村議員	社民	60,390	17,280	1,069	6,600	15,100	170	1,500	1,200	2,000	3,940	1,500	1,000	6,310	111,749	
14 澤谷議員	社民	60,390	17,280	1,069	6,600	15,100	170	1,500	1,200	2,000	3,940	1,500	1,000	6,310	111,749	
15 吉田議員	公明	60,390	17,280	1,069	6,600	15,100	170	1,500	1,200	2,000	3,940	1,500	1,000	6,310	111,749	
小計		905,850	259,200	16,030	99,000	0	211,400	2,380	22,500	18,000	30,000	59,100	22,500	15,000	1,566,480	0
合計		905,850	259,200	16,030	99,000	0	213,780		40,500	89,100		37,500		1,660,960	0	0

富山県議会山村振興議員連盟県外視察 参加者名簿

5/29～5/31 島根県

役職名	議員名	会派	備考
会長	かくま まさかず 鹿熊 正一	自由民主党	
副会長	みやもと みつあき 宮本 光明	自由民主党	
理事	おおの ひさよし 大野 久芳	自由民主党	
〃	よねはら しげる 米原 蕃	自由民主党	
事務局長	しのおか ていろう 筱岡 貞郎	自由民主党	
監事	なかがわ ただあき 中川 忠昭	自由民主党	
会員	しまむら すすむ 島村 進	社民・無所属議員会	
〃	さわたに きよし 澤谷 清	社民・無所属議員会	
〃	かめやま あきら 亀山 彰	自由民主党	
〃	やまざきむねよし 山崎 宗良	自由民主党	
〃	よしだ つとむ 吉田 勉	公明党	
〃	あさおかひろひこ 浅岡 弘彦	自由民主党	
〃	ぎやくしふじお 瘡師富士夫	自由民主党	
〃	よこやま さかえ 横山 栄	自由民主党	
〃	やまべ みつぐ 山辺 美嗣	自由民主党	30日帰富

計15名

山村振興議員連盟 島根県視察日程(案)

H29.4.24

第1日目

月日	場所	着	発	備考	移動手段
5月 29日 (月)	富山空港		7:10		ANA312
	羽田空港	8:15	9:35		ANA675
	広島空港	11:00			借上バス
	(昼食)				
	邑南町定住促進課(まち・ひと・しごと創 生戦略推進室)、商工観光課 邑南町矢上6000	14:00	16:00	・日本一の子育て村構想・地方創生の 取組み ・A級グルメ構想について	借上バス
	(宿舎)三次グランドホテル 広島県三次市十日市南1-10-1 Tel:0824-63-3111	17:00			徒歩1分
	(夕食)むらたけ総本家 三次市十日市東6-1-8 Tel:0824-63-0666	18:30			

第2日目

月日	場所	着	発	備考	移動手段
5月 30日 (火)	宿舎		8:30		借上バス
	島根県中山間地域研究センター 飯南町上来島1207	9:30	11:00	中山間地域の地域振興対策の研究	↓
	飯南高等学校 飯南町野萱800	11:00	11:45	・しまね留学生への支援 ・町と連携した特徴的な教育活動・取 組み	↓
	(昼食)				↓
	島根県庁 島根県議事堂 松江市殿町1	14:00	15:30		↓
	しまね暮らし推進課	(14:00)	(14:45)	定住促進の取組 (県、ふるさとしまね定住財団の取組)	
	教育委員会(教育指導課、学校企画 課)	(14:45)	(15:30)	・今後の県立高校の在り方検討委員会 ・しまね留学	
	(宿舎)皆生シーサイドホテル 鳥取県米子市皆生温泉3-4-3 Tel:0859-34-2222	17:30			↓
(夕食)ホテル内宴会場	18:30				

第3日目

月日	場所	着	発	備考	移動手段
5月 31日 (水)	宿舎		6:15		借上バス
	米子空港	6:45	7:20		ANA382
	羽田空港	8:40	9:40		ANA315
	富山空港	10:40			

山村振興議員連盟県外視察報告書

日 程 平成 29 年 5 月 29 日 (月) ～5 月 31 日 (水)

場 所 里山イタリアン「AJIKURA」

〒696-0103 島根県邑智郡邑南町矢上 3123-4

島根県邑南町役場

〒696-0103 島根県邑智郡邑南町矢上 6000

島根県中山間地域研究センター

〒690-3405 島根県飯石郡飯南町上来島 1207

島根県立飯南高等学校

〒690-3401 島根県飯石郡飯南町野萱 800

島根県庁

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

主 催 富山県議会 山村振興議員連盟

同行者 鹿熊議員、宮本議員、大野議員、米原議員、山辺議員、横山議員、
筱岡議員、中川議員、吉田議員、瘡師議員、亀山議員、澤谷議員、
山崎議員、島村議員、浅岡議員

行程

1 日目 5 月 29 日

富山空港に集合

富山空港から羽田空港へ移動

羽田空港から広島空港へ移動

空港から借上バスにて移動し昼食

【里山イタリアン AJIKURA】

昼食は地元邑南町の「A 級グルメのまちづくり」として有名なイタリアンレストランの里山イタリアン「AJIKURA」で地元産素材の料理を食しながら現地視察を開始した。



その後、邑南町役場に借上バスにて移動。

【邑南町役場】

邑南町の「日本一の子育て村構想」や「地方創生の取り組み」の報告を受けた。人口減少と少子高齢化に対する危機感を持ち、平成23年度から「持続可能なまちづくり」を目指し、

① 攻めの A 級グルメ構想

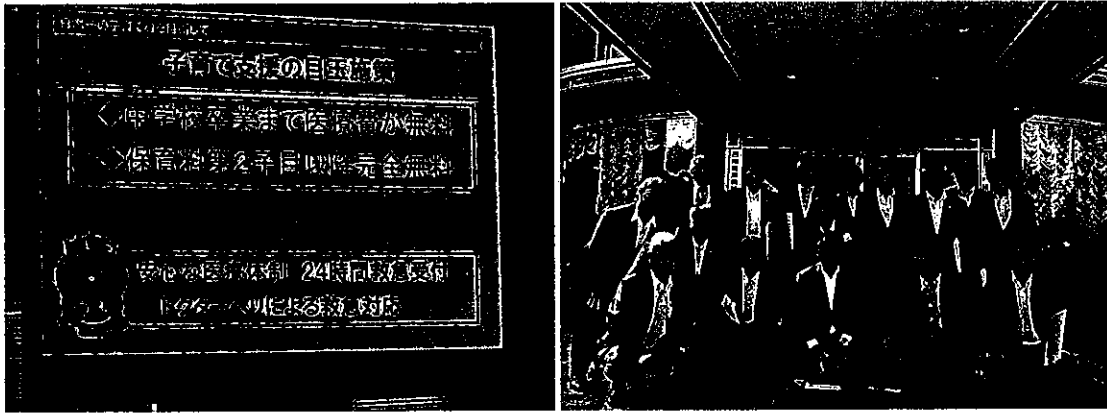
昼食をとった「イタリアンレストラン AJIKURA」を代表とし、石見牛や石見ワインなど地元食材を使用したアイデア料理を提供する A 級グルメによるまちづくりが進められている。平成 27 年度までの観光入り込み客は 92 万人、UIJ ターン者数は 240 人を達成している。

② 守りの「日本一の子育て村」

日本一の子育て村を目指し、きめ細かな移住者に対するケア等による人口増施策を進めている。「日本一の子育て」に関しては、公立邑智病院の小児科、産婦人科の常勤により安心して出産・子育て出来る環境づくりや、中学 3 年生までの児童の医療費の現物給付、第 2 子以降の保育料の無償化、第 1 子の保育料の国基準の 6 割設定をしている。これらの取り組みにより、平成 27 年度の合計特殊出生率は 2.46、出生数は 70 人を確保した。

ここで注目する点は、財源は全て過疎債でまかなっているところであった。





邑南町役場から借上バスにて宿泊所へ移動

宿泊所 「三次グランドホテル」 広島県三次市十日市 1-10-1

2日目 5月30日

宿泊所から「島根県中山間地域研究センター」へ借上バスにて移動。

「島根県中山間地域研究センター」

対応者 嶋田 所長

有田昭一郎 主任研究員

嶋田所長から、全国で唯一の中山間地域を総合的・専門的に研究する同センターの設立経緯やセンター運営の基本的な方針等について説明を受けた。

同センターは、平成7年に、当時の澄田知事が過疎化の進行や農林業の生産活動の停滞等に危機感を持ち、農林産物の生産や地域住民の生活の場であり、国土保全などの多面的機能を担う中山間地域の再生のため、総合的な中山間地域対策の展開を図るため「中山間地域研究センター」の整備を表明した事に始まり、平成10年4月に約60億円を投じて「島根県中山間地域研究センター」が発足した。

同センターの活動の基本として、①総合的な中山間地域対策の展開として、地域振興対策の研究、農業、畜産、林業が一体となった技術開発、森林・林業に関する研究などを総合的に実施するとともに、これらの研究成果を活かした各種研修や地域づくり支援事業の展開。 ②持続的な社会システムづくりの推

進として、研究成果の普及・定着、それを活かした各種研修や地域の特色ある取り組みの支援を行い、21世紀の持続可能な活力ある中山間地域の社会づくりを推進しているとの説明があった。



また、有田昭一郎主任研究員からは、島根県地域振興部の中にある「中山間地域研究センター」の具体的活動内容について報告を受けた。

同センターは、正規職員42名、嘱託・臨時等を合わせた77名体制で運営されており、地域研究支援部門として「中山間地域支援スタッフ・地域研究スタッフ」が小さな拠点づくり支援として県内19市町村の地域住民組織への技術的支援や支援ノウハウの開発・スキルアップ研修会の開催などを行い、持続可能な地域づくりの支援を行っている。また農林技術部門では、中山間地域の売れるものづくり、放牧による耕作放棄地対策、特用林産物の栽培研究、野生鳥獣類の効果的な被害対策の開発・実証、森林の保護育成、木材利用の推進などが実施されている。

特に有田氏からは、『島根県の小さな拠点づくりの推進体制、中山間地域対策プロジェクトチーム』の活動の紹介があった。それは、「安心して暮らし続けられる地域の仕組みづくり」を目指す小さな拠点づくり運動である。

県内には 236 公民館エリアがあるが、平成 25 年度～27 年度で 52 の支援地区を設け、平成 28 年度～31 年度までで 150 地区で小さな拠点づくりの支援を行うとの事であった。支援スタッフが月 1 回程度現場へ行き、地域の課題を整理し、課題解決のための目標設定やアドバイスなどを丁寧に行い支援する活動により、それぞれの地域に合った持続可能な地域づくりを目指す運動が報告された。

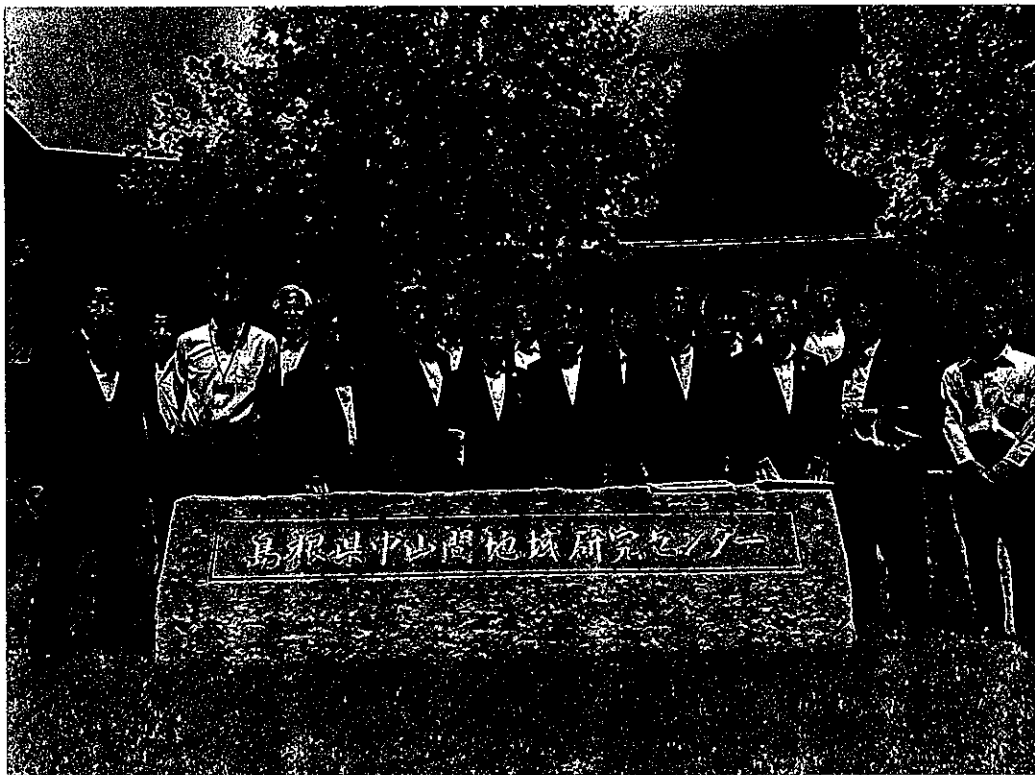


イノシシの生態観察を兼ねてジビエとして育成してるイノシシ園

視察全体を通じた感想としては、人口減少、少子高齢化の中で、どう地域社会を守っていくのか、島根県の強い危機感と持続可能な地域づくりへの決意が感じられた。金も人もかけ、住民と共に進もうとする島根県の気概を、私たちも見習わねばと感じた。



島根県中山間地域研究センターのエントランス



中山間地域研究センターから借上バスにて島根県立飯南高等学校に移動。

【島根県立飯南高等学校】

対応者 秦 学校長

学校の現況としては、島根県立飯南高等学校は、島根県でも広島県境近い中国山地を背負う中山間地域である。町全体の2つの中学校すべての卒業生数でも、飯南高等学校の一学年の定80名より少ない40名前後であり、3学年合わせた生徒数は現在も半数近くは、他市町から入学している。

学校の取り組みとしては、公立高校での全国一の学生寮多い島根県で、3分の1の生徒が男女ほぼ同じように入寮している特色ある高校である。県外性のほぼ全員がホストファミリー活動、宿泊も体験している。

また、昨年度は、14名が国公立大へ進学しているなど、進学校という面もあり、部活動では、報道部が全国大会常連校で優勝したこともあります。スキー部、ハンドボール部は、全国あるいは中国大会の常連校でもある。

生徒の通学修学対策として、バス定期助成や、近隣中学校よりスクールバスの運行もおこなっている。

町外中学校（県外が多い）からの生徒が多く、寄宿舍（月根尾寮）を運営し、支援として、町から寮費月額1万円補助、自己負担月3万円、ただし欠食分は返金するなど、県外に住んでいる意欲ある中学生を「しまね留学生」募集している。

平成10年に公立高校ながら文部省中高一貫教育研究指定校になり、町内からの入学率が伸びたそうである。

また、教育活動後援会があり、資金面での後援を町内中学出身上位者給付金制度を導入している。

キラリ！ドリームアップ推進協議会事業の中に、特色ある教育の推進のひとつ、生命地域学では、課題研究を提案だけでなく、六次産業化・商品化・予算付けまでおこなっている。生命地域ラボとして、地域住民との交流会・ボランティア活動・保育所訪問・介護実習などもおこなっている。学力向上に町営の学習指導もおこなっている。

離島中山間地域高校の活性化・活性化事業として、県主導の支援事業県内8校に選ばれて、高校の魅力を高めながら、高校入学者の確保、地域に根ざした

高校づくりを推進し、地域の活性化を図る町と高校からなる団体へ交付金が、少なくとも9年間支給されている。

生徒数確保2学級維持し、保小中高一貫教育の中核としての、中高一貫教育・中高の連携している。なかでも、T.T.授業は、高校から中学へ、中学から高校へと教師が参加し、教科の連携活動をしている。部活動・学園祭など相互交流教科外連携も行われている。目を見張るのは、月1回の高校長と2中学校長で構成する校長会を開いていることである。小規模校の特色である少人数・習熟度別指導で、教育力向上による生徒確保、活力ある2学級づくりに取り組んでいる。

中山間地域として地域に密着した特色のある高校、町への定住化対策を、町づくりの柱として、バックアップ支援体制がとられている。



島根県立飯南高等学校から借上バスにて島根県庁に移動。

【島根県庁】

島根県の現状としては、県土のうち中山間地が9割を占め、人口の46%が中山間地域で暮らしている。人口のピーク時は(昭和30年)92.9万人で、H26年の人口は69.7万人で、▲23.2万人(▲25%)になっている。詳細としては、出雲圏域は▲3.4万人(▲7%)、石見圏域は▲17.4万人(▲46%)、隠岐圏域は▲2.4万人(▲53%)であり、過疎という言葉が発祥したのが島根県でもあり、20年間にわたり過疎対策を積み重ねた過疎先進県と言える。

定住促進を目的に、総工費60億円で中山間地域交流センターを設置し、

【島根県人口ビジョン】を策定して、2040年までに合計特殊出生率2.07と社会移動の均衡を目指している。

また、【島根県総合戦略】を策定して、

基本目標1 しごとづくりとしごとを支える人づくり

基本目標2 結婚・出産・子育ての希望をかなえる社会づくり

基本目標3 しまねに定着、回帰・流入するひとの流づくり

基本目標4 地域の特性を活かした安心して暮らせるしまねづくり

としている。

また、【島根県定住施策の特徴】は、早い時期から取り組んでおり、平成4年に定住財団を設立し、県、市町村、財団を一体化して定住支援員を全市町村に配置し、事業を一体化して行っている。

そして、定住、若年者県内就職、地域づくりの3本柱で、移住者だけでなく県内の人材流出阻止や地域づくりにも着目し、県や市町村は、海士町、小規模多機能自治組織、中山間地域研究センター等のユニークな取り組みをしている。

【島根の強み】は、定住対策予算を充実させ、「オールしまね」で取り組み、定住と若年者県内就職と地域づくりの三本柱の施策である。

また、【小さな拠点づくり】としては、

① 住民主導の取り組みの推進

公民館等の拠点施設で、高齢者のサロン開設(=見守り)

② 生活機能の確保

旧店舗を改修し、小規模の地域運営スーパーを開設。

③ 生活交通の確保

自治会メンバーがボランティアで運転手を担い、地域内を移動する自治会輸送。

④ 地域産業の振興

地域の特産品を産直市で販売。

これらは、行政でできることは各自自治体で行い、現場でできることは、「ふるさと島根定住財団」が主に担当している。

一番重要なことは、島根に関する関係性をつないでおく事であり、「人材誘致コーディネーター」を設置している。そして、「しまコトアカデミー」を開催して、関係人口セミナーを東京で7回開き、5期の卒業生が施策・提案しており、参加者の3割が立案した事を島根で施策としていく予定である。例えば、島根で農業をやりたいという案は、就農につなげ、長期体験3か月から1年、月12万の生活費支給している。

また、無料職業紹介として、「くらしまネット」を開設した。

教育魅力化の取組としては、資金調達をクラウドファンディングにし、成長拡散を段階的に実行している。

シングルペアレントには、介護職を斡旋している。

また、海士町では、観光協会が人を雇用し、必要な所へ人材派遣している。

中山間地域対策としては、県の人口減少のほとんどが中山間地域であり、条例制定した。また同時に、中山間地域活性化計画を策定した。小さな拠点をづくり、公民館エリア機能を無理やり一か所に集約するのではなく、地域公共交通でつないでいる。

教育委員会との取り組みは、人材育成であり子供の頃からの教育としての人材育成を行なっている。

【県立高校あり方検討委員会】は、配置・規模・社会的役割など進むべき方向と再編成に関する基本的な考え方を集約し、学校は教育単独でなく、地域振興の中に位置づけている。「島根留学」という学びの環境と地域を守るという違う本質を融合し、教育環境に魅力を感じて、地元の生徒が集まってきている。また、高校を起点として地域と高校を活性化させ、地域とかわり、生徒一人一人の個人の役割を確保させている。現状は、プラスのスパイラルの状況で、地域と学校を結ぶ職員をコーディネーターとして自治体の財源で確保し、県か

ら指示はせず、地域資源を生かすという方向性を与えている。

県外生募集セミナーは、大阪市、名古屋市、東京都内で開いており、また、地元の小中学校での島根の魅力化の取組を促進している。



鳥取県との質疑応答

鹿熊県議

Q:県立高校の総数は何校か？

A:全日制は34校で、離島と中山間地域で、高校が一つしかない町は8校、23校が中山間地域指定高校されている。

また、県立高校の学級数は、都市部最大は8学級で、平均は3.8学級である。23校が学生寮を所有している。

Q:島根県の高校再編検討会では、1学年2学級ある高校を維持させ、1学年1学級は廃校の方針なのか？

A:議論はそういう雰囲気で行われている。教育委員会として議論の際にお願いしている事が2点ある。小さな拠点づくりの一環や、移住定住対策を含めた、単に学校教育だけではなく、地方創生や地方活性化の観点で色々考えて頂きたいとお願いし、その方向で議論が進んでいる。

中川県議

Q:若年人口が減少する中、若年人口の維持という観点で、小・中・高・保育所を含めて教育の無料化を考えておられるが、これは県外から呼び込むための戦略なのか？

A:小中学生は、親も一緒に移住が必要になるので難しいが、離島の隠岐では、「島留学」として小中学生の生徒を移住対象とした生徒の受け入れ募集をしている。生徒と保護者も共に移住するケースもあるので、取り組みとしてはありだと思う。地域が望めば、その取り組みを地域の強みとして県が支援する形になるが、用途について細かく制限することはない。

Q:その財源はどうするのか？

A:実際は市町村側が起債されるケースがある。1/2 負担なのでそれを前提に考えている。

Q:これは市町村側からの要望でされているのか？

A:これはまちまちである。県立高校と地域の話になるので、取り組みにくい地域もある。離島は三年間の教育で学力のばらつきをまとめるのが難しいので、選択肢を広げたいということもあり、地域によって異なる取組となる。

米原県議

Q:島根県内で私立高校はどれだけあるか？

A:10校である。

壺師県議

Q:島根県は県外留学が多いと思うが、甲子園の強豪校が県外留学を受け入れている高校が多い事にヒントを得たのか？

A:高校野球の選手に県外留学性が多いのは事実だが、私立だから留学が多いわけではない。

米原県議

Q:私立高校の生徒の減少状況はどうなっているのか？先ほどまで説明された対策は県立高校のみの対策なのか？

A:私立高校も県外からの留学生を取り入れている。特に部活動の生徒を多く取り入れている。ちなみに今年度も約半数の生徒が県外からの留学生になっている。

鹿熊県議

Q:小さな拠点づくりや移住定住対策に力を入れると共に、高校の魅力化活性化と不即不離で、かつ一体的に議論されていて非常に重要な所だと思うが、どうか？

A:教育の魅力化を議論する際に、県の定住部局と協同し、話し合いながら組み立てている。定住施策に重点を置きながら、教育の魅力化はどうあるべきかを慎重に議論している。UI ターンフェアでも定住部局の協力を得て、その一部に学校教育のブースを設けている。そもそも人口減少が激しい島根県の中で、これをどう解消するかという大きな観点を持ちながら、施策がどう絡み合っていくかを考えて実行している。小さな拠点づくりの中でも、住民同士が話し合いながら決めていくので、教育の魅力化についても、住民が高校を残したいのかという意思を持つ時には、まずそこを議論していただいて、定住と中山間支援とを施策に反映することが重要である。このことを施策の中心として構築している。

Q:高校教育である以上は、議論の中で小規模校において教育の質を担保する事が大きなテーマになると考えるが、もちろん両立もできるという前提だと思うが、要になるのは、教員の資質によるのか？

A:まさに中山間のメリットは、少人数であることによる、きめ細かい教育ができる事と、また地域と綿密にかかわる教育ができるのは、小規模であるからこそ企画設置しやすい。子供たちが中山間地域の中に参画して、その中で役割を感じている。そこから、より意欲の高い子供たちが生まれてくると考えている。少人数だからこそ、実行しやすい教育の形を強みとして取り組んでいる。都心の学力競争の中で取り組むのと差が出始めるので、公営塾を設けているのはそういう意味合いがある。補完的な学習環境をいかにサポートしていくこと等を組み合わせながら学習環境を補完して、学校地域も都心に負けない学習環境の質を担保してゆく。

教育委員会としては、教育魅力化の延長線上に県立高校の在り方もあると考えている。中山間地も含めて教育の質の向上のためには、教育の魅力化を進め、

その魅力化の為にはどういう県立高校があればいいのかと考えているところである。

いままで県立高校再編成基本計画において、どの県においても、まず統廃合基準が前面に出て、これをコアに物事を考えていたが、島根県の考え方としては、検討委員の皆様をお願いするのは、「今後の10年の高校教育をいかに進めていくか?」、「その為に器をどうすべきか、学校規模はどうすべきか?」、「教員の人材確保はどうすべきか?」をお話しいただこうと思っている。

これまでは一律的な県全体の基準があったが、今後は中山間地と都市部の二元論的な考え方であってもいいのではないかと思う。長野県では都市部の学校にはその役割があり、多様な生徒を受け入れて切磋琢磨する。一方で地域と連携しながら地域に貢献する人材を作っていく中山間地の学校。このように二元的に学校のありようを考える。長野県ではそういった観点でビジョンを考えておられる。島根県もそれを参考にさせて頂いている。

横山県議

Q:県外の生徒を受け入れた場合、一人当たりの受け入れ費用はいくらか?

人数が増えると負担になるのではないか?

A:島根留学では生徒の減少分を受け入れるので、新たに教員の配置数が増えなければ問題ない。留学生の数は伸びればよいというわけではなく、生徒を増やすのは地域のためだからで、地元から子供たちが来なくなるとは、その地域の高校ではなくなると思うので、あるべき上限を持ちながら戦略的に受け入れる必要がある。

浅岡県議

Q:日本財団の1年につき1億円×3年間の支援制度は、県の教育魅力化の費用と全く別物か?

A:はい。別物です。

Q:イノベーターをこの支援金を利用して派遣してくれる制度か?

A:日本財団は、島根において個人でイノベーションを起こせる人材の取組を支援しており、この取り組みを将来的には全国規模に広げる計画と言っている。

Q:後方とは別の財源なのか?

A:そうです。

山崎県議

Q:島根県では高校再編が地域再生と一体化していて先進県だと思うが、富山県では勉強するために高校へ行くというところに重きを置き、地域を守る観点が希薄である。島根県でも最初にそこを乗り越えるのが一番大変だったと思うがどうか?

A:8校でいまだにむらがあるのはその部分だと思う。地域としての理解を得るのがこの議論のコアになっている。今回の事業の肝になるのは関係者といかに話し合っただけで想いを共通して同じ方向を向いてもらえるか、その為のキックオフ的なお金に近い。その思いさえできれば様々な施策を組み合わせる発想が生まれてくる。いかにその想いを作るかが成功の秘訣になる。安直にお金の支援を受けたいから手をあげます。というのは必ず失敗すると思う。いかに思いがあるからみんなが集まってくる流れを作れるかが成功のカギになる。

大野県議

Q:幼保小中高の連携において、子供たちに故郷愛を持たせて、地元の学校へ行けというのが暗に見えるが、作戦があるのか?

A:地域によってそれぞれ思いがあるが、地域に閉じ込めたいのではなく、そうすると今の子供たちは出て行ってしまいうので、地元にある高校を子供たちが選択肢として選べないことは不幸だと思う。そのために地元の高校がどうあるべきか。そのために小中学校から高校まで、こういう力が育つから選ぶんだという想いをみんなでそろえるが、当然専門高校へ行きたいという選択肢があればほかの市町村に行くことはあり得る。子供たちが自分の選択肢を選ぶような形を我々は整えるべきだと。だから幼保小中高の連携をやりたいと思っている。

Q:学校再編の論点整理が幅広くて素晴らしい。統廃合ありきという部分も見え隠れするが、違った視点で産業系の高校とか普通科の高校とかのバランスも総合的に考えられている。その中で再編が進んで今ある高校が統廃合になる事がありうると思う。産業系と普通科をどのように考えているのか?

A:普通高校の生徒も専門高校の生徒も育てたい学力・生徒像としては、十分な知識・技能を身につけさせたい。さらに社会の変化に備えながら様々な課題を乗り越えていくための判断力・思考力・表現力、そして多様な方々と共同しながらチームで物事を解決する姿勢・能力を生徒たちに身につけさせたい。これ

が前提で、普通科では一方的な知識注入型ではどうなんだろうかという意見もあり、去年富山県で探求科を拝見させていただいた。専門高校については島根の産業を支える人材を育成すると考え、時代の変化に応じながら地域のニーズを踏まえて、これまでの農業・工業・商業・水産高校の在り方がいいのかも含めて、枠組みも新たなものが必要じゃないかという事も含めて検討していく。

Q:島根留学について、飯南高校を視察して直感的に素晴らしい寮を作り、一年ですぐ新しい寮を作った。あれは不思議だったが、単に増えたからなのか、再編の中で飯南高校を残すと言う意図がある気がするがいかがか？

A:寮については、私が飯南高校の教頭時代に寮の設計をした。飯南高校の取組が背景にあって足りないんじゃないかという判断を頂き、さらに追加で作っていただいた。具体的には議会の視察もいただいてご意見もいただいて実現した。

借り上げバスにて宿泊所に移動。

3日目 5月31日(水)

借り上げバスにて宿泊所から、米子空港へ移動し空路羽田空港へ移動。

羽田空港から富山空港へ空路移動し、富山空港で解散した。

我富山県が抱える問題である人口減少、高齢化・少子化等の課題を、島根県も地方として抱えているということが、今回の視察における島根県、各市町村の説明から理解できた。富山県と違うのは、島根県農林水産部や地域振興部、教育委員会の皆さん方が、共通課題に対して同じ目標をもって部局横断的に動いているイメージがある点であり、非常に強く感じた。富山県は、それぞれの部局は一生懸命施策を実行するが、一体感をもって目標に向かうという部分が、今後必要のようである。いい意味で施策成功の秘訣を感じさせていただきました。ありがとうございました。

969	会費	
01_調査研究費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
	05_会議費 10_人件費	
北日本新聞 となみ政経懇話会		
となみ政経懇話会会費	24000	7~9月分
《合 計》	24000	

《領収書貼付枠》 (原具)

**北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控**

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	041	3692	29-07-25
銀行番号	預金店番号	件目・口座番号	取引番号
0144			
時刻	ご利用手数料 消費税等を含む	お取引金額	
10:52		¥24,000 円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

お領収書は、通帳へ記入されるまで大切に保管ください。
ATM振込の領収書は、ご利用控えを併せてご確認ください。

000067

トナミセイケイコンワカイ 様
ソノオカ テイロウ 様
電話番号 0766-61-2081

に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。

裏面もあわせてご覧ください。

収受 平成 29 年 8 月 7 日
 決裁 平成 29 年 8 月 7 日
 処理 平成 29 年 8 月 8 日

富山県議会
議員

筱岡 貞郎 様

請求書

となみ政経懇話会

事務局長 [Redacted]
砺波市太郎丸2丁目129
北日本新聞社砺波支社内
電話(0763)32-2012

拝啓

各位には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃ご尽力賜り、ありがとうございます。つきましては、下記の通り会費をご請求申し上げます。なお、お支払いはお手数ながら口座振込でお願い致します。

敬具

摘要	金額
会費(自平成29年7月至平成29年9月) 8,000円×3ヵ月	24,000円
合計	24,000円

振込先	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
支店名	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
口座種別	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
口座番号	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
口座名	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会

29年 8月 末日までお振込をお願いいたします。
なお、勝手ながら振込手数料は各自ご負担願います。

本書と行き違いにお支払いをいただいた節は、失礼をお詫び致します。

970	事業概要	新聞代																													
07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費																											
05_会議費 10_人件費																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">内容</th> <th style="width: 20%;">金額(円)</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北日本新聞</td> <td style="text-align: right;">3072</td> <td>7月分 /</td> </tr> <tr> <td>農業新聞</td> <td style="text-align: right;">2623</td> <td>" /</td> </tr> <tr> <td>富山新聞</td> <td style="text-align: right;">3072</td> <td>" /</td> </tr> <tr> <td>「しんぶん赤旗」日曜版</td> <td style="text-align: right;">823</td> <td>" /</td> </tr> <tr> <td>読売新聞</td> <td style="text-align: right;">3093</td> <td>" /</td> </tr> <tr> <td>聖教新聞</td> <td style="text-align: right;">3344</td> <td>" /</td> </tr> <tr> <td>北陸中日新聞</td> <td style="text-align: right;">2988</td> <td>" /</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">《合計》</td> <td style="text-align: right;">19015</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					内容	金額(円)	備 考	北日本新聞	3072	7月分 /	農業新聞	2623	" /	富山新聞	3072	" /	「しんぶん赤旗」日曜版	823	" /	読売新聞	3093	" /	聖教新聞	3344	" /	北陸中日新聞	2988	" /	《合計》	19015	
内容	金額(円)	備 考																													
北日本新聞	3072	7月分 /																													
農業新聞	2623	" /																													
富山新聞	3072	" /																													
「しんぶん赤旗」日曜版	823	" /																													
読売新聞	3093	" /																													
聖教新聞	3344	" /																													
北陸中日新聞	2988	" /																													
《合計》	19015																														
<p>《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)</p>																															
<p>29-07-24 農業新聞 *2,623日本農業新聞 XXXXXXXXXX</p> <p>29-07-25 新聞購読料 *3,072*XXXXXXXXXX</p>																															

收受 平成 29 年 8 月 7 日
 決裁 平成 29 年 8 月 7 日
 処理 平成 29 年 8 月 8 日

領収証

17年 07月分 17年7月27日 No. 882302

お名前 篠岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

小矢部センター

小矢部市小矢部町3-10

TEL (0766) 67-5888

FAX (0766) 53-5887

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

日本共産党発行の

しんぶん赤旗

篠岡 貞郎 様

領収書

新聞・雑誌名 部数 金額

823円

「しんぶん赤旗」日曜版 1 823

2017年 7月分

上記の金額だしかにいただきました。
ありがとうございました。

高岡市内免2丁目7番13号

日本共産党

奥西地区委員会

TEL 0766-23-3281

領収日

投書

領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902

29年 7月分

銘柄 部数 金額 ◇左記の通り領収しました

1 読売新聞 1 3,093

2
3

合計 3,093円 領収日 29年7月27日

取扱紙
読売新聞 報知新聞



読売センター小矢部
菅沼善久

〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



※裏面もあわせて内容を
十分お読みください。

新聞購読料 領収証

篠岡 貞郎 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2017年7月分 領収日 月 日

領収金額 ¥3,344 ☆

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,410	1ヶ月分	1,410

販売店 山内 信人
住所 高岡市五福町7-1.6
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422
お申込No. 16015-17697(378)




領 収 証

篠岡貞郎 様

¥ 2,988


但し 北陸中日新聞朝刊 29年7月分 購読料(消費税込)
上記の金額正に受領しました
年 月 日



北陸中日新聞津沢専売所

山田 和 夫

小矢部市高木147
TEL(0766)61-3244





毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

971	事務用品代
09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費
事務の内容	金額(円)
パソコンインク代	1378 2757*0.5=1378
《合 計》	1378 /

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領収書

管理No. 0262-403-0000479

伝票No. 0262-403-024564

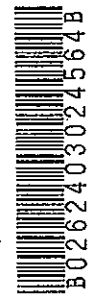
発行日: 2017年07月15日

篠岡貞郎 様

内訳 現金 ¥2,757 — (内消費税 ¥204)

但しインク 代として。
上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済



351
3199125011 BC1350XLPGBK2P 05
1:持帰 外08 ¥2,553
キャノンインク

〒 篠岡店

※印刷面を内側に折って保管願います。

收受 平成 29 年 8 月 7 日
 決裁 平成 29 年 8 月 7 日
 処理 平成 29 年 8 月 8 日

	972	自動車リース料
09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
記入の内容	金額(円)	備 考
リース料(7月分)	36500	73000*0.5=36500
《合 計》	36500	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)		
29-07-25 口座振替 *73,000NTT(NCS XXXXXXXXXX		

收受 平成 29 年 8 月 7 日
 決裁 平成 29 年 8 月 7 日
 処理 平成 29 年 8 月 8 日

973	電話料等																										
09_事務費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費																								
	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費																								
			09_事務費																								
			05_会議費																								
			10_人件費																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">支出の内容</th> <th style="width: 15%;">金額(円)</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯電話</td> <td style="text-align: right;">4202</td> <td>8405*0.5</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>ケーブルテレビ受信料</td> <td style="text-align: right;">1782</td> <td>3564*0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>《合 計》</td> <td style="text-align: right;">5984</td> <td>/</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				支出の内容	金額(円)	備 考		携帯電話	4202	8405*0.5	/	ケーブルテレビ受信料	1782	3564*0.5										《合 計》	5984	/	
支出の内容	金額(円)	備 考																									
携帯電話	4202	8405*0.5	/																								
ケーブルテレビ受信料	1782	3564*0.5																									
《合 計》	5984	/																									
<p>《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)</p>																											
29-07-25 口座振替	*8,405K D D I 料金		■■■■■																								
29-07-27 口座振替	*8,771HLCトミイ他イウシ		■■■■■																								

收受 平成 29 年 8 月 7 日
 決裁 平成 29 年 8 月 7 日
 処理 平成 29 年 8 月 8 日

ご 請 求 書

ご 案 内

となみ衛星通信テレビ株式会社

(2017年 7月 14日 発行)

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます
 右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日前日
 までに口座にご用意願います。

【口座振替日】 2017年7月27日(木)

ケーブルプラス電話、ケーブルスマホ、TSTひかり電話をご契約されているお客
 様にご負担をお願いしております「ユニバーサルサービス料」につきまして、ユニバ
 ーサルサービス制度の番号単価改定に伴い、2017年7月ご利用分から、1番号あ
 たり月額3円(税込)に改定となります。


お客様番号	[REDACTED]	
今回ご請求額(税込)	8,771 円	
お支払口座	金融機関名	[REDACTED]
	支店名	[REDACTED]
	口座種別・番号	[REDACTED]
	口座名義人	シノオカ ティロウ


お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

品 名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(スタンダード)	3564	毎月払い	2017/07/01~2017/07/31
ネット使用料(ベーシックセット)	3888	毎月払い	2017/07/01~2017/07/31
ケーブルプラス電話基本料	1438	毎月払い	2017/06/01~2017/06/30
ユニバーサルサービス料	2	毎月払い	2017/06/01~2017/06/30
国内通話料(KDDI宛)	69	毎月払い	2017/06/01~2017/06/30
国内通話料	311	毎月払い	2017/06/01~2017/06/30
au以外の通話料	34	毎月払い	2017/06/01~2017/06/30
auへの通話料	16	毎月払い	2017/06/01~2017/06/30
発信番号表示利用料	432	毎月払い	2017/06/01~2017/06/30
付加サービス月額無料CP	-432	毎月払い	2017/06/01~2017/06/30
ケーブルプラスauケータイセット割	-108	毎月払い	2017/06/01~2017/06/30
国内通話割引(KDDI宛)	-69	毎月払い	2017/06/01~2017/06/30
auへの通話料割引額	-16	毎月払い	2017/06/01~2017/06/30
トリプル割(TV+NET+TEL)	-356	毎月払い	2017/06/01~2017/06/30

	1270	新聞代			
07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費				
部記の内容*	金額 (円)	8月分	備	考	
北日本新聞	3072	8月分	/		
農業新聞	2623	"	/		
富山新聞	3072	"	/		
「しんぶん赤旗」日曜版	823	"	/		
読売新聞	3093	"	/		
北陸中日新聞	2988	"	/		
《合 計》	15671		/		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

29-08-23 農業新聞 *2,623日本農業新聞 

29-08-25 新聞購読料 *3,072読売新聞 

收受 平成 29 年 9 月 7 日
 決裁 平成 29 年 9 月 8 日
 処理 平成 29 年 9 月 8 日

領収証

17年 08月分 2017年 8月 27日 No. 882302

お名前 筱岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

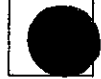
小矢部センター

小矢部市小矢部町 3-10

TEL (0766) 67-5888

FAX (0766) 53-5887

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から
②クレジットカードから③現金払いもあります。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

筱岡 貞郎 様

領収書

新聞・雑誌名: 「しんぶん赤旗」 日曜版 部数: 1 金額: 823

823 円

2017 年 8 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
高岡市内免2丁目7番13号
日本共産党
奥西地区委員会
TEL 0766-23-3281

領
収
日

/ 扱
者



領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902

29年 8月分
銘 柄

- 1 読売新聞
- 2
- 3

部数 金額 ◇左記の通り領収しました
1 3,093

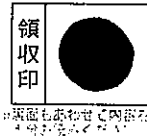
合計

3,093円

領収日 29年8月25日

取扱紙
読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
菅沼善久
〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



領 収 証

篠岡貞郎 様

¥ 2,988

但し 北陸中日新聞朝刊 29年8月分 購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

年 月 日

北陸中日新聞津沢専売所



山田和夫
小矢部市高木147
TEL(0766)61-3244



毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

経理番号	1271	事業概要	自動車リース料		
経費種別	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
内容	案件の内容*	金額(円)*	備 考		
内容	リース料(8月分)	36500	73000*0.5=36500		
内容					
内容					
内容					
内容	《合 計》*	36500			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
29-08-25 口座振替 *73,000NTT(NCS XXXXXXXXXX					

收受 平成 29 年 9 月 7 日
 決裁 平成 29 年 9 月 8 日
 処理 平成 29 年 9 月 8 日

	1272	電話料等			
09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
経理の内容		金額(円)	備 考		
携帯電話 ()		4199	8399*0.5	/	
ケーブルテレビ受信料		1782	3564*0.5	/	
《合 計》		5981			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
<p>29-08-25 口座振替 *8,399KDDI料金 ()</p> <p>29-08-28 口座振替 *8,712HLCトヨタ代行 ()</p>					

收受 平成 29 年 9 月 7 日
 決裁 平成 29 年 9 月 8 日
 処理 平成 29 年 9 月 8 日

整理番号	1369	用途項目	01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
活動期間	平成29年8月21日 から 平成29年8月22日 まで	活動の概要	中央省庁本県出向者への要望と意見交換等 (内容) 内容等は別紙のとおり (備考)
場所	東京都内		

経費の内容*	金額*	経費の内容*	金額*
鉄道・バス (新高岡駅⇔東京駅)	36420	宿泊料 8/21	10000
タクシー		食事代 8/22朝食	1000
航空機		会費	
自家用車 @37 × km =	0		
リース車 @18 × km =	0		
有料道			
駐車場		計	47420

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領 収 書

№ 093257

平成 29 年 8 月 22 日

筱岡 貞郎 殿

¥ 47,420-

収 入
印 紙

但し^{8/21}~^{8/22} 幹行交通費・宿泊代として(JR料金36,420円、宿泊10,000円、朝食1,000円)
上記の金額正に領収致しました。



(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (km) をキ口数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

収受 平成 29 年 9 月 19 日
 決裁 平成 29 年 9 月 20 日
 処理 平成 29 年 9 月 21 日

県外・海外政務活動報告書

平成29年9月14日

会 派 自民党富山県議会議員会
議員名 彼岡 貞郎

整理番号	1369
活 動 名 称	中央省庁の本県出向者への要望と意見交換
目 的	富山県に出向したことのある中央省庁職員・関連国会議員に要望を行い、中央省庁職員から省庁の現状と本県の課題等対してのレクチャーを受けた。その後、自民党富山県議会議員会との懇談会に出席し意見交換
日 程	平成29年8月21日(月)～平成29年8月22日(火)
場 所 〔国名・都市名、施設名、訪問先等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参議院会館 719号室 ・ 農林水産省 会議室 ・ 都市センターホテル ・ 厚生労働省大臣政務官室
相 手 方 等 〔主催者、対応者、参加者、同行者等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参議院議員会館 進藤金日子 政策秘書 馬籠剛一 ・ 農林水産省 野見山誉・石島光男・斉藤充生・鈴木健太 ・ 厚生労働省大臣政務官室 衆議院議員 田畑裕明 秘書 XXXXXXXXXX
<p>行程・活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行程 自宅～新高岡駅～東京駅～東京都内～東京駅～新高岡駅～自宅 ・ 活動内容 別添のとおり 	

※日帰りの政務活動を含む。

1. 進藤金日子事務所（参議院議員会館719号）13:00～14:00

対応者：進藤金日子参議院議員、馬籠剛一政策秘書

内容：進藤議員から最近の米価の取引価格について状況を聞いた。各都道府県でブランド米に力を入れているが、特に最近では北海道のゆめぴりか、山形のかき姫が堅調で魚沼産コシヒカリを上回っている。新潟県の生産調整が無効化しており、過剰作付けのうえに豊作が重なり、新潟の一般コシヒカリは出回りからどんどん値を下げ、北海道ななつぼしや秋田あきたこまちにも逆転される現状となった。その点、富山県は生産目標を定めて調整もうまくいっており価格が安定している。価格変動の激化を受け、全国では事前契約による作付けが多くなってきている。新潟県では28年度の事前契約率は50%で（28万トンのうち14万トン）特に複数年契約の伸びが大きい（前年6%から31%に上昇）。富山県は事前契約比率39%で、複数年契約はほとんど無い。今後は事前契約率を上げるとともに複数年契約できるよう努力する必要がある。

平成24年産コメの価格上昇から、中食・外食事業者の弁当などの需要に応じた価格帯の比較的安いコメ（60キロ玄米11,000円未満の銘柄など）の確保が難しくなったことでそういう事業者との事前契約が増えてきた。たとえば炊飯事業者との取引において希望のあった品種を一定の数量、価格で事前に契約し安定した品質のコメを納入、前年の10倍の契約を受けた農業法人もある。

その他、平成30年度からの新制度による米政策についても様々な観点から教示いただいた。特に県協議会、地域協議会の役割が重要になるとの示唆をいただいた。



2. 農林水産省（大臣官房政策課会議室）14:00～15:00

対応者：農林水産大臣官房政策課生産専門官 野見山 誉 氏

同省整備部設計課海外土地改良技術室長 石島 光男 氏

同省政策統括官付穀物課総務班総括係長 齋藤 充生 氏

同省農林水産輸出拡大チーム富山県担当 鈴木 健太 氏

内容：各氏から米をめぐる状況についてレクチャーを受け、本県からの要望書（別添のとおり）を手渡した。平成28年度については、主食用米から戦略作物等への転換が一層図られ、それらの作付面積が増加した。その結果、全国的には主食用米の作付面積は目標の140.3万haを下回る138.1万haとなった。戦略作物の主なものは麦、飼料用米、大豆など。加工用米、米粉用米、酒造用米、備蓄米、そば、なたねなども作られている。28年度の超過作付面積はマイナス2.2万haで生産目標を下回ったのは全国で36都道府県にのぼる。富山県は生産目標を405ha下回り自主的取組参考値をも37ha下回っている。そういう状況の中で千葉、新潟、福島各県は目標値を大幅に上回っている。

30年産からの新制度による生産については、目標値の配分が無くなれば各地で主体的に需給調整を行っても過剰県が益々生産増大し結果、過剰になって全体の米価に影響するのではないかとの質問。それぞれの産地銘柄ごとに価格や売れ筋が異なる。他県が生産するからということではなく消費者、需要者のニーズに合った量の作付けをしていかなければ結局、その土地の米価が低迷することになる。需要に応じた生産についての理解が浸透していくよう各方面での努力が必要。国は全国の需給見通しや各県ごとの細かい情報を提供するとともに、戦略作物の生産に対する助成金の交付支援を実施していく。30年以降も再生協議会は存続させ、国からの情報や自らの需要見込みを踏まえて地域ビジョンを策定、生産者に情報提供していく。

その他、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）や水田活用直接支払い交付金、輸出をめぐる状況等についても教示いただいた。また、土地改良事業等、農業農村整備事業の概要についても説明を受けた。



3. 中央省庁本県出向者と自民党議員会との懇談会（都市センターホテル）18：00～

自民党富山県選出国會議員、各省庁職員等37名と自民党富山県議會議員会との懇談会に出席。各中央省庁関係者から情報提供を受けるとともに、地域課題とについて各方面から要望を行った。宮腰衆議院議員の挨拶に始まり、野上、橘、堂故各国会議員から国政報告があり、中央省庁本県出向者27名（別添名簿のとおり）からそれぞれに近況や省庁の取り組みなどについて報告を受けた。

4. 厚生労働省大臣政務官室 9:00~10:30

応対者：厚生労働大臣政務官 田畑 裕明 氏

大臣政務官秘書官 [REDACTED] 氏

田畑政務官を訪ね、平成30年度予算概算要求の基本方針等についてレクチャーを受けた。年金、医療等については高齢化の進展に伴って増加する分を要求するが、経済動向等を踏まえその基調を30年度まで継続していくことを目安とし、年金、医療等にかかる経費について「経済・財政再生計画」に沿って改革を実行する。地方交付税についても「経済・財政再生計画」との整合性に配慮しつつ要求。予算の重点化として「人づくり革命」の実施に向けた人材投資や地域経済、中小企業、サービス業の生産性向上を図る施策を盛り込む。また30年度予算には6月に閣議決定した「未来投資戦略2017」に沿った「新しい日本のための優先課題推進枠」を設ける。

厚労省関連では「働き方改革」の実行として、同一労働同一賃金や労働生産性の向上に資する施策の展開を図る。子ども医療費助成に係る国保減額調整制度の見直し、介護保険の保険者インセンティブ交付金の創設、医療報酬、薬価改定、介護報酬改定、障害報酬改定、生活保護制度見直し、貧困対策、保育所等運営費の増などについて概要説明を受けた。

整理番号	1456	使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費	
活動期間	平成29年9月22日	から	活動の概要	山田参議院議員への要望と意見交換	
	平成29年9月23日	まで			
場所	東京都	(内容) 内容等は別紙のとおり		(備考)	
経費の内容		金額	経費の内容		金額
鉄道・バス (新高岡駅⇔東京駅)		36420	宿泊料		
タクシー		1530	食事代		
航空機			会費		
自家用車	@37 × km =	0			
リース車	@18 × km =	0			
有料道					
駐車場		600	計		38550
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 平成 29 年 9 月 27 日
 決裁 平成 29 年 9 月 29 日
 処理 平成 29 年 10 月 2 日

領 収 書 篠岡貞郎 様

Receipt
 領収年月日 2017.-9.20
 金額 ￥36,420 (消費税等込み)

上記金額確かに領収いたしました
 購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(30136 4枚)
 西日本旅客鉄道株式会社
 砺波駅
 砺波駅F1発行 40137-01

印紙税申告納
 付につき大定済
 税務署承認済

□□□□□□□□□□□□□□□□
 □ 高岡市営新高岡駅立体駐車場 □
 □
 □ TEL 0766-24-4252 □
 □□□□□□□□□□□□□□□□

領 収 証

入車日時 2017年09月22日 13時41分
 出車日時 2017年09月23日 21時15分
 No.01-000030 券No.01-167520

駐車料金 (JR認証) 600円

料金計 600円

投入現金 1,000円
 釣銭額 400円

No008

領 収 書

2017年09月22日
 車番 1613
 運賃 1530円

計 1530円

イースタンハイヤー株式会社
 亀有営業所
 東京都足立区中川 2-1-21
 電話 03-3604-6551

東京駅→議員会館

県外・海外政務活動報告書

平成29年9月23日

会 派 自民党富山県議会議員会
 議員名 筱岡 貞郎

整理番号	1456
活動名称	農業振興の要望と意見交換
目的	今日の農業が抱える諸問題について要望し、意見交換
日程	平成29年9月22日(金)～平成29年9月23日(土)
場所 〔国名・都市名、施設名、訪問先等〕	・ 参議院議員会館
相手方等 〔主催者、対応者、参加者、同行者等〕	・ 参議院議員 山田俊男 ・ 同行者 JA富山中央会長 伊藤孝邦
<p>行程・活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行程 自宅～新高岡駅～東京駅～東京都内～東京駅～新高岡駅～自宅 ・ 活動内容 <p>農業の現状と課題について説明し、山田参議院議員・伊藤JA中央会長と共に下記の項目について要望・率直に意見交換した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成30年度からの米の生産数量配分について ② 米の直接支払交付金の廃止について ③ 種子法の改正と今後について ④ 富山米新品種の普及及びPR方法等について ⑤ 日欧のFTAについて ⑥ 農協改革のプラスとマイナスについて 	

※日帰りの政務活動を含む。

78

報告者* 篠岡貞郎

1462		01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
平成29年9月4日	から	富山県MOA議員連盟 県外視察	
平成29年9月5日	まで	(内容)	(備考)
掛川・熱海		別紙のとおり	
鉄道・バス	59,640	宿泊料	12,100
タクシー		食事代	3,000
航空機			
自家用車 @37 × km =	0		
リース車 @18 × km =	0		
有料道			
駐車場		計	74,740
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

領 収 証

No. 19377

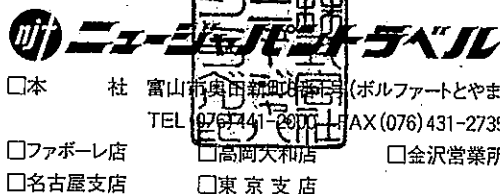
富山県議会議員 篠岡貞郎 殿

平成29年9月28日

¥ 78,000- (税込)

但しMOA議員連盟視察費として

上記の金額正に領収致しました



H27.8. 2×50×100 ㊞

- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 平成 年 月 日
 決裁 平成 年 月 日
 処理 平成29年9月28日

平成29年9月12日

請 求 書

自民党富山県議会議員会政調会
富山県MOA議員連盟 様

観光庁長官登録旅行業第819号 JATA正会員

株式会社ニュージャパントラベル

富山市奥田新町8番1号新ビルコートとやま1F

Tel.076-441-2000 Fax076-431-2735

記

- * 日時 平成29年9月4日(月)～5日(火)
- * 人数 9名様
- * 方面 掛川・熱海

* 費用項目

1	宿泊代(2名一室利用)	@18,360	×6名	110,160 円
	宿泊代(3名一室利用)	@16,200	×3名	48,600 円
2	JR代(新高岡駅発着)	@59,640	×3名	178,920 円
	JR代(富山駅発着)	@58,140	×5名	290,700 円
	JR代(黒部宇奈月温泉駅発着)	@54,780	×1名	54,780 円
合計				683,160 円

御請求金額 683,160 円

* 誠に勝手ながらお支払いは平成29年9月22日迄にお願い申し上げます。

* お振込みの場合は下記の金融機関口座にお願い致します。

北陸銀行 奥田支店 (当)4038850
口座 紐ニュージャパントラベル

富山県議会 MOA議員連盟

月 日 平成29年9月4日(月)～5日(火)

参加者 中川 宮本 山崎 井上 藤井 藪田 筱岡 山本 鹿熊 (9名)

項目	内 訳	単価	数	名 前	金 額
宿泊代	2名1室利用	18,360	6	中川 宮本 藤井	110,160
				筱岡 山本 鹿熊	
	3名1室利用	16,200	3	山崎 井上 藪田	48,600
JR代	新高岡駅発着	59,640	3	藪田 筱岡 山本	178,920
	富山駅発着	58,140	5	中川 宮本 山崎	290,700
				井上 藤井	
	黒部宇奈月駅発着	54,780	1	鹿熊	54,780
					683,160

富山県議会 MOA議員連盟

月 日 平成29年9月4日(月)～5日(火)

参加者 中川 宮本 山崎 井上 藤井 藪田

筱岡 山本 鹿熊 (9名)

項目	内 訳	単価	政務活動費	個人負担
宿泊代	2名1室利用 1泊2食付	18,360	15,100	3,260
JR代	新高岡駅発着	59,640	59,640	
		78,000	74,740	3,260

7/4 15

平成29年6月19日

MOA議員連盟
会員各位

MOA議員連盟
代表幹事 中川忠昭

MOA議員連盟県外視察について

先般よりお知らせしておりました県外視察について、下記の通り開催いたしますのでご参加願います。なお、視察参加希望の有無を、別紙により、6月27日(火)

までに自民党控室へご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1. 実施日 平成29年9月4日(月)～ 5日(火)
2. 行先 静岡県掛川市・熱海市
3. 日程

月日	時間	行程	月日	時間	行程
9/4 (月)	7:37	高岡駅 発 はくたか554号	9/5 (火)	A M	MOA美術館視察 他
	7:47	富山駅 発		12:59	熱海駅 発 こだま646号
	7:59	黒部宇奈月温泉駅		14:24	東京駅 発 はくたか567号
	10:56	東京駅 発 こだま649号		16:44	黒部宇奈月温泉駅 着
	12:38	掛川駅 着		16:57	富山駅 着
		昼食後 掛川市役所訪問 他		17:06	高岡駅 着
		熱海温泉 泊			

平成29年8月7日

親光片長官登録旅行業第818号 JATA正会員
 (株) ニュージャパントラベル
 富山市奥田新町8番1号 ボルファートとやま1階
 TEL076-441-2000 FAX076-431-2735

富山県議会MOA議員連盟 掛川視察 様

期日: 平成29年9月4日(月)~5日(火)
 人数: 11名様

月 日	行 程
9/4(月)	<p>新高岡駅 7:37発 富山駅 7:47発 16:05着 掛川駅 16:58着 12:38着 掛川駅 12:38着 10:40着 東京駅 10:56発 7:59発 黒部宇奈月温泉駅 10:40着 東京駅 12:38着 掛川駅 13:30~15:00 掛川市中部地域健康医療支援センター訪問 住所: 掛川市杉谷南1-1-30 電話: (0537)28-9713</p> <p>《宿泊ホテル》 名称: 湯宿一番地 住所: 静岡県熱海市春日町1-2 電話: (0557)81-3651 到着後、宿泊ホテルへ ※徒歩3分</p> <p>《概算費用》 ◆JR新幹線(グリーン席) ◆宿泊ホテル(1泊2食)</p>
9/5(火)	<p>MOA視察及び昼食後、駅へ 熱海駅 12:59発 東京駅 13:47着 14:24発 黒部宇奈月温泉駅 16:57着 17:06着 新高岡駅 16:44着 16:57着 黒部宇奈月温泉駅 17:06着 新高岡駅</p> <p>《概算費用》 【新高岡発着】 59,640円 【富山発着】 58,140円 ◆JR新幹線(グリーン席) 16,350円 ◆宿泊ホテル(1泊2食) 16,350円</p> <p>お一人様合計 75,990円</p>

【黒部宇奈月温泉発着】
 54,780円
 16,350円
 71,130円

県外・海外政務活動報告書

平成29年9月11日

整理番号		会派・議員名 富山県MOA議員連盟
活動名称	MOA議員連盟県外視察	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療の連携体制を調査 ・美による情操教育に貢献している美術館の活動と役割りを調査 	
日程	平成29年9月4日（月）～ 平成29年9月5日（火）	
場所 [国名・都市名、施設名、訪問先等]	静岡県掛川市中部地域健康医療支援センター MOA美術館	
相手方等 [主催者、対応者、参加者、同行者等]	対応者 <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県掛川市中部地域健康医療支援センター 地域医療推進課 大竹課長 野崎さん ほか2名 ・MOA美術館 総務部管理課 [REDACTED] 課長 参加者 中川忠昭 宮本光明 山崎宗良 井上学 藤井裕久 藪田栄治 筱岡貞郎 山本徹 鹿熊正一	
行程・活動内容 別紙添付 参照		

※日帰りの政務活動を含む。

自由民主党富山県議会議員会
MOA議員連盟県外視察報告書



<視察日程>

平成29年9月4日(月)～9月5日(火)

<視察場所>

静岡県掛川市中部地域健康医療支援センター及びMOA美術館

<メンバー>

鹿熊正一、中川忠昭、宮本光明、山本徹、筱岡貞郎、藤井裕久、

井上学、藪田栄治、山崎宗良

9月4日(月)静岡県掛川市中部地域健康医療支援センター

対応者:地域医療推進課長大竹さん、地域医療推進課 野崎さん、ほか2名

●中川会長あいさつ

厚労大臣賞を受賞されている新しい拠点医療の取組を勉強させていただきたい。

●地域医療推進課長大竹さんあいさつ

掛川市では、医療資源不足の不安と超高齢化社会、家族構成変化への対応、垣根のない支援の必要性から、地域と共に成長していける地域包括システムとして、生き福祉医療支援センター「ふくしあ」を開設した。

「ふくしあ」という愛称は、福祉と幸せを表している。

●地域医療推進課 野崎さんプレゼン

掛川市では希望が見える街、誰もが住みたくなる街を目指して、教育文化・環境・健康子育て日本一の街づくりを目指している。

人口は4月で117,885人高齢化率が25.8%です。県は28.2%で、比較的若い地域。超高齢化社会と少子化を抱える日本の現在、人の生き方を考えることは重要。市の特徴は全国初の木造復元された掛川城天守閣、深蒸し茶の生産が盛ん。掛川市を中心とした4市1町にまたがる伝統ある茶草場農法が世界農業遺産に認定され、平成30年には26年ぶりとなる皇室への献上が決定した。

昨年3月には市議発議で掛川健康医療基本条例を制定。健康長寿を目指す中で生涯お達者市民推進プロジェクトを進めており、これからの生き方をみんなで考えていく環境づくりに取り組んでいる。今年の5月に市民総ぐるみで掛川お達者市民を目指すことを決定しました。市民主体で地域づくりを進める街づくり協議会の活動も市内全域で始まっている。超高齢者社会の中で社会保障制度を支えるために、国では病院から在宅へ、医療から介護へシフトさせようとしている。

当市では高齢者政策の延長線上での地域包括ケアシステムではなく、本来の垣根のない支援を目指して総合支援体制の構築と合わせてシステムを市民も支え、上手に利用できるように育成する点を重視。

地域包括ケアシステムの構築は、人と人をつなぐネットワークであると同時に街づくりでもある。

私たちの地域でも以前から医療や介護の連携を進めてきたが、次の4つがきっかけとなって動きが加速した。

- ① 医師や看護師の不足を発端とした地域医療の危機を乗り越えるために、袋井市と共に中東遠総合医療センターの開院に合わせて、新たな医療連携体制を構築
- ② 家族構成の変化により家族のサポート力が低下したことで、包括のケースも非常に対応困難なものが多くなってきた。
- ③ 今後の超高齢化の進展・社会変化に目を向けると、変化に応じて対応可能な支援体制を取らなければならない。これには地域を見て活かすことが重要。
- ④ 何らかの支援が必要だが法律や制度の隙間に落ちてしまい、支援に結びつかないものや、問題が複雑化し問題の中心が若い世代にあってその対応が必要など、垣根のない支援体制が必要だった。

そこで地域と共に成長していける地域包括ケアシステムの構築が必要で2025年に対応できるよう

にするために、地域性を重視し支援力を高めるために総合支援体制の構築、専門職の支援の力だけではなくインフォーマルなサービスで支えるために地域力の向上に取り組んでいる。

主役である住民がサービスを上手に利用できると共に生きることの選択ができるよう住民性の育成といった部分を視野に入れて地域健康医療支援センター「ふくしあ」の整備に着手した。

次に病院希望の丘ふくしあについて説明します。

体調が悪くなると掛り付けの開業医に掛ることが基本となるが、このような在宅を中心とした外来や往診が一次医療。

掛り付け医から紹介してもらい入院治療や専門的な検査を行うのが二次医療。当市の場合、主に地域包括ケアシステム総合医療センターが二次医療の機能を担っている。救急車で搬送されるような症状も含まれる。

さらに高度な専門性が必要なケースや難病の治療を行う三次医療がある。西部にある浜松医科大学付属病院や県立がんセンター、政令病院などが該当。

入院治療で改善すると多くは掛り付け医に逆紹介してもらい在宅に戻る。低下した機能回復のリハビリテーションや長期にわたる慢性の治療が必要な場合には、回復リハビリテーションのある病院や療養型の病院へ入院して治療継続するケースもある。症状が思うように改善されない場合には介護施設などを活用することもある。市民からすると体調が悪くなれば医療機関を利用するが、治療後生活支援としっかり繋がなければならない。地域医療では上手な病院の利用の仕方と共に、退院支援が重要。

行政が関わることで施設単体の整備で終わるのでなくそれが活かされる基盤整備に取り組むことが可能となった。

掛川市では地域完結型の医療体制整備と地域包括ケアシステムの構築を進めていて、①市民の健康を守る財政政治として全国初の自治体同士の統合となる中東遠総合医療センターを開院。②急性期病院の後方支援機能を高めることを主軸に医療・保健・福祉・介護・教育の中核ゾーンとして旧市立病院の跡地を希望の丘として整備した。③在宅生活を総合的に支援する地域拠点として市内の5カ所にふくしあの設置を行い、これらが連携して連続性のある支援体制を目指す面的な整備を行います。

これにより地域包括ケアの視点を取り入れた、他市にはないハードとソフト両面における独自の支援体制が確立された。

希望の丘について

希望の丘は新幹線掛川駅から車で約5分程度で東名掛川インターチェンジに隣接していて市街地循環バスが運行する交通至便の市街地にある。広さ約8haの土地を様々な施設の集積地とするエリアとして整備。健康子育て日本一を目指す強いメッセージとなっている。市民に開かれ大学のキャンパスのように美しくをテーマとして幼児・高齢者の世代間交流や多様な利用者間相互のふれあい理解の提供、さらには市民の健康意識の高揚を図る場へとつなげることを目標としている。

希望の丘の施設 16分2秒

静岡県立掛川特別支援学校・掛川東病院(リハビリ機能)・桔梗の丘(介護福祉施設)・びのほ一ぶ生活介護事業所・特別養護老人ホームラスール掛川・掛川のぞみ保育園・障害児学童保育所はるかぜ・掛川市中部地域健康医療支援センター中部ふくしあが同じ場所に隣接している。

中部ふくしあ棟には、掛川中間診療所・静岡県看護協会中東遠支部・掛川市介護支援専門員連絡協議会・若者サポートステーション掛川など協力団体が入所している。

各施設の代表者で構成される希望の丘事業者連絡協議会では、地元区長をはじめ医師会・歯科医師会・薬剤師会を含めた希望の丘運営委員会を定期的に開催し情報共有・連携が行われる。

希望の丘は、幼児から高齢者まで世代間交流や医療機関相互のふれあい機会提供、市民の健康意識の高揚を図るなど様々な交流が行われる。

百本桜事業で様々な願いが込められた桜が植樹され、地元高校生による桜コンサートも行われる。

障害者・子供・高齢者がスポーツでふれあい、様々な活動や個性を差別なく認め合えるイベントとして、リオパラリンピックで活躍した掛川市出身の山本篤選手(陸上)をはじめとする講師により、陸上競技やショートテニスなど楽しい時間を過ごした。

のぞみ保育園では現役力士を招いて餅つき。隣の老人ホームの利用者も一緒に暖かな交流を楽しんだ。

ふくしあは正式名称は、掛川市地域健康医療支援センターで、愛称のふくしあに込めたのは医療保険福祉介護の4要素を大枠で福祉にとらえ、全てという意味でa→あでつなげている。ふくしあは花の名前にもあり、花言葉は温かい心です。介護を必要とする方への家族の暖かい思いやる気持ちや、各家庭の福祉全般を気遣うことができる市を表す。

中東遠圏域の人口10万人当たりの医師数は134人。全国平均の232人や静岡減の193人に対して大変少ない。この状況を考えてふくしあを設置した。多くの住民の願いである住み慣れた地域で安心して最期まで暮らせるよう医療保険福祉介護の職種連携によって総合的に支援を行う地域拠点となっている。

基本的構成団体は、①総合相談や全体のコーディネートの役割を持つ行政、②高齢者の総合支援を行う地域包括支援センター、③地域の育成や見守りネットワークの構築などを行っている社会福祉協議会、④在宅医療を支える訪問看護ステーションの4団体です。

ふくしあは民間のノウハウと行政の力を合わせて活動する半官半民の総合力と言える。

昨年度5つのふくしあが対応した相談件数は、のべ32,194件、ケース会議が2,298回、地域育成を図る地域活動の支援はのべ2,842回、健康教育・相談などの健康支援活動がのべ416回。

ふくしあは支援の柱は、①在宅医療支援、②在宅介護支援、③生活支援、④予防支援の4つ。在宅生活は4つが上手に調整されていないと良い支援とならず在宅生活を維持できない。

30分で駆け付けられるように、東部ふくしあ、南部大塚ふくしあ、南部大東ふくしあ、西部ふくしあ、中部ふくしあは5カ所で支援している。同じ市の中でも北部(山間部)と南部(海側)では、住み方や考え方に特性があり地域資源にも差がある。地域と共に歩み対象エリアの特徴をとらえながら、各ふくしあがそれぞれできる形を展開している。市の政策で主に集約化・効率化が進められてきたが、ふくしあは機能については地域で活動する必要があると考えて、あえて5カ所に設置している。

ふくしあは5つの特徴

① 専門職による多職種連携

入所4団体は多くの専門職が携わる。通常はそれぞれの団体が個別に業務を行い、必要に応じて連携を図っているが、多職種が連携することにより支援の幅が広がり的確な支援につながっている。

それぞれのふくしあで構成人数が違っている。最小人数の大塚ふくしあは、訪問看護ステーションが大東ふくしあと連携しているため9名。一番多数の中部ふくしあと大東ふくしあは24名。ふくしあ内、ふくしあ間の連携を図ることで、市民生活を支援する最前線として約100名がチームとして

活動している。

社会変化の中で支援の在り方が変わっていくことが考えられ、専門職間で支援の在り方を模索し、必要な支援を生み出していけるように、医療保険福祉介護のそれぞれの分野を背負った専門職が意見を交わすことが必要。そのためにある程度の大きさを持った地域区分(5地域)になった。

② 執務室のワンフロア化

ワンフロア化によって多職種連携を促進している。迅速な総合支援のために入所4団体の執務スペースが1つの部屋となっており、訪問から帰ってくるとすぐに執務室で多職種で情報共有でき、支援についての話し合いができるようになっている。

③ アウトリーチの重視

本当に必要な人に支援を届かせるため、地域からの情報を得るために重要な位置づけとなっている。相談に来ることができなかつたり、どこに相談していいかわからないまま、状態が悪化していく方もいる。地域から情報をもらったときはできるだけ早めに外へ出向いて相談に対応するよう心掛けている。

④ 垣根のない支援

支援対象は高齢者だけでなく子供や障害のある人、医療や介護が必要な人など、年齢や状態で垣根ができないよう支援をしている。住民の生活を守るために各課が法律や制度を活用して支援している。実際には各制度に複合的に関わったり、制度の狭間に落ち込んで支援が受けにくいケースがある。ふくしあでは行政や各団体を含めて縦割り意識を解消して、総合的な対応に結びつけ、また地域も重要な力だと考えた職種連携と合わせて、地域にある見守りネットワークなどインフォーマルなサービスを利用した緩やかなサービスも組み合わせて利用している。

健康寿命の延伸、住民生活の質向上には若年層からの支援が重要。各ふくしあでは、ふくしあ健康相談・健康講座・さらにはアウトリーチを生かした活動を行っている。福祉や高齢者子育ての関係者ともリンクした連続性のある取り組みになりつつある。

このような健康づくりを基盤に地域の包括ケアシステムを活かすことのできる環境も同時に作っていかねばならない。問題の解決を公助だけに頼るのではなく自助や共助で対応できるようにするために、住民自らが問題解決できるよう地域力を育てることが重要。

⑤ 予防的視点を重視した活動

ふくしあで対応する相談は、経済面・医療支援・障害の問題・介護の方法など多岐にわたる。生活を取り巻く問題は多種多様で、それらは時間の経過と共に複雑に絡み合って難しい問題になっていく。あくしあへの支援は複雑に絡み合ったケースに対して、異業種、異業種間、多職種連携によって総合的な支援を行うことが一つのポイント。しかし実際には支援にあたって問題が表面化してきた時には長期入院や施設入所、経済面では生活保護以外に手の出しようがなく、悔しい思いをすることも時々ある。ふくしあへの支援ポイントとして大切にしているものは、生活の質を高めるために地域からの情報発信を受け止め、問題が重症化する前に早期に総合支援体制につなげることである。健康だけでなく生活に関しても予防的観点から取り組むことが大切だと感じている。

ふくしあへの活動事例

① 在宅療養の30歳代の末期がんの女性の家庭を支援

末期がんの女性を開業医と訪問看護で支え、さらに安心して療養できるように包括ケアマネージャーと連携し、両親の介護支援を行った。そして社会福祉協議会が民生児童委員や地域と連携し見守りネットワークの構築、行政が学校との連携や各種制度を活用しチームで役割分担しながら支援。末期がんの女性が亡くなられた後も女性の保健師が折を見て訪問し継続的に支援している。

② 精神障害がある方とその両親を支えた例

きっかけは精神疾患や糖尿病の疑いのある長男について心配した母親と叔母がふくしあに相談。長男の症状改善のために急性期病院と精神科病院と連携を図り治療につなげた。その後医療機関から訪問看護へつながって内服管理や体調管理を行った。高齢で足が不自由な父について介護保険の申請を行いデイサービスの利用が開始された。父と母の支援、そして世帯全体の生活の問題についてそれぞれの支援者、地域の民生委員参加のもと多職種連携による地域ケア会議を開き、この世代の課題や支援の方向性について話し合う。行政は全体のコーディネートを行ってこの世帯に関わる支援者がチームとなって対応。その結果世帯全体の課題として医療費・生活費など金銭面の問題が心配され、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業へとつながった。そしてなにより地域見守りネットワークにも結びつき地域力の素晴らしさと温かさを感じた事例。

このように多職種連携により、最初の個人だけでなく様々な問題を抱えた家族を含む支援が可能になった。ふくしあは地域拠点なので、地域の方から情報をいただいて支援がスタートするケースも多く見受けられる。

このように地域と連携することで見えてきたことがある。

一つ目は、ふくしあには地域から色んな情報が入ってくる。ケアマネージャーはもちろん民生委員、地区福祉協議会、見守り支援員、地区サロン、医療機関や行政健康相談など、実態把握の活動の成果が表れてきている。ふくしあのコミュニティーソーシャルワーカーの支援によって地区福祉活動の活発化から、地域からも情報が入りやすくなるなど良いサイクルになって来ている。

二つ目に、多職種の関わりが単なる情報伝達でなく、双方向で協議できるような連携体制に進化できたことである。支援における様々な課題に対して話し合う環境が整った。地域の力を信頼しながら地域包括ケアシステムの構築ができているという点です。昨年市民によるまちづくり協議会が市内全域に整ったこともあり、生きることの主役である地域の皆さんと共に考え歩む場面が徐々に増えてきていると感じる。このような地域との活動の中で得た情報や専門職からの情報を活かして政策へとつなげることが重要。関係団体から双方向の政策提言力もふくしあの持つ大きな意味であり、この部分が地域性を考慮した支援につなげていけるものだと考える。

【住民からの感想】

- どこに相談すればいいかわからなかったが、適切な部署や制度につなげてもらった。
- 日中独居の母親のことを相談したら見守りネットワークを築いてもらい安心して仕事に行けるようになった。

【ふくしあの専門職からの感想】

- 地域の中で潜在化硬直化していた問題を関係者が連携し支援する中で見守り推進員など地域住民の協力者も増えネットワークが広がった。

【大学実習生の感想】

- 保健師さんがとても迅速に対応するのを目の当たりにでき、とても刺激的で貴重な体験ができた。

ふくしあの開設によって4団体が抱えていた課題を外部的関係機関と連携することで根本的な機能向上が図られた。支援においては専門職がチームで対応することで、対象者個人のみならず家族全体の課題として対応できるようになったため、健康・障害・経済など根本的問題への対応力が向上した。

最近の相談は生活習慣病はじめ介護・貧困・虐待・うつ・孤独死・自殺など多岐にわたる。昨年度ふくしあの行政関わった約3,700件のうち4割は問題が複合化しているケースです。ふくしあは在

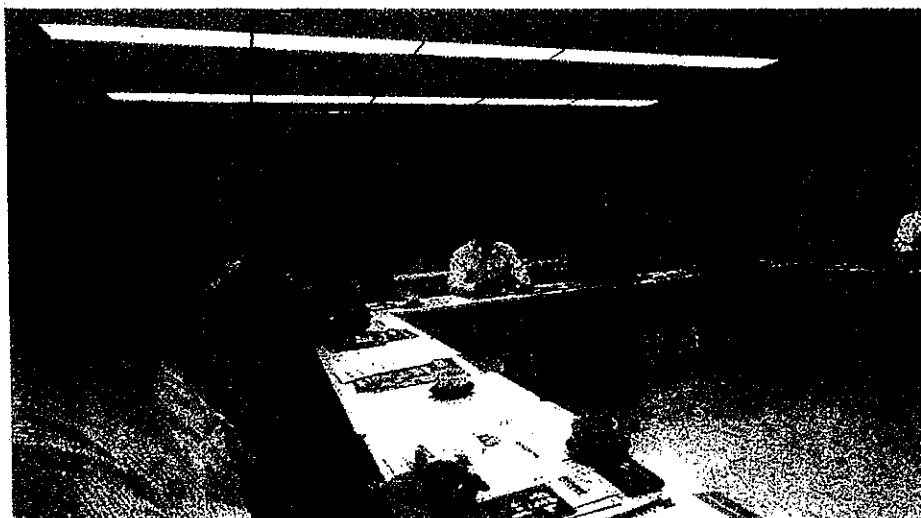
宅生活における総合支援の地域拠点であるということでケアマネはもちろん民生委員や見守り支援員などから情報が集まる。そのことで潜在化していた問題が早期対応可能になった。職種で対応しているため問題へのアプローチの多様化や、医療と介護の連携強化など、地域ケア会議の開催や地域への意識啓発など対応幅が大きく広がった。

掛川市の社会福祉協議会が構築してきた地域福祉活動がふくしあに呼応して市内の32地区で活発に行われるようになり見守りネットワークの構築も現在109カ所で活動し力を発揮し始めている。

在宅福祉の訪問看護は市内の訪問看護ステーションの利用実績は、平成20年には約16,000件だったが昨年度(平成28年度)は年間26,000件となり着実に増えている。更なる活動の強化に向けて現在の重要な課題として事態の把握時には問題が複雑に絡み合っている支援の選択肢が狭まることが多いため健康面生活面に加えて予防的な活動の重要性を強く感じている。

実際に生活上のすべての支援をふくしあだけで解決することはできません。4555地域にある多くの力と協力し合って住民から見てワンストップ的な対応に近づくことができるようにした。

最後になりますが、ふくしあは花の名前と説明しましたが、なかなか難しい花で水をあげないとすぐに枯れてしまったり、あげすぎても腐って枯れてしまいます。ここから私たちが学んだことは、私たちの支援の在り方についても必要な支援をしなければ住民の生活が悪くなってしまいますが、支援をしすぎてしまっても本来人が持っている生きる力を失わせるということでした。これはふくしあという花から教えてもらったとても良い教訓となっています。以上です。



【意見交換概要】

Q: 行政の縦割りの隙間を埋める活動を沢山されているが、地域住民参加についての工夫されている点はあるか。

A: 住民参加は、社会福祉協議会が得意とするところだが、その地域に必要としている活動を把握し、地域に見合った活動を積極的に実施することになっている。うまくくと次の力になる。

Q: 具体的な事例があれば紹介して欲しい。

A: 共助だけで成功した事例だが、母親の日中独居が心配の息子さんからの相談があった。、地域の中でケア会議を開催し、対策を検討した。そして近所の皆さんが普段の近所づきあいの中で少しずつ負担にならない程度で支援活動をした例がある。

Q: 1次医療、2次医療、地域完結型医療を「ふくしあ」が横ぐしで包括しているのが大きな特徴だと理解した。H22年に最初の「ふくしあ」が設置されているが、この構想はいつ頃できたものか。

A: もともとこの地域は、医療資源が少ない地域であり、そこに不安を感じていた。H21年度にこれをどうやって補うかからスタートした。一般社会では病院から在宅へ流れが変わってきた。今では中東遠医療圏(掛川市、磐田市、菊川市、御前崎市、袋井市、森町)の総合医療センターの後方支援の役割も果たしている。

中東遠として統合したことにより、市立病院から企業団へと独立した団体となった。全国初との事。

Q: ふくしあの職員は多職種いるが公務員なのか。

A: 公務員は行政部門のみ。包括支援センター、社会福祉協議会、訪問看護ステーションは市役所から補助金を受けているものもあるが、それぞれの団体の職員。電気代程度を負担してもらっている。

Q: 学校との連携はどうしているのか。

A: 学校から情報を貰う事が多くなっている。子供のみならず祖父母の状況なども教えて頂いている。生活に心配のある養護学校の卒業生への支援にも携わってきている。

Q: ふくしあは、平成22年度から1年1カ所の整備となっているが、何故か。

A: 多分に財政的な問題が大きい。新設したものはなく、いずれも既存施設の改修で対応している。一部



のふくしあは行政の支所機能を持っている。児童手当や身体障害者手帳の申請等の業務も実施している。

Q: 予防的活動とはどんなもの。

A: 各ふくしあで毎月定期的に健康相談の実施や、シニア倶楽部等からの要望に応じて出張相談にも出かけている。

Q: 福祉人材は十分の確保されているのか。

A: 5カ所のふくしあで相談件数の違い等もあり、保健士の増員が望ましい所もあるが、4つの団体で補完し合いながら活動している。

Q: 地域若者サポートステーションとの関係は。

A: 若者サポステは、基本的には独立して活動しているが、障害者の就労支援については、ふくしあと連携して訪問するなど支援している。

Q: 支援学校やグループホームなどとの連携は。

A: 卒業時に心配で相談に応じる事はある。グループホームとは包括支援センターが主体となるが、連携して相談には応じている。

Q: 福祉活動をするには資格が必要であるが、掛川市で資格取得はできるのか。

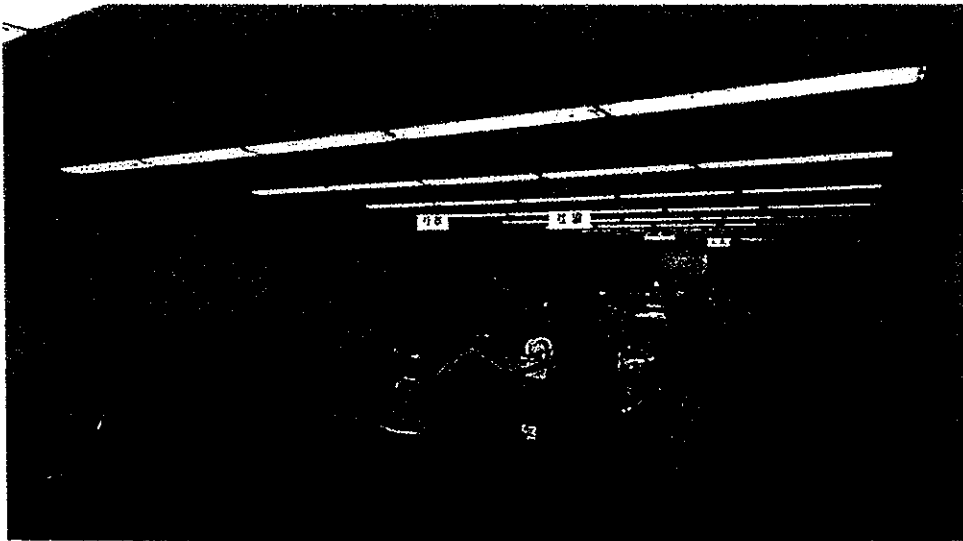
A: 掛川市内には短大や専門学校等の学校がなく他市で取得している。保健師、社福士、主任ケアマネ、リハビリなどは近隣の浜松市などで取得できる。東京女子医大の1年生のキャンパスが近くにある。実習地としてふくしあが活用されたりしている。

Q: 行政の所管と地域における福祉活動に対する支援は。

A: ふくしあは、地域医療推進課が所管だが、仕事の中身は福祉課や健康長寿課とのやりとりが多い。行政からの地域活動への支援は、掛川市内には202の自治会があり、それが32地区で31のまちづくり協議会を構成している。各地区は必要な活動を各協議会の中で計画を立てている。活動には市から補助金が200~500万円規模で交付されている。

Q: ふくしあの今後の課題は。

A: まだ完成形ではないと思っている。各団体と連携を取るのに時間がかかるのと、役所の人事異動で連携が途切れたり理解度がリセットされる事が課題。これまでやってきたことを振り返り、今後にかかして行く事が大事と感じる。アセスメントシートなども各団体で統一できればさらに良いと考える。



9月5日(火)MOA美術館

対応者: MOA美術館総務部管理課長 [REDACTED]

長いエスカレーターを上り、エントランス付近の万華鏡ドームにて [REDACTED] 課長から美術館のコンセプト等について解説を聞いた。

MOA美術館は現在、国宝3点、重要文化財66点、重要美術品46点を含む3500点余りの美術品を所蔵、コレクションは絵画、書籍、工芸、彫刻など多岐にわたる。また、本年、リニューアル工事が完成し、伝統的素材と現代的デザインが融合した新しい空間を演出している。特に、展示室のガラスが反射しにくい工夫がなされ、以前にも増して迫力ある展示を可能にしている。



MOA美術館の基本構想

1. 日本文化の情報発信をする美術館。

- 2.観光事業と美術・工芸の発展を推進。
- 3.行政とのパートナーシップによる「新しい公共性」をもった美術館。
- 4.「国際観光文化都市」に向かって、地域交流型の人々に愛される美術館。
- 5.学校と連携して、美による情操教育を積極的に推進。
- 6.観覧者に幸福感を感じていただける顧客満足度の高い美術館。

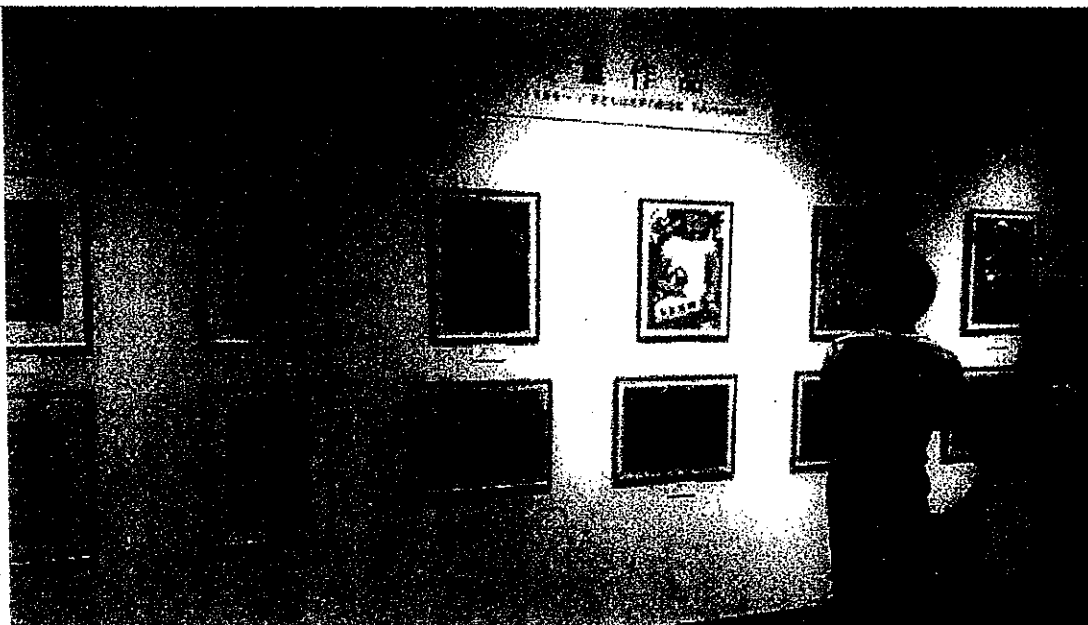
この基本構想のもと、「美」を楽しむことを通じて豊かな心を育み、世界の人々が美術への理解を深めるよう、さまざまな活動を行っている。そのうちの二つの活動について以下のとおり視察した。

1. 児童作品展

全国の児童を対象とした「児童作品展」。長い歴史を持つこの作品展は広く国民に親しまれ、児童の情操教育に大きく貢献してきた。

MOA美術館児童作品展は「学習指導要領」にもとづき、子どもたちが自然・環境、社会、他者との関わりを通して、興味や関心をもったことを、感性を働かせながら絵画や書写によって表現することで情操を養い、豊かな心を育てることを目的に開催。主催者であるMOA美術館は、子どもたちの創作活動を奨励することは、夢や目標に向かって自ら考え、行動する力を高めると同時にそれぞれの国の伝統と文化への関心を高め国際文化交流に資するものと考えている。この児童作品展は、2万人を超える全国の美育ボランティアによって支えられ、さまざまな個人、団体と協力しながら、医療福祉機関での巡回展示や、年間を通じた美育活動など、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもを育ていくことを重視するもので、このことによって、地域社会の絆を深め、心身ともに健康な活力のあるコミュニティづくりを目指している。

児童作品展は美術館活動の中で、特に日頃子どもたちが取り組んでいる創作活動を奨励することで、「生命を尊ぶ心」「心ゆたかな人間」形成を目的として、地域で実行委員会を組織し、家庭、地域、学校と連携して取り組んでいる。本年度の児童作品展は、海外 12 カ国 30 会場を含む 414 会場にて開催し、応募総数 452,759 点、参加校数 8,953 校(国内 8,344 校、海外 609 校)となりました。この度、各会場の代表作品(MOA美術館奨励賞)を審査し、個人賞・団体賞を選出し全国展開催している。



2. 岡田茂吉賞

MOA美術館ではちょうどこの時、岡田茂吉賞は、創立者の遺志を継承し、日本工芸の優れた作家に賞を贈り、日本美術の発展に寄与することを目的としている。第20回を迎える本賞は、工芸を選考対象として、美術界の第一線で活躍する研究者や工芸家に、現在最も活躍されている作家17名を推薦し、厳正な審査の結果、大賞には林暁氏が選出された。本展覧会は、現代のトップクラスの作家17名による代表作54点を展観し、現代工芸の最前線を展望。この賞に選出された作家の多くは後に人間国宝になっているという大変権威のある賞である。

大賞に選ばれた林暁先生は何と、富山大学の教授。1954年東京に生まれ、東京藝術大学大学院修了、2010年に紫綬褒章受賞された漆芸家。伝統的な黒漆や朱漆によって独創的な造形でシンプルな作品を制作している。デザインや造形手法にコンピュータを用いて伝統工芸に先端技術を取り入れる点が特徴とされる。



整理番号	1555	事業概要	新聞代			
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容						
経費に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	北日本新聞	3072	9月分	/		
	農業新聞	2623	"	/		
	富山新聞	3072	"	/		
	「しんぶん赤旗」日曜版	823	"	/		
	読売新聞	3093	"	/		
	北陸中日新聞	2988	"	/		
	《合計》*	15671	/			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						
29-09-25 新聞購読料 *3,072円(北日本新聞)						
29-09-25 農業新聞 *2,623円(日本農業新聞)						

收受 平成 29 年 10 月 5 日
 決裁 平成 29 年 10 月 10 日
 処理 平成 29 年 10 月 11 日

領収証

17年 09月分 17年9月28日

No. 882302

お名前 筱岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

小矢部センター
小矢部市小矢部町3-10
TEL (0766) 67-5888
FAX (0766) 53-5887

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

筱岡 貞郎 様			日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書
新聞雑誌名	部数	金額	823 円
「しんぶん赤旗」日曜版	1	823	2017年 9月分
			上記の金額だけしか届かなかったり、 あらかたの金額が届いたり、 高岡市内免2丁目7番13号 日本共産党 呉西地区委員会 TEL: 0766-23-3281
領収日	/	扱者	



領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902

29年 9月分

銘柄	部数	金額	備考
1 読売新聞	1	3,093	◇左記の通り領収しました
2			
3			
合計		3,093円	領収日 29年9月25日

取扱紙
読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
菅沼善久
〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



※裏面もおわせて内容を十分お読みください。

領 収 証

篠岡貞郎 様

¥ 2,988

但し 北陸中日新聞朝刊 29年9月分 購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

年 月 日

北陸中日新聞津沢専売所

山田 和 夫

小矢部市高木147
TEL(0766)61-3244



毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます


整理番号	1557	事業概要	電話料等			
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容						
	経費の内容*		金額(円)*	備考		
	携帯電話	4178	8356*0.5	/		
	ケーブルテレビ受信料	1782	3564*0.5			
	《合計》	5960				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						
29-09-25 日麻振替 *8,356円*付KDDI以外						


收受 平成 29 年 10 月 5 日
 決裁 平成 29 年 10 月 10 日
 処理 平成 29 年 10 月 11 日

1777	事業費	新聞代
07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	

経費の内容	金額(円)	備 考
北日本新聞	3072	10月分 /
農業新聞	2623	" /
富山新聞	3072	" /
「しんぶん赤旗」日曜版	823	" /
読売新聞	3093	" /
北陸中日新聞	2988	" /
聖教新聞	3344	" /
《合 計》	19015	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

29-10-23 農業新聞 *2,623日本農業新聞 

29-10-25 新聞購読料 *3,072*タニホシフアンツリワ 

収受 平成 29 年 11 月 6 日
 決裁 平成 29 年 11 月 9 日
 処理 平成 29 年 11 月 9 日

領収証

17年 10月分 17年10月29日 No. 882302

お名前 篠岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売(株)

小矢部センター
小矢部市小矢部町3-10
TEL (0766) 67-5888
FAX (0766) 53-5887

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

篠岡 貞郎 様

領収書

新聞・雑誌名 部数 金額
「しんぶん赤旗」日曜版 1 823

823 円

2017年 10月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
高岡市内免2丁目7番13号
日本共産党
呉西地区委員会
TEL 0766-23-3281

領収日

投者

領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902

29年 10月分

銘柄	部数	金額	
1 読売新聞	1	3,093	◇左記の通り領収しました
2			
3			
合計		3,093 円	領収日 29年10月25日

取扱紙
読売新聞 報知新聞



読売センター小矢部
菅沼善久

〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



*裏面もあわせて内容を十分お読みください。

領 収 証

篠岡貞郎 様

¥ 2,988

但し 北陸中日新聞朝刊 2017年10月分 購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

年 月 日



北陸中日新聞津沢専売所

山田 和 夫

小矢部市高木147

TEL (0766) 61-3244



毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

新聞購読料 領 収 証

篠岡 貞郎 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2017年10月分

領収日 月 日

領収金額 ¥3,344

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞	1,934	1	1,934

その他購読料等 領 収 証

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
郵送料	1,410	1ヶ月分	1,410

販売店 山内 信人

住 所 高岡市五福町7-16

TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. 16015-17697(378)-11



	1778	事務用品代		
09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
* 添付の内容 *		金額 (円)	備 考	
キャノンインク代		2490	4980*0.5=2490	
《合 計》		2490		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 平成 29 年 11 月 6 日
 決裁 平成 29 年 11 月 9 日
 処理 平成 29 年 11 月 9 日

1492

領収証

000019440号

篠岡貞郎様

¥4,980.

(消費税 ¥368を含みます。)但し
内訳 プリペイド ¥4,980

扱者印



2017年10月25日 上記正に領収しました。
株式会社コメリ パワー磯波店
新潟県新潟市南区清水4501-1
TEL 0763-32-2077

◇◇印刷面を内側に折って保管して下さい。◇◇

お買上明細書

2017年10月25日(水)11:09 1078-0001

1492
領収証No 000019440

28 キヤノ BC1-351+350/6MP ¥4,980

小計 ¥4,980
(内消費税 8% ¥368)
商品計 1点

顧客番号 *****076/00
前回までのポイント 345
今回ポイント 23
累計ポイント 368
(内2018年3月末失効 112)

カード
会員番号
ご利用日 2017年10月25日
有効期限 **/**
取引内容 プリカ支払
ご利用前残高 ¥7,549
ご利用金額 ¥4,980
ご利用後残高 ¥2,569

*** ご返品時は領収証も ***
*** あわせてご提示ください ***



1779	電話料等																						
09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費																					
	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費																					
	05_会議費 10_人件費																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">領収内容</th> <th style="width: 15%;">金額(円)</th> <th style="width: 55%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯電話 [REDACTED]</td> <td style="text-align: center;">4191</td> <td style="text-align: center;">8383*0.5 /</td> </tr> <tr> <td>ケーブルテレビ受信料</td> <td style="text-align: center;">1782</td> <td style="text-align: center;">3564*0.5</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>《合 計》</td> <td style="text-align: center;">5973</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			領収内容	金額(円)	備 考	携帯電話 [REDACTED]	4191	8383*0.5 /	ケーブルテレビ受信料	1782	3564*0.5										《合 計》	5973	
領収内容	金額(円)	備 考																					
携帯電話 [REDACTED]	4191	8383*0.5 /																					
ケーブルテレビ受信料	1782	3564*0.5																					
《合 計》	5973																						
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)																							
<p>29-10-25 口座振替 *8,383円付(KDDIリコバ [REDACTED])</p>																							

收受 平成 29 年 11 月 6 日
 決裁 平成 29 年 11 月 9 日
 処理 平成 29 年 11 月 9 日

2090	会費
01_調査研究費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費
北日本新聞 となみ政経懇話会	
となみ政経懇話会会費	24000 10~12月分
24000	

《領収書貼付枠》 (原)

に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0408969		29-11-21
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
お取引金額		お取引後の残高	
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
12:42	¥216円	¥24,000円	
おつり		お取引後の残高	
		円*****円	
手数料のうち振込手数料 ¥216 000058			
トナミセイケイコンソウカイ 様			
ツノオカ テイロウ 様			
電話番号 0766-61-2081			

お領収書...
ATM振込の領収書はご利用控を保持してください。

※2013年12月31日現在

裏面もあわせてご覧ください。

收受 平成 29 年 12 月 7 日
 決裁 平成 29 年 12 月 7 日
 処理 平成 29 年 12 月 8 日

932-0102

小矢部市水島902

平成29年10月6日

富山県議会
議員

筱岡 貞郎 様

請求書

となみ政経懇話会

事務局長 [REDACTED]
砺波市太郎丸2丁目129
北日本新聞社砺波支社内
電話(0763)32-2012

拝啓

各位には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃ご尽力賜り、ありがとうございます。つきましては、下記の通り会費をご請求申し上げます。なお、お支払いはお手数ながら口座振込でお願い致します。

敬具

摘 要	金 額
会 費 (自 平成29年10月 至 平成29年12月) 8,000円×3ヵ月	24,000円
合 計	24,000円

振込先	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
支店名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
口座種別	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
口座名	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会

29年 11月 末日までお振込をお願いいたします。
なお、勝手ながら振込手数料は各自ご負担願います。

本書と行き違いにお支払いをいただいた節は、失礼をお詫び致します。

経費種別	2091	事業内容	新聞代
区分	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
			05_会議費 10_人件費

経費の内容	金額(円)	備 考
北日本新聞	3072	11月分 /
農業新聞	2623	" /
富山新聞	3072	" /
「しんぶん赤旗」日曜版	823	" /
読売新聞	3093	" /
北陸中日新聞	2988	" /
聖教新聞	3344	" /
合 計	19015	/

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

29-11-24 農業新聞 *2,623日本農業新聞 [Redacted]

29-11-27 新聞購読料 *3,072読売新聞 [Redacted]

収受 平成 29 年 12 月 7 日
 決裁 平成 29 年 12 月 7 日
 処理 平成 29 年 12 月 8 日

領収証

17年 11月分 17年11月27日 No. 882302

お名前 篠岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

小矢部センター
小矢部市小矢部町3-10
TEL (0766) 67-5888
FAX (0766) 53-5887

集金担当



購読料のお支払いは①金融機関の口座から
②クレジットカードから③コンビニ払いもあります。

篠岡 貞郎 様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	823

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

823 円

2017 年 11 月分

上記の金額をしかねいただきました。
ありがとうございました。

高岡市内免2丁目7番13号
日本共産党
呉西地区委員会
TEL: 0766-23-3281

領収日 / 扱者



領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902

29年 11月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞	1	3,093
2		
3		
合計		3,093 円

◇左記の通り領収しました

領収日 29年11月27日

取扱紙
読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
菅沼善久
〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216

領収印



*裏面もあわせて内容を十分お読みください

領 収 証

篠岡貞郎様

¥ 2,988

但し 北陸中日新聞朝刊 2017年 11月分 購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

北陸中日新聞津沢専売所

山田和夫

小矢部市高木147
TEL(0766)61-3244



毎度ご愛読くださりまして誠にありがとうございます

新聞購読料 領 収 証

篠岡 貞郎 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2017年 11月分

領収日 月 日

領収金額 ¥3,344

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934

その他購読料等 領 収 証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,410	1ヶ月分	1,410

販売店 山内 信人
住 所 高岡市五福町7-16
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. 16015-17697(378)-10



2092	電話料等																		
09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経費の内容</th> <th>金額(円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>携帯電話 ()</td> <td>4191</td> <td>8383*0.5 /</td> </tr> <tr> <td>ケーブルテレビ受信料</td> <td>1782</td> <td>3564*0.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>《合 計》</td> <td>5973</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		経費の内容	金額(円)	備 考	携帯電話 ()	4191	8383*0.5 /	ケーブルテレビ受信料	1782	3564*0.5							《合 計》	5973	
経費の内容	金額(円)	備 考																	
携帯電話 ()	4191	8383*0.5 /																	
ケーブルテレビ受信料	1782	3564*0.5																	
《合 計》	5973																		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

29-11-27 口座振替

*8,383円付(印) ()

收受 平成 29 年 12 月 7 日
 決裁 平成 29 年 12 月 7 日
 処理 平成 29 年 12 月 8 日

ご 請 求 書

ご 案 内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。

【口座振替日】 2017年11月27日(月)

(2017年 11月 16日 発行)

お 客 様 番 号	
今回ご請求額(税込)	8,845 円

お 支 払 口 座	金 融 機 関 名	
	支 店 名	
	口 座 種 別 ・ 番 号	
	口 座 名 義 入	シノカ ティロウ


お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

品 名	税込金額(円)	請 求 周 期	請 求 期 間
テレビ利用料(スタンダード)	3564	毎月払い	2017/11/01~2017/11/30
ネット利用料(ベーシックセット)	3888	毎月払い	2017/11/01~2017/11/30
ケーブルプラス電話基本料	1436	毎月払い	2017/10/01~2017/10/31
ユニバーサルサービス料	3	毎月払い	2017/10/01~2017/10/31
国内通話料	293	毎月払い	2017/10/01~2017/10/31
a u 以外への通話料	17	毎月払い	2017/10/01~2017/10/31
トリプル割(TV+NET+TEL)	-356	毎月払い	2017/10/01~2017/10/31

29-11-27 口座振替

*8,845HLCトニミイロウシ



整理番号	2160	事業概要	議会写真作成		
使途項目	06_資料作成費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容					
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考		
	議会撮影代	12,960	11月定例会分		
	《合計》	12,960			
《領収書貼付料					に整理すること。》
<h1>領 収 証</h1> <p>No. _____ H29 年 12 月 12 日</p> <p>筱岡 貞郎 様</p>					
 <p>但 議会報告用写真 上記正に領収いたしました</p>					
内 訳					
現 金					
小 切 手	/				
手 形	/				
消費税額(%)					
		しら ぎや オト 富山市豊田本町 2-16-35 〒931-8512 TEL 076-438-3326			

收受 平成 29 年 12 月 13 日
 決裁 平成 29 年 12 月 15 日
 処理 平成 29 年 12 月 15 日

平成29年12月6日

請求書

筱岡 貞郎 様

下記の通り御請求申し上げます

しらさぎオート

〒931-8322

富山市豊田本町2-16-35

TEL:076-438-3326

代表 一ノ谷敏治

御請求金額： ￥ 12,960 (消費税込み)

<当月売上明細>

商品名	単価	数量	合計
議会撮影	12,000		12,000
		小計	12,000
		消費税	960
		合計	12,960

備考：取引銀行
北陸銀行豊田支店
(普) 4016930



001.jpg



002.jpg



003.jpg



004.jpg



005.jpg



006.jpg



007.jpg



008.jpg



009.jpg



010.jpg



011.jpg



012.jpg



013.jpg



014.jpg



015.jpg



016.jpg



017.jpg



018.jpg



019.jpg



020.jpg



021.jpg



022.jpg



023.jpg



024.jpg



025.jpg



026.jpg



027.jpg



028.jpg



029.jpg



030.jpg



031.jpg



032.jpg



033.jpg



034.jpg



035.jpg



036.jpg



037.jpg



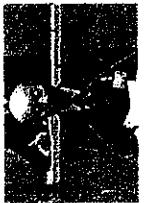
038.jpg



039.jpg



040.jpg



041.jpg



042.jpg



043.jpg



044.jpg



045.jpg



046.jpg



047.jpg



048.jpg



049.jpg



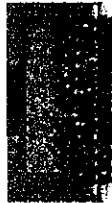
050.jpg



051.jpg



052.jpg



053.jpg



054.jpg

2197	県政報告書作成	
03_広聴広報費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
県政報告（夢だより）第14号 10200部 県政報告（ハガキ）第15号 600枚		
品名	金額(円)	備 考
県政報告書（夢だより）第14号	343,186	347004*0.989=343186 /
県政報告書（ハガキ）第15号	90,984	
《合 計》	434,170	/
《領収書貼付枠》 （原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）		

收受 平成 29 年 12 月 22 日
 決裁 平成 29 年 12 月 25 日
 処理 平成 29 年 12 月 26 日

領収証

内 訳

- 現金
- 振込
- 外切手
- 手形
- 相殺

取扱者印

篠岡 貞郎 様 No 107420

金額

¥ 4 3 7 9 8 8

上記の金額正に領収致しました

平成29年12月20日



未来を彩る印刷情報企業
株式会社アヤト
 代表取締役 綾藤 隆
 富山県小矢部市赤倉220番地の3
 TEL (0766) 67-5555
 FAX (0766) 67-5111

No. 12137

請求書

お得意先 篠岡 貞郎

様

2017年12月20日

コード

未来を彩る印刷情報通信企業
株式会社アヤト
 代表取締役 綾藤 隆
 本社 富山県小矢部市赤倉220-3
 TEL:0766-67-5555
 FAX:0766-67-5111
 営業所 高岡・砺波・南砺
 担当者

受注コード	品名・規格	数量	単位	単価	税抜金額	消費税等	税込金額
34891	県政報告(夢だより)第14号	10,200	部	31.50	321,300	25,704	347,004
34892	県政報告(ハガキ判)第15号	600	枚	83	49,800	3,984	53,784
34893	ハガキ立替	600	枚	62	37,200		37,200
合計					408,300	29,688	437,988

記載通り請求致します。ご検収ください。

取引銀行: 北陸銀行・石動支店 ☎1508470
 富山第一銀行・石動支店 ☎050349
 石動信用金庫・本店営業部 ☎0202179

北國銀行・石動支店 ☎112027
 富山銀行・石動支店 ☎0043858
 JAいなば・本店 ☎1004214

$$347,004 - 3818 = 343,186$$

53,784

37,200

計

434,170

議論を交わす

しのおか県議

県議会特別委員会 一般質問要旨 (継続事項)

1. 農業・水産業の振興について
 [総合的T・P・P削減政策大綱]の改訂に伴う県の対応
 平成30年度から5年の生産目標の県での設定について
 1等米比率が3年連続で90%達成した要因と次年度の向上対策について
 新品種「富富富」を含めた富山米の生産戦略と今後の取り組みについて
 1億円産地づくりの取り組みで成功ポイントの分析と県内への波及について
 高病原性鳥インフルエンザの防止対策や抑止体制に内水面漁業に配慮した河川整備について
2. 地域の活性化について
 北陸新幹線の大阪延伸に向け、関西との連携した取り組みについて
 能越自動車道・福御料金所撤去等の利便性向上対策の検討状況について
 能越自動車道の福岡パーキングエリアのインターチェンジ化について
 国土交通省による「自動運転サービスの実証実験」の取り組みについて
 「懸・巴」の大河ドラマ化に向け、本年度の取り組みと今後の展望について
 東京オリンピックのボウラー競技事前合宿の誘致活動について

能越自動車道の新たな価値を
 能越自動車道は、富山県を縦断する重要な交通手段として、県民の生活に大きく貢献しています。特に、観光資源の活用や、地域産業の振興に大きな役割を果たしています。今後の取り組みとして、沿線の魅力を最大限に引き出し、観光客の誘致や、地元産品の販売促進などに取り組んでまいります。

懸・巴の大河ドラマを
 「懸・巴」の大河ドラマ化に向け、本年度の取り組みと今後の展望について。大河ドラマの制作は、地域の歴史や文化を広く知ってもらう絶好の機会です。県として、制作に協力し、撮影地を提供するなど、積極的にサポートしてまいります。

東京オリンピックのボウラー競技事前合宿の誘致活動について
 東京オリンピックのボウラー競技事前合宿の誘致活動について。富山県は、自然豊かな環境と、優れたスポーツ施設を有しています。ボウラー競技の事前合宿を誘致することで、県民の健康増進や、スポーツ文化の普及に貢献すると期待しています。

3月 予備特別委員会での質疑
 3月 予備特別委員会での質疑。議員の質問に対する県庁の回答を掲載しています。

10月 富山県議会での質疑
 10月 富山県議会での質疑。県議会での議員の質問と県庁の回答を掲載しています。

今年度の販売額 12億2000万円に
 今年度の販売額が12億2000万円に達しました。これは、県民の消費意欲の高まりや、県産品の品質向上による需要の増加が主な要因と見られています。

1億円産地 品目見直し
 1億円産地品目見直し。県産品の生産額が1億円を超える品目を再評価し、新たな産地を創出するための取り組みです。

県議会予算特別委
 県議会予算特別委員会。県庁の予算案に対する議員の質疑と答弁を掲載しています。

しのおか県議プロフィール
 しのおか県議プロフィール。議員の経歴、所属党派、担当分野などを紹介しています。



しのおか県議プロフィール
 昭和29年5月10日生
 福野高校、金沢大学卒業
 経営企画委員長
 総合交通対策特別委員会
 副委員長
 農業問題調査会 理事
 山村振興議員連盟 事務局長
 自民党県連財務委員長
 県ボウラー協会 会長



しのおか県議プロフィール
 昭和29年5月10日生
 福野高校、金沢大学卒業
 経営企画委員長
 総合交通対策特別委員会
 副委員長
 農業問題調査会 理事
 山村振興議員連盟 事務局長
 自民党県連財務委員長
 県ボウラー協会 会長

おなごご意見を聞かせてください。

しのおか貞郎

第74号・平成29年12月24日発行
 県政報告 自由民主党富山県議会議員会

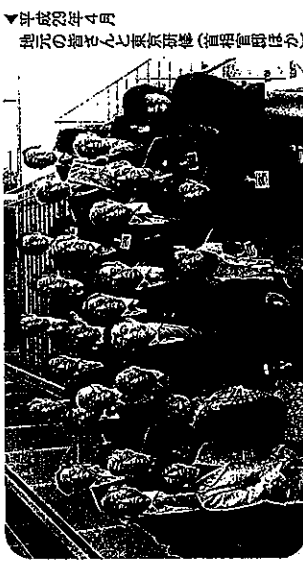
皆様に支えられ議員活動26年。



平成29年12月
 県議会定例会本会議にて一般質問



平成29年9月
 市総合防災訓練に参加(千穂地区)



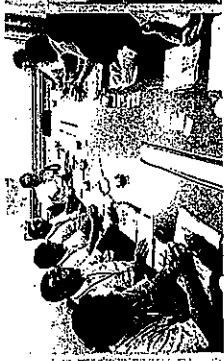
平成29年4月
 地元の郷さんと養蚕研修(金相町御ほさ)

- 皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。
 お陰様で市議会議員17年、県議会議員8年余りとなり、議員活動26年目を迎えております。改めて皆様の温かいご支援に感謝申し上げます。
- 平成29年度
 ○北陸新幹線の関西ルートへの決定
 ○全国植樹祭の開催
 ○富山県美術館のオープン
 ○東海北陸自動車道の4車線工事の着工
 ○能越自動車道福御料金所の撤去を含む利便性向上の検討、進展
 ○3年連続県産米の一等米比率90%以上の達成
- 等々、明るい話題も多く、私もこれらに携わることができたと思っております。
- 今後は
 ・北陸新幹線開業効果の持続、大阪までの早期延伸
 ・新総合計画の充実
 ・石動駅周辺の整備とあいの風とやま鉄道の通勤通学の利便性向上
 ・人口減少対策と地方創生の実現
 ・2020年東京オリンピック、ホッケー事前合宿の誘致
 ・平成30年度産米から県主簿の生産目標設定
 ・新品種「富富富」の生産と販売戦略
 ・道路、河川、農地の整備
- など課題は山積まっています。これらのご全力で取り組んでまいります。これらのご今後とも皆様の温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。
- 平成29年12月
 富山県議会議員
 しのおか 彼岡貞郎

3つの夢
 安心 未来 活力



8月 田町地区自治会連合会と東京交際



8月 秋田水産会と職員交際



8月 秋田水産会と職員交際



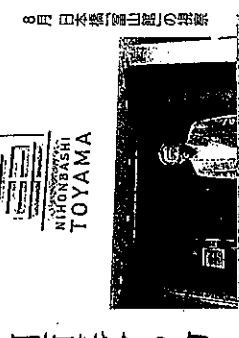
8月 秋田水産会と職員交際



1月 山形県農林漁業協会の視察へ乗組



1月 小糸町市自治会連合会と交際

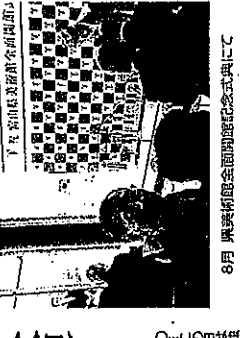


関西連合の動き歓迎

互井知事「建設促進に弾み」

北陸新幹線大阪延伸

北陸新幹線延伸問題が、互井知事によって、関西連合の動きが歓迎されている。互井知事は、この延伸が、関西の経済を大きく振興するに弾みになると見做している。互井知事は、この延伸が、関西の経済を大きく振興するに弾みになると見做している。互井知事は、この延伸が、関西の経済を大きく振興するに弾みになると見做している。



豊後へ19年度更新

豊後へ19年度更新

豊後へ19年度更新

豊後へ19年度更新のニュース。豊後へ19年度更新のニュース。豊後へ19年度更新のニュース。豊後へ19年度更新のニュース。豊後へ19年度更新のニュース。



あいの風鉄道

あいの風鉄道

あいの風鉄道

あいの風鉄道のニュース。あいの風鉄道のニュース。あいの風鉄道のニュース。あいの風鉄道のニュース。あいの風鉄道のニュース。

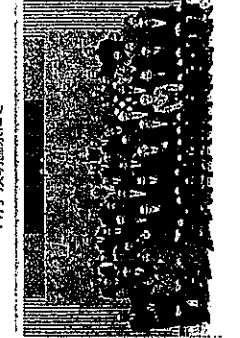


「巴の松」を植樹

「巴の松」を植樹

「巴の松」を植樹

「巴の松」を植樹のニュース。植樹のニュース。植樹のニュース。植樹のニュース。植樹のニュース。

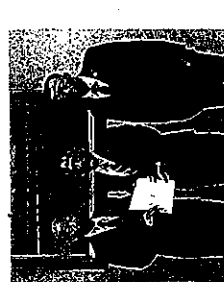


地域の活性化

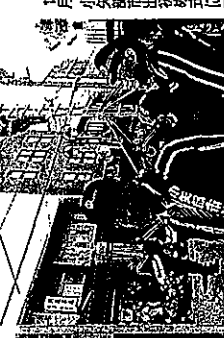
地域の活性化

地域の活性化

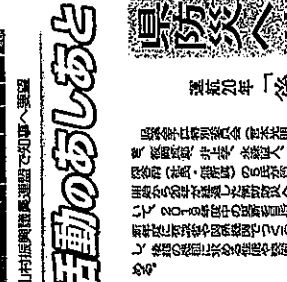
地域の活性化のニュース。地域の活性化のニュース。地域の活性化のニュース。地域の活性化のニュース。地域の活性化のニュース。



1月 小糸町市自治会連合会と交際



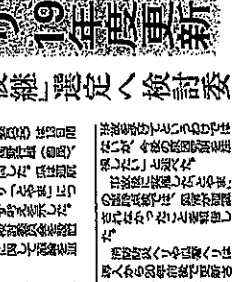
1月 小糸町市自治会連合会と交際



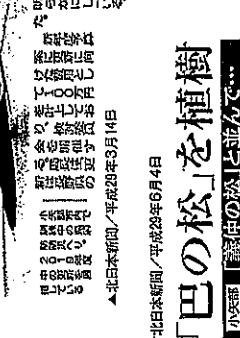
1月 小糸町市自治会連合会と交際



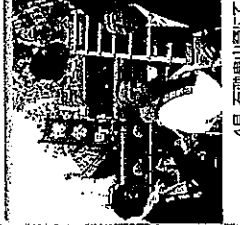
1月 小糸町市自治会連合会と交際



1月 小糸町市自治会連合会と交際



1月 小糸町市自治会連合会と交際



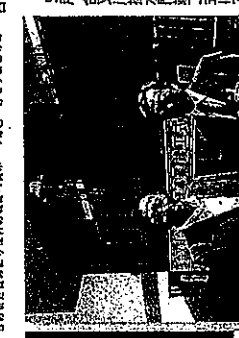
1月 小糸町市自治会連合会と交際



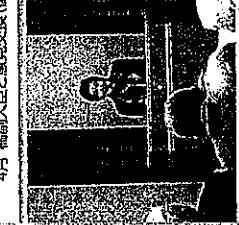
1月 小糸町市自治会連合会と交際



1月 小糸町市自治会連合会と交際



1月 小糸町市自治会連合会と交際



1月 小糸町市自治会連合会と交際



1月 小糸町市自治会連合会と交際



郵便はがき

Postage stamp area with a grid of boxes.

Nippon 62
日清郵便



富山県議会議員

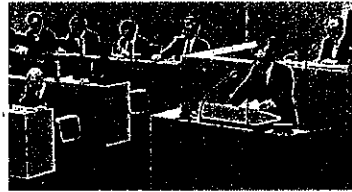
しのおか てい るう
筱岡 貞郎

富山県小矢部市水島902
TEL・FAX 0766-61-2081

9 3 2 0 1 0 2

富山県政報告 新15号 新春号

自由民主党 富山県議会議員



平成29年12月
県議会定例会、本会議にて一般質問

皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。お陰様で市議会議員17年、県議会議員8年余りとなり、議員活動26年目を迎えております。改めて皆様の温かいご支援に感謝申し上げます。

皆様ご支援の議員活動26年。



平成29年9月
市総合防災訓練に参加(子撫地区)

平成29年は○北陸新幹線の関西ルート決定 ○全国植樹祭の開催 ○富山県美術館のオープン ○東海北陸自動車道の4車線工事の着工 ○能越自動車道福岡料金所の撤去を含む利便性向上の検討、進展 ○3年連続県産米の一等米比率90%



平成29年4月
地元の皆さんと東京研修(首相官邸ほか)

以上の達成 等々、明るい話題も多く、私もこれらに携わることができたこと喜ばしく思います。今後は○北陸新幹線開業効果の持続、大阪までの早期延伸 ○新総合計画の充実 ○石動駅周辺の整備とあいの風とやま鉄道の通勤通学の利便性向上 ○人口減少対策と

地方創生の実現 ○2020年東京オリンピック、ホッケー事前合宿の誘致 ○平成30年産米から県主導の生産目標設定 ○新品種「富富富」の生産と販売戦略 ○道路、河川、農地の整備など課題は山積してまいります。これらのごに全力で取り組んでまいります。今後とも皆様の温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。新春の県政報告といたします。

平成三十年一月
富山県議会議員
筱岡 貞郎



事業番号	2363	事業概要	新聞代
07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費
			04_要請陳情等活動費 09_事務費
			05_会議費 10_人件費

購読の内容	金額(円)	備考
北日本新聞	3072	12月分 /
農業新聞	2623	" /
富山新聞	3072	" /
「しんぶん赤旗」日曜版	823	" /
読売新聞	3093	" /
北陸中日新聞	2988	" /
聖教新聞	3344	" /
《合計》	19015	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

29-12-25 新聞購読料 *3,072円

29-12-25 農業新聞 *2,623円

收受 平成 30 年 / 月 12 日
 決裁 平成 30 年 / 月 16 日
 処理 平成 30 年 / 月 17 日

領収証

17年 12月分 17年12月23日 No. 882302

お名前 篠岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

富山新聞販売 (株)
 小矢部センター
 小矢部市小矢部町3-10
 TEL (0766) 67-5888
 FAX (0766) 53-5887

集金担当



ご愛読に感謝いたします。新年を迎えるにあたり、皆様のご多幸をお祈り致します。

日本共産党発行の **しんぶん赤旗**

領収書

篠岡 貞郎 様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	823

823 円

2017 年 12 月分

上記の金額たしかせいただきました。
 ありがとうございます。
 高岡市肉免2丁目7番13号
 日本共産党 奥西地区委員会
 TEL: 0766-23-3281

領収日 / 扱者

領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo07411

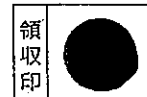
お名前 篠岡 貞郎 様
 水島902

29年 12月分

銘柄	部数	金額	備考
1 読売新聞	1	3,093	◇左記の通り領収しました
2			
3			
合計		3,093 円	領収日 29年12月24日

取扱紙
 読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
 菅沼善久
 〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
 TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

領 収 証

篠岡貞郎 様

¥ 2,988

但し 北陸中日新聞朝刊 19年 12月分 購読料(消費税込)
上記の金額正に受領しました
年 月 日



北陸中日新聞津沢専売所

山田和夫
小矢部市高木147
TEL(0766)61-3244



毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

新聞購読料 領 収 証

篠岡 貞郎 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2017年 12月分 領収日 月 日

領収金額 ¥3,344

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934

その他購読料等 領 収 証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,410	1ヶ月分	1,410

販売店 山内 信人
住 所 高岡市五福町7-16
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. 16015-17697(378)-9



事務番号	2364	事業概要	事務用品代		
経費種別	09_事務費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費
		05_会議費	10_人件費		
USBメモリ、インク、パワーポイント					
経費の内容		金額(円)	備考		
USBメモリ		1,285	2570*0.5	/	
PCインク		3,267	6534*0.5	/	
パワーポイント		7,992	15984*0.5		
《合計》		12,544			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 30 年 / 月 12 日
 決裁 平成 30 年 / 月 16 日
 処理 平成 30 年 / 月 17 日

Joshin

領収証

印紙税申告納付につき浪速税務署承認済

篠田貞郎 様

2017年12月13日 13:20 No. 17135197

14	社員コード	取引番号	ターミナル番号
	311269	12938	1713

領収金額	百万	千	円
		25	088

(内消費税等 1,858 円) 上記金額正に領収致しました。

但しインクメモリー、パワーポイント付

金種内訳	①現金 (25,088)	2.クレジットカード ()
	3. J-Debit ()	4. 金券等 ()
	5. ギフト ()	6. 他社ポイント ()
	7. Alipay ()	
現金 (J-Debit含む) 及び金券等に含まれる消費税等		1,858

領収	担当者コード	担当者	販店コード	店名
得意	コード		3138	砺波
			売担当者コード	担当者

売上伝票番号 ご購入金額 売上種別 照合

入金内訳	¥25,088	U-1	現
------	---------	-----	---	---	---	---	---	---	---

毎度お引き立てにあずかりましてまことにありがとうございます。ご入金内容につきましてご不明な点がございましたら下記の領収部署へ、商品につきましてはお買上げの店へお問い合わせ下さい。

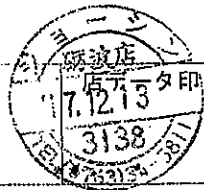
尚、本証は、金額の抹消、訂正されたもの及び店データ印無きものは無効となります。

上新電機株式会社

領収部署

砺波

0763-34-5811



2017年12月13日(水) 13時20分 No. 12926

お買上明細書

0001:持帰

分類:00 00

会員番号:XXXXXX498629

4905524897906 USBメモリ / USM8GU-G

24P (税別価格) 2,570 / 2,380

4960999918488 インク / BCI-351XL+350XL/5MP 61P

(税別価格) 6,534 / 6,050

4549576027166 ソフトギフト / POWERPOINT2010-PB 15P

(税別価格) 15,984 / 14,800

クーポン発行枚数: 1枚

税込小計 25,088

<税込合計> ¥25,088

内消費税等 1,858

現金(J-Debit含む)及び金券等に含

まれる消費税等 1,858

(「税別価格」は参考表示です)

Joshinポイント情報

通常獲得ポイント 100

(有効期限 2018/12/31)

利用可能ポイント 233

※利用可能ポイント内訳

通常ポイント 233

・有効期限: 2018/12/31

※ポイントは1ポイント=1円(税込)で

ご利用頂けます。

SEQ. 000258082

レシ NO. 1713

お問合せNo.

3138-1713-12926

整理番号	2365	事業概要	電話料等		
経費種別	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
経費内容					
金額(円)					
備 考					
経費の内容	金額(円)	備 考			
携帯電話 ()	5459	10918*0.5	/		
ケーブルテレビ受信料	1782	3564*0.5	/		
《合 計》	7241	/			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
29-12-25 口座振替 *10,918円(KDDI) ()					

收受 平成 30 年 1 月 12 日
 決裁 平成 30 年 1 月 16 日
 処理 平成 30 年 1 月 17 日

ご請求書

ご案内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記のご請求金額をご指定の口座から振替させて頂きましますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。

【口座振替日】 2017年12月27日(水)

お客様番号	
今回ご請求額(税込)	8,811 円
お支払口座	金融機関名 支店名 口座種別・番号 口座名義人 シノオカ テイロウ

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

品名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(スタンダード)	3,564	毎月払い	2017/12/01~2017/12/31
ネット利用料(ベーシックセット)	3,888	毎月払い	2017/12/01~2017/12/31
ケーブルプラス電話基本料	1436	毎月払い	2017/11/01~2017/11/30
ユニバーサルサービス料	3	毎月払い	2017/11/01~2017/11/30
国内通話料	259	毎月払い	2017/11/01~2017/11/30
au以外への通話料	17	毎月払い	2017/11/01~2017/11/30
トリプル割(TV+NET+TEL)	356	毎月払い	2017/11/01~2017/11/30

29-12-27 口座振替

*8,811円に代わります

整理番号	2366	事業概要	自動車リース料	
使途種別	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費
内容	04_要請陳情等活動費 05_会議費 09_事務費 10_人件費			
経費の内容	経費の内容	金額(円)*	備 考	
	リース料(11月分)第1回	35424	70848*0.5=35424	
	リース料(12月分)第2回	35424	70848*0.5=35424	
	《合 計》*	70848		
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
29-12-25 口座振替 *141,696NTT(NCS XXXXXXXXXX				

收受 平成 30 年 1 月 12 日
 決裁 平成 30 年 1 月 16 日
 処理 平成 30 年 1 月 17 日

〒 932-0102

富山県 小矢部市
水島
902
彼岡貞郎 様



〒 920-0853
石川県 金沢市
本町2-11-7
金沢 700 生命駅前ビル11F



F025C0009533Y009533

部署 北陸支店営業第二チーム
電話 076-224-1190
担当 [REDACTED]

2017年12月7日

口座振替通知書

請求書No. 47L32074
請求先コード NME2284

今回御請求額	お支払期日	お支払方法
¥141,696	2017年12月25日	口座振替
内リース料等 131,200		
内消費税等 10,496		

金融機関名	[REDACTED]
支店名	[REDACTED]
種目・口座	[REDACTED]

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ: 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	消費税(円)	税率	備考
F7MH5C03000001	171116	1	60	リース料 29/11分 富山 349円 2525	65600	5248	80	
F7MH5C03000001	171116	2	60	リース料 29/12分 富山 349円 2525	65600	5248	80	
				リース 消費税 8% 計	131200	10496		



ページ小計-->

131200	10496	141696(税込)
--------	-------	------------

請求件数 2 件

口座引落での通帳記載は、NTTフ(NCS もしくは NTTファイブ)のいずれかの表示とさせていただきます。

通
信
欄

自動車リース契約書

貸借人使用欄(検印)

契約番号 F7MH5C03-000-001

2017年8月30日

賃借人(甲)

貸借人(乙)

住所 小笠原市水島902

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

氏名 飯岡貞郎

日本カーソリューションズ株式会社

代表取締役社長

野上 誠



連帯保証人

連帯保証人

住所

住所

氏名

氏名



上記賃借人(以下「甲」という。)と貸借人(以下「乙」という。)とは、別添の「リースDeマイカー契約の内容について(重要事項説明書)」及び「お客さまの個人情報の取扱いについて」を確認し、同意の上次の通り自動車リース契約を締結します。なお、契約の区別においてファイナンスリース契約の場合は基本約定が、又簡易メンテナンスリース契約の場合は基本約定の他簡易メンテナンス約定が適用されます。本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有します。

基本約定

(リース)

第1条 乙は、後記「契約主要事項一覧表」(以下「表」という。)(2)記載のリース自動車(以下「自動車」という。)を本契約に定める条件で甲にリース(賃貸)し、甲はこれを賃借します。

(リース期間)

第2条 リース期間は、表(4)記載の通りとし、その開始日は、自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書若しくはそれらに準ずる官公庁発行の書面(以下「自動車検査証等」という。)上の使用者を甲とし、自動車検査証等上の所有者を乙として自動車登録された日からとします。

2. 甲は、本契約締結後、リース期間が満了するまで本契約を解除できません。

(リース料)

第3条 表(6)記載のリース料(以下「リース料」という。)は、月単位で計算し、表(9)記載の公租公課、諸費用及び保険料を含みます。

2. 甲は、リース期間中において、事由の如何を問わず自動車を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることができません。

3. 甲の乙に対するリース料の支払方法を表(7)記載の通りとします。(再リース又は買い取り)

第4条 基本約定第2条に定めるリース期間満了の3ヶ月前までに甲が乙に対し書面で申し入れ、乙がこれを承諾し、リース期間満了時に甲の乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務不履行がない場合は、甲乙間で自動車にかかわる再リース契約又は売買契約を締結できるものとします。

(1)甲が再リース契約を希望するときは、再リース契約の条件等が記載された乙所定の再リース申込書にて乙に申し入れ、乙がこれを承諾した場合、甲乙間で自動車再リース契約を締結できるものとします。

(2)甲が自動車の買い取りを希望するときは、乙所定の書面にて乙に申し入れ、乙がこれを承諾した場合、基本約定第20条の規定に基づき甲乙間で自動車の売買契約を締結できるものとします。但し、自動車の買い取りは、表(8)記載の設定残存価格の清算方式(以下「清算方式」という。)がオープンエンド方式の場合に限るものとします。

(前払リース料)

第5条 甲は、本契約に基づく甲の債務履行を担保するために、乙に対し、本契約締結と同時に表(5)記載の前払リース料(以下「前払リース料」という。)を現金で支払います。

2. 前払リース料は、最終リース料から逆順で順次各リース料の各支払期日が到来したときに、当然にそのリース料並びにこれに対する消費税及び地方消費税(以下併せて「消費税等」という。)額に充当されます。なお、前払リース料には利息を付さないものとします。

3. 甲が基本約定第14条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は、前項にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要せず、前払リース料をもって甲に対する全ての債務の全部又は一部に充当することができます。

4. 甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

(自動車の引き渡し)

第6条 乙の甲に対する自動車の納入場所を表(3)記載の自動車の使用の本拠地・保管場所(以下「保管場所」という。)とし、自動車は表(2)記載の売主(以下「売主」という。)から直接甲に引き渡します。

2. 甲は、自動車の納入を受けた後、直ちにこれを検査し、自動車の規格、仕様、品質、性能その他本契約との不適合(以下「瑕疵」という。)の有無を確認します。この検査の結果、自動車に瑕疵がなく本契約に適合していることを甲が確認したとき、乙から甲に対する自動車の引き渡しは完了します。但し、乙が甲に要求したときは、甲は、自動車に瑕疵がなく本契約に適合していることを確認のうえ、直ちに自動車

の借受証に署名捺印してこれを乙に交付します。

3. 甲は、前項に定める検査の結果、自動車に瑕疵の存することを発見した場合、乙に対し直ちにその旨書面による通知をなし、直接売主との間でこれを解決するものとします。

4. 乙は、甲に対し、自動車の登録後直ちに納車確認書(以下「納車確認書」という。)を送付します。但し、第6条第2項但書により、乙が甲に対し、自動車の借受証の交付を要求し、乙が甲より借受証を受領したときは除きます。

5. 甲は、前項の納車確認書を受領した時点で、自動車の納入を受けていない場合、又は、納入された自動車に瑕疵がある場合は、納車確認書の受領後14日以内に、乙に対し、書面にてその旨を通知するものとします。

6. 甲が不当に自動車の引き渡しを受けることを遅らせたとき又は拒んだときは、甲は、基本約定第15条第(2)号の規定に基づき、直ちに本契約を解除されても異議を述べません。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求について売主との間で解決します。(自動車の瑕疵等)

第7条 乙は、自動車の売主と締結した自動車の売買契約において、自動車に瑕疵があった場合、及び売主の便益の供与及び義務の履行について、その一切の責任を売主が負うことを約定していることから、乙はそれらについて一切責任を負わないものとし、売主がその責任を負うものとします。

2. 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令の改廃、登録の遅延、売主の都合及び乙の故意又は重大な過失が認められない事由によって、自動車の全部若しくは一部の引き渡しが遅延し、又は不能になったとき、その他自動車の選択又は決定に際して甲に錯誤があった場合、乙は、一切の責任を負いません。

3. 前二項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとし、乙は、乙が必要と認める範囲内において、甲の売主に対する権利行使に協力します。

4. 前項の権利行使のために、乙の売主に対する請求権の譲渡を受ける必要が生じたときは、甲は、書面により乙に請求します。この場合、乙は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡にかかる諸権利の存否を担保しません。

5. 甲は、前二項の場合においても、リース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることができません。

6. 第2条第2項にかかわらず、自動車に重大な瑕疵がある場合において、第3項の定めに基づき、甲が売主に対し直接瑕疵の修補請求を行ったにもかかわらず、売主がこれを履行しないときは、甲は、本契約を解除できるものとします。この場合、甲は、乙に対し、支払済みのリース料の返還請求及び本契約の解除に伴う損害金等を一切請求できないものとし、乙は、甲に対し、本契約の解除に伴う損害金を請求しないものとします。但し、当該瑕疵が、甲の責めに帰すべき事由による場合、甲は、本契約を解除できないものとします。

7. 前項に定める契約の解除は、自動車の引き渡しの時から1年以内に限り、できるものとします。(自動車の管理)

第8条 甲は、検査完了後、自動車について道路運送法その他関係法令及び監督官公庁の規制指示並びに自動車製造会社等の定める取扱説明を遵守し、自動車を善良なる管理者の注意をもって常に十分な機能を果し得る状態に維持管理し、かつ、保管場所に保管し、正常に運転し又は使用します。

2. 甲は、自動車の維持管理に必要な道路運送法その他関係法令に基づく定期点検整備、部品・付属品の取替え、補修、修理その他一切の行為をなすとともに、そのための費用を負担します。

3. 甲において、住所変更、自動車の保管場所の変更その他自動車検査証等の記載事項に変更が生じたときは、甲は道路運送法その他関係法

令に基づき甲の責任と負担とその変更手続きを行うものとします。
4. 乙は、甲が自動車の修理又は点検整備をなす場合の代車の提供及び休業補償について何等その責に任じないものとします。

5. 甲は、乙又はその代理人から自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への立ち入り、若しくは説明、資料の提供等の申入れがあったとき、又は乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、直ちにこれに応じるものとします。

(第三者に対する損害賠償)

第9条 自動車自体により又はその保管若しくは使用に際し、他人に人的・物的損害が生じたときは、甲は、その損害発生が自己の責に帰すべき事由によるか否にかかわらず、法令その他に定める諸手続きに従い、自らその事件解決をはかるとともに、このため乙又は自己におきまして支出した損害賠償金及び弁護士手数料を含む一切の費用を負担します。

(自動車の損害)

第10条 自動車の納入された日からその返還までに盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責にも帰さない事由により自動車に損失が生じたとき、紛失したり、使用出来なくなるなどの一切の損害は、次の各号に定める通り、全て甲の負担とします。

- (1)自動車の一部に損失が生じ、その修復が可能なきときは、甲は自己の費用で自動車完全状態に修復又は復元します。なお、この場合、甲は乙に対し自己の支出した費用の支払請求あるいはリース料の減額請求をしないものとします。
- (2)自動車の一部又は全部に損失が生じ、その修復が不可能なきときは法律の改廃により自動車を使用できないときは、甲は、乙に対し書面にてその旨を通知するとともに、その原因の如何を問わず、損害賠償金として、表(8)記載の規定損害額とリース期間満了時における自動車の設定残存価格(以下「設定残価」という。)及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」で規定される再資源化預託金等相当額(以下「リサイクル預託金相当額」という。)との合計額から、リース料に含まれる表(9)記載の諸費用のうち乙が甲に返還可能な未発生費用を控除した金額(以下「損害負担金」という。)を直ちに現金で乙に支払い、この支払完了と同時に本契約は終了します。
- (3)自動車が盗難にあったときは、甲は、所轄の警察署に甲の責任と負担で自動車の盗難届を提出し、乙に対し書面にてその旨を通知するものとします。又、甲は乙と協力して自動車の抹消登録を行うとともに、前号の損害負担金を直ちに現金で乙に支払い、自動車の抹消登録及び損害負担金の支払完了と同時に本契約は終了します。

(保険)

第11条 リース料に自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という。)の保険料が含まれる場合は、乙が、所定の自賠責保険を付保し、リース期間中これを継続します。但し、リース料に自賠責保険の保険料が含まれない場合は、甲は、甲の責任と負担で、自賠責保険を付保するものとし、自賠責保険の証券の写しを乙に提出します。

2. 甲は、自動車保険料を負担して自動車保険を付保し、リース期間中これを継続します。この場合、車両保険については、乙を被保険者とし、甲が付保した自動車保険について、甲は保険契約締結次第直ちに保険証券の写しを乙に提出するものとします。又、保険事故が発生したときは、甲は直ちに乙並びに甲が自動車保険を付保する保険会社に事故の発生日時及びその内容を連絡するとともに甲の責任と負担で自動車の修理・事故処理を行います。

3. リース料に自動車保険料が含まれる場合は、乙が表(8)記載の自動車保険を付保し、リース期間中これを継続します。又、保険事故が発生したときは、甲は直ちに乙に事故の発生日時及びその内容を連絡するとともに甲の責任と負担で自動車の修理・事故処理を行います。

4. 自動車保険の保険金額は、乙が定める以上の付保可能な限度内の保険金額で甲の希望する保険金額とし、その保険証券は、乙が全てこれを管理します。

5. リース料に自動車保険料が含まれる場合、乙が甲の申し出を受け、保険会社の変更、又は自動車保険の契約内容の変更手続きを行い、本契約締結時点での自動車保険料と変更後の自動車保険料との間に差額が生じたときは、乙は、その差額を甲に請求できるものとし、甲は乙からの請求があり次第直ちにその差額を支払うものとします。

6. 自動車保険で填補されない地震、噴火、津波や甲の故意又は重大な過失など保険約款の免責事項に起因する損害、又、自動車保険に免責額が定められている場合、その免責額については甲が負うものとします。

7. 保険事故が発生したときは、甲は自ら若しくは自動車の運転者をして、直ちに事故現場における危険防止措置並びに負傷者の救護措置を講じると共に、最寄りの警察署に届け出るものとします。又、甲は第三者との間で、乙に不利益な取決め(示談)をしないものとし、直ちに事故の発生及びその内容を書面にて乙に通知するとともに、保険金受取に必要一切の書類を遅滞なく整理し、保険金の請求受領を乙の指示に従って行います。

8. 自賠責保険及び自動車保険により填補されない損害については、基本約定第9条の規定に基づき甲が全てを負担するものとします。

9. 乙が保険会社から自動車に生じた損失にかかわる保険金の支払いを受けたときは、次の各号の通りとします。

- (1)自動車の修復が可能なきときは、乙は甲が前条第(1)号の規定に従い自動車を修繕・修復した場合に限り、乙が受け取った保険金を限度として、その費用相当額を甲に支払います。
- (2)自動車が滅失し又は毀損して修理、修復不能の場合には、甲は、乙が受け取った保険金を限度として、前条第(2)号の支払いを免れます。

10. その他保険に関する取り決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

(禁止行為)

第12条 甲は、次の各号の行為をすることができません。

- (1)自動車について譲渡、質入れ等の処分行為をなすこと。
- (2)自動車を簡便若しくはレース、ラリーに使用しその他一般に自動車法が走行しない場所で走行し又は駐車するなど、自動車法を本来の用法に反して使用したり、通常の業務の範囲を超えて使用すること。又、日本国外に自動車を持ち出すこと。
- (3)自動車を積載量、定員、速度等使用の限度を超えて使用すること。
- (4)本契約に基づく甲の権利又は甲の契約者たる地位を第三者に譲渡すること。
- (5)法令の改廃により自動車を使用することができなくなったとき、又は都道府県公安委員会より自動車の使用制限命令を受けたときに自動車を使用すること。
- (6)甲が、自ら又は第三者を利用して、乙に対し、脅迫的な脅迫、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為をなすこと。

2. 甲は、乙の書面による承諾なしに次の各号の行為をすることができません。

- (1)自動車を転貸する等第三者に使用させること。
- (2)基本約定第8条第2項の場合を除き、自動車に他の物件を付着し又はその一部を除く若しくは交換し、その他自動車の改造、模様替え又は仕様、性能、機能、品質等を変更すること。
- (3)自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書若しくはそれらに準ずる官公庁発行の書面の記載を変更し、若しくは自動車の用途

や保管場所を変更すること。
3. 前項第(2)号の場合、乙はその選択により甲が付着させた他の物件の所有権を無償で取得することができます。

(通知義務)

第13条 次の各号に定める事由が一つでも生じたときは、甲及び連帯保証人は直ちにその旨を乙に書面で通知します。

- (1)甲又は連帯保証人の住所、氏名、印鑑、法令に基づき乙に申告した事項その他重要な変更が生じたとき。若しくは、甲又は連帯保証人が、家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始したとき、若しくは任意後見監督人が選任されたとき。又は、既に補助、保佐、後見開始の審判を受けているとき、若しくは任意後見監督人が選任されているとき。
- (2)甲又は連帯保証人に基本約定第14条第1項各号に定める事由が一つでも生じ又は生ずるおそれのあるとき。
- (3)自動車につき盗難、滅失、毀損その他事故が発生したとき。
- (4)自動車につき第三者が仮差押、仮処分若しくは強制執行をなす又はその占有を侵害するなど、自動車に対する乙の権利が侵害され又はそのおそれのある事態が発生したとき。
- (5)自動車自体又はその保管若しくは使用に起因する事故により他人に人的・物的損害が発生したとき。
- (6)都道府県公安委員会から自動車の使用制限命令を受けたとき。又は、自動車が道路交通法第51条の7第2項に規定する自動車検査証の返付拒否の対象となったとき。

(期限の利益の喪失)

第14条 甲又は連帯保証人に次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、乙から通知催告等なくとも、甲は残存するリース料全額その他甲の乙に対する一切の債務について、債務の各支払期限の到来まではその支払いをしなくともよいという甲の利益(以下「期限の利益」という。)を当然に失い、直ちにこれを全額支払います。

- (1)甲の乙に対する債務の一つでも支払いを怠り、二十日以上相当の期限を定めた書面による乙の催告に対し、期限内に債務の支払いをしないとき。但し、自動車の賃借が甲にとって商行為である場合は、甲の乙に対する債務の一つでも期限内に支払わないとき。
- (2)差押、仮差押、仮処分、競売の申立又は破産手続、民事再生手続、その他これらに類する手続開始の申立があったとき、又は負債整理のための特定調停の申立て、若しくは任意整理に入ったとき。
- (3)租税公課を滞納して督促を受け又は保全差押を受けたとき。
- (4)営業の譲渡、営業の廃止をなす若しくは解散したとき、又は監督官庁から営業の停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分があったとき。
- (5)死亡したとき又は補助、保佐、後見開始の審判を受けたとき、若しくは逃亡、失踪又は刑事上の懲罰を受けたとき。
- (6)手形又は小切手を一回でも不渡りにしたとき。
- (7)その他資産、営業、信用等が著しく悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (8)第34条の表明・確約に反したとき。

2. 前項各号の一つに該当する事由が生じ、乙が自動車の保全上必要と認め甲にその返還を請求したときは、甲は直ちにこれに応ずるものとします。

(契約の解除)

第15条 次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、乙は通知催告等を要しないで、直ちに本契約を解除することができます。

- (1)甲又は連帯保証人につき前条第1項各号に定める事由が一つでも生じたとき。
- (2)甲が不当に自動車の引き取りを遅延し又は拒絶したとき。
- (3)その他甲が本契約に定める各条項の一つにでも違反したとき。

(契約解除の効果)

第16条 前条により本契約が解除されたときは、甲は表(8)記載の規定損害金を直ちに現金で乙に支払います。

2. 前条により本契約の解除が自動車の検査完了前になされ、乙に売主に支払うべき返納金又は損害賠償金が生じたときは、甲はこれを直ちに現金で乙に支払います。又、第14条第1項第(8)号に該当する事由による契約解除により、甲又は連帯保証人に損害が生じても、乙は、一切の責任を負いません。

(自動車の返還)

第17条 本契約が期間満了、契約解除その他の事由により終了したとき、若しくは基本約定第14条第2項による乙の自動車返還の請求があったときは、甲は、自動車の通常の損耗及び基本約定第12条第3項の規定により乙が取得した物件を除き、直ちに甲の責任と負担で自動車を原状に回復したうえ(都道府県公安委員会等により運転禁止標章が貼付されたときは、当該標章を取り除く等)を返還するものとし、乙の指定する日時及び場所において乙に自動車を返還します。但し、基本約定第4条の規定により、甲乙間で再リース契約又は自動車の売買契約を締結する場合は除きます。

2. 前項の場合、甲は乙に対する自動車の返還を完了するまで善良なる管理者の注意をもって自動車を保管するとともに、自動車の運搬等その返還に要する一切の費用を負担します。

3. 自動車の返還に際し、自動車に通常の使用による損耗以外の損害があったときは、又は改造、模様替え等による価値の減少があったときは甲は乙にその損害を賠償します。又、甲乙間でリース料の算出根拠とした条件を甲が著しく超過して自動車を使用したと乙が認められた場合、これによる自動車の減価相当額を乙は甲に請求できるものとします。

4. 乙が甲より自動車の返還を受けたときは、乙は自動車に付着した物件を含めて引き取ることができるものとし、甲は自動車につき支出した有益費・必要費の償還又は、賠償等を請求しないものとします。

5. 甲が基本約定第1項による自動車の返還を怠ったときは、乙は自ら又は第三者に委託して自動車を回収することができます。この場合、甲は自動車の運搬等その回収に要した一切の費用を直ちに現金で乙に支払います。

6. 前項の場合、自動車が第三者の占有下にあるため、乙がその回収に際し、甲の当該第三者に対する債務を立替支払ってこれを回収したときは、甲はその立替金を直ちに現金で乙に支払います。

7. 甲は、乙に対する自動車の返還が遅れた場合、返還完了までの遅延日数に応じ、リース料相当額の損害金を乙に支払うほか、本契約の諸条項に従うものとします。

8. 本条第1項による甲の乙への自動車の返還がなされない場合又は不可能な場合は、甲は甲の責任と負担で、所轄の警察署への諸届出、乙と協力して自動車の抹消登録等を行うとともに、その事由の如何を問わず、表(8)記載の規定損害額とリース期間満了時における自動車の設定残価及びリサイクル預託金相当額との合計額を直ちに現金で乙に支払います。

(リース期間満了時の設定残存価格の清算)

第18条 本契約が期間満了により終了し、乙が自動車の返還を受けたときは、次の各号の通り、甲乙間で設定残価の清算を行うものとします。

- (1)表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式の場合、リース期間満了時の自動車の設定残価は、表(8)記載の設定残価とし、本契約が期間満了しかつ再リース契約又は売買契約を締結しないときは、自動車を他に換価処分した金額(以下「処分価額」という。)又は一般財団法人「日本自動車査定協会」その他公正な機関の評価に基づき評価額(以下「評価額」という。)から、それぞれ処分又は評価に要した一切の費用

を控除した残額を設定残価と対比し、当該残額が設定残価を超えるときは、乙はその超過額を現金で甲に支払い、又当該残額が設定残価に達しないときは、甲はその不足額を現金で乙に支払います。但し、清算金には消費税等が別途かかります。

(2)清算方式がクローズドエンド方式の場合、リース期間満了時の設定残価の清算は行わないものとします。

(契約解除時の設定残存価格の清算)
第19条 基本約定第15条各号により本契約が解除され、乙が自動車の返還を受けたときは、次の各号の通り、甲乙間で設定残価の清算を行うものとします。

(1)表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式の場合、処分価額又は評価額からそれぞれ処分又は評価に要した一切の費用を控除した残額を表(8)記載の設定残価と対比し、当該残額が設定残価を超えるときは、その超過額を表(8)記載の規定損害金の一部に充当し、又当該残額が設定残価に達しないときは、甲はその不足額と規定損害金との合計額を直ちに現金で乙に支払います。但し、清算金には消費税等が別途かかります。

(2)清算方式がクローズドエンド方式の場合、契約解除時の設定残価の清算は行わないものとします。

(自動車の買い取り)
第20条 甲が自動車の買い取りを希望し、基本約定第4条第(2)号の規定により書面にて乙に申し入れ、乙がこれを承諾した場合は、表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式であること、及びリース期間満了時に甲の乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務がないことを条件に、基本約定第17条の規定にかかわらず、甲は乙から自動車を買い取る事ができるものとします。この場合、本条に定める条件のほか、乙が別途指定する条件で甲乙間で売買契約を締結するものとします。

2. 前項の売買契約における自動車の車両販売価格は、表(6)記載の設定残価相当額とします。又、自動車の売買価額(以下「売買代金等」という。)は、自動車の車両販売価格とこれに対する買取時の消費税等に基づく消費税等及び「使用済自動車と再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」で規定される再資源化預託金等(自動車リサイクル料金)の合計額とします。

3. 前項の売買代金等とは別に、自動車の運搬その他移動に要する費用、買取時に発生する自動車の売買にかかる公租公課等(取得税が再度課税される場合は当該取得税を含む。)自動車の使用の本拠地の変更に伴う手数料等、自動車の所有権移転登録等にかかる費用等及びリース期間満了日以降の自動車税は全て甲の負担とし、既に乙が支払済みの場合、甲は直ちにこれを乙に支払います。

4. 前項の売買代金等の支払時に自動車が存在する場合における乙から甲への自動車の引き渡しは、前項の売買代金等の支払い、その他本契約に基づく債務の支払いが完了したときに、自動車の所在場所において現状有姿のまま、簡易の引き渡しの方法によりこれを行うものとし、この引き渡しと同時に自動車の所有権は乙から甲に移転するものとします。但し、自動車の所有権移転登録は、甲の責任と負担で直ちに行われるものとします。

5. 乙は自動車の事実上及び法律上の瑕疵について一切担保の責に任じません。

(遅延損害金)
第21条 甲は、甲が本契約に定める債務の履行を怠ったときは支払期日の翌日から、乙が甲のための費用を立替払した場合の立替金の償還を怠ったときは立替払日から、いずれも立替済みのまま、支払うべき金額に対し年14.6%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金を乙に支払います。

(公租公課)
第22条 表(9)記載のリース料に含まれる費用は、乙が負担しますが、リース期間中に法令の改正又は自動車にかかる費用や自賠責保険の保険料の変更により乙の費用負担が増加した場合は、甲がその増加分を負担し、甲は、乙の請求により直ちにその増加分をリース料とは別に乙に支払います。

2. 消費税等は、甲の負担とします。表記載の消費税等額は、本契約の成立日現在の消費税等の税率により計算したものであり、当該税率が変更されたときは、その変更後の税率により計算した消費税等額に変更するものとし、甲はその変更後の消費税等額を乙に支払うものとします。

3. 本条第1項に該当する乙負担の費用を除き、自動車の取得、所有、保管、使用及び本契約に基づく取引に課され、又は課されることのある公租公課等の全ての諸費用は名義人の如何にかかわらず甲がこれを負担します。

4. 甲は、前項による公租公課等の何れかの諸費用を乙が収めることとなったときは、その納付の前後を問わず乙の請求により直ちにこれをリース料とは別に乙に支払うものとします。

(費用負担)
第23条 本契約の締結に要する費用及び本契約に基づく甲の債務履行に要する一切の費用は、甲の負担とします。

2. 甲が、乙に対する債務の支払いを遅滞した場合、乙は、甲又は連帯保証人に対し、口座振替等の再請求手続きを行ったときは一回につき200円(消費税等別)、乙が甲を訪問集金したときは一回につき1,000円(消費税等別)、並びにこれら費用とは別に当該催告に要した費用の実費を請求することができるものとします。

(乙の権利の移転等)
第24条 乙は本契約に基づく権利の全部若しくは一部を金融機関等に譲渡、質入し又は自動車に担保権を設定することができ、甲は異議なくこれを承諾します。

2. 甲が、基本約定第12条第2項第(1)号の規定により乙の承諾を得て自動車を転貸したときは、乙は、甲の転貸先に対する権利の譲渡を甲に請求できるものとします。この譲渡の結果、乙が甲の転貸先からリース料等を受領したときは、甲乙間で、当該受領金額と乙が甲から受領すべきリース料等との差額を精算するものとします。

3. 乙が本契約に因連して本来の権利を守り若しくは回復するため、又は第三者から法律上理由がある請求を受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、甲は、自動車の搬出費用、弁護士報酬その他一切の費用を乙に支払います。

(相殺の禁止)
第25条 甲は、本契約に基づき乙に対し負担する債務を、乙又は乙の継承人に対する甲の債権をもって相殺することはできません。

(報告の義務)
第26条 甲は、乙の請求により甲の勤務先の確認や支払能力を調査するための書類等及び自動車の保管、使用状況等に関する資料を遅滞なく乙に提出します。

(弁済の充当)
第27条 本契約に基づく甲の債務の支払いが債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める時、順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対しては異議を述べません。

(連帯保証人)
第28条 連帯保証人は、本契約の各条項を承認し、甲に連帯して債務履行の責に任じます。又連帯保証人が法人の場合、その取締役会等の承認を得て、有効に連帯保証したものであることを確認します。なお、連帯保証人は、乙の都合により担保又は他の保証を変更されても異議なく、かつ、保証債務の一部を履行したときも、乙の同意がなければ地位によって取得した権利を行使しません。

2. 基本約定第4条の規定により甲乙間で再リース契約又は自動車の売買契約が締結されたときは、連帯保証人はその再リース契約又は売買契約の定めるところに従い甲に連帯して債務履行の責に任じます。

(乙の通知)
第29条 乙において、甲又は連帯保証人に対する通知をする必要が生じたときは、書面による変更の通知のない限り、本契約書の住所欄、氏名欄の記載に従って通知します。

2. 甲又は連帯保証人が、前項の書面による通知を怠ったため、乙からなされた書面による通知が延着又は到達しなかった場合は、その通知が通常到達すべきときに到達したものとします。又、甲又は連帯保証人が不在のため、乙からなされた書面による通知が、郵便局に留置された場合は、その留置期間満了時に、甲又は連帯保証人にその通知が到達したものとみなします。

3. 前項により、甲及び連帯保証人は、乙からなされた書面による通知が延着又は到達しなかったことにより生じた損害又は不利益を乙に対して主張することはできません。

(公正証書)
第30条 甲及び連帯保証人は、乙が請求したときはいつでも本契約に定める債務について執行認諾条項を付した公正証書を作成する旨のとし、その費用は甲の負担とします。

(合意管轄)
第31条 本契約に関して疑義又は紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決します。協議が調わないときは、甲乙及び連帯保証人は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をその管轄裁判所とします。

(個人情報の取り扱い)
第32条 乙は、甲又は連帯保証人が個人の場合、次の各号の個人情報を保護措置を講じたうえで収集・保有・利用し、又乙が本契約の遂行のために業務委託をする契約代行、自動車の売主、自動車製造会社等、本契約に自動車保険や簡易メンテナンスサービスを含む場合、その保険会社、メンテナンス委託工場及びリース料の代金決済事務委託会社等に個人情報を提供できるものとし、甲及び連帯保証人は、異議なくこれを承諾します。

(1)甲及び連帯保証人が乙所定の申込書・契約書等に記載し、又は乙に通知した甲及び連帯保証人の氏名、生年月日、住所等の個人情報や自動車やその保管場所、取引金融機関等に関する個人情報
(2)本契約に関する個人情報
(3)犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める本人確認書類又はその写しから得た個人情報

(検査登録情報等)
第33条 甲は、乙が運輸支局、一般財団法人自動車検査登録情報協会若しくは一般社団法人全国軽自動車協会連合会等から自動車の検査登録情報の一覧表を受け、自動車の管理を目的として利用・活用することに同意します。

(反社会的勢力との関係排除)
第34条 甲乙及び連帯保証人は、本契約の締結日において、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋等、社会連動型等組織若しくはゴロ、特殊犯罪勢力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを承諾します。

(1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
(3)自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力の威力を利用して、又は認められる関係を有すること
(4)反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
(5)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲乙及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを承諾します。
(1)暴力的な要求行為
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
(5)その他各号に準ずる行為

(特約条項)
第35条 表(13)記載の特約は、本契約の他の条項に優先して適用され、本契約と異なる合意はここに記載するか、別に書面で甲乙が合意しなければ効力はないものとします。

簡易メンテナンス約定

(リース料)
第1条 表(1)記載の契約の区別が簡易メンテナンスリース契約の場合は、表(6)記載のリース料には、表(12)記載の簡易メンテナンスサービス(以下「らくらく車検」という。)の諸費用を含みます。このため、甲は基本約定第8条第2項に定める費用のうち、らくらく車検にかかわる費用を負担する必要はありません。

(らくらく車検)
第2条 らくらく車検の範囲は、表(12)記載の通りとし、甲は、らくらく車検について、乙の指定する表(12)記載のメンテナンス委託工場(以下「委託工場」という。)に依頼してこれを受けるものとします。乙はその費用を負担し、但し、本契約で定める範囲外のメンテナンス費用は甲の負担とし、委託工場から甲へ請求があり次第、甲は直ちにこの費用を委託工場に支払います。

2. 乙又は委託工場の事前の承諾を得ない委託工場以外の整備工場又はガソリンスタンドその他で、無断で行うらくらく車検にかかわる費用は、らくらく車検の範囲外とします。
(車検拒否制度にかかわる警察等への確認に関する同意)
第3条 甲は、らくらく車検の継続車検又は構造等変更検査(以下「継続検査等」という。)の実施に際し、乙及び委託工場が甲及び自動車にかかわる放置違反金の滞納の有無に関する情報を車検拒否制度の運用に付随して行う目的に限り、インターネット上の一般社団法人日本自動車整備振興会連合会(以下「日整連」という。)のホームページを通じて事前照会・確認することに同意します。

2. 前項の日整連からの事前照会の回答により、乙及び委託工場が直接、所轄の警察署に対し照会・確認する必要が生じたときは、甲はこれに同意するとともに、所定の同意書に署名捺印します。

3. 放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が遅延又は不能となっても乙は一切の責任を負いません。又、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の再取得にかかわる一切の費用は甲が負担するものとします。

(NCS 20160401)

契約主要事項一覧表

契約番号 F7MH5C03-000-001

(1)	契約の区別	ファイナルリース トヨタ 台数 1 台 カムリ 2 WD G 2WD CVT DAA-AXVH70 CVT 4 ドア エンジン・排気量 ハイブリッド 2,487 CC 定員 5 名 プラチナホワイト 無し 納車確認書記載のとおり 納車確認書記載のとおり いなば農業 ミスルくん保証付 (登録日より1年保証) プラチナホワイトパールマイカ スペアタイヤ (応急用) TV ナビコントロール スタッドレスタイヤ一式 ナンバーフレーム フロアマット 革調シートカバー ETC サイドバイザー ナビ バックカイドモニター 保証つくしプラン 希望ナンバー 2525	(9) 公租公課および諸費用	(含まれるもの○ 含まれないもの×) 自動車取得税 (×) (軽)自動車税 (○) 自動車重量税 (○) 自賠責保険料 (○) 自動車保険料 (×) 登録諸費用 (○)
(2)	リース自動車の表示		(10) 自動車保険条件	保険会社 保険種類 フリート・ノンフリート フリート割引(増)等級 フリート多数割引 年齢条件 車両保険種類 車両免責 [免責0特約] 車両保険価額 賠償保険 対人(1名) 人身傷害 対物(1事故) 対物免責 搭乗者(1名) 給付・搭傷 安全装置 特約事項
(3)	使用の本拠地(保管場所)	富山県小矢部市水島 902	(11) 損耗査定	リース料総額から甲が既に支払ったリース料を控除した残額および残額に対する消費税等
(4)	リース期間	開始日 納車確認書記載のとおり 満了日 納車確認書記載のとおり 60ヶ月	(12) メンテナンスサービス (○印の項目が含まれます)(月間契約走行距離)	
(5)	前払リース料	無し	(X) 継続整備 (X) バッテリー交換 (X) 法定点検整備 (X) エアコン修理 (X) スケジュール点検 (X) バック修理 (X) 故障修理 (X) 乙種免責額負担 (X) エンジンオイル交換・補充 (X) 代車 (X) 一般部品交換 (X) 寒地メンテ (X) 継続の交換・補充 (X) 夏タイヤ (X) 冬タイヤ (X) 冬用オイル (X) タイヤ交換	
(6)	リース料	リース料 1 1回 ¥65,600 消費税等額 ¥5,248 リース料 2 59回 ¥65,600 消費税等額 ¥5,248 総額 ¥3,936,000 ¥314,880		
(7)	支払方法	リース料 1 リース開始日の属する月の1ヶ月後の25日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替 リース料 2 リース開始日の属する月の1ヶ月後より1ヶ月毎、25日に 甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替		
(8)	残価清算方式・設定残価	オープンエンド ¥770,000		
(13)	特約事項	1. 基本約定第18条及び第19条に定める「処分又は評価に要した一切の費用」(以下「処分費用」という。)は、金5,000円(消費税等別)とし、オープンエンド方式の残価清算は、自動車の処分価額又は評価額からこの処分費用を控除した残額と設定残価との差額を清算するものとします。 2. 基本約定第20条に定める「自動車の使用の本拠地の変更に伴う手数料等」及び「自動車の所有権移転登録等にかかる費用等」は、実際に変更手続等に要した費用と消費税等及び事務手数料金5,000円(消費税等別)の合計額とします。 3. 表記(9)の記載にかかわらず、リース自動車は重量税の免税対象車両であり、登録時の新車新規検査及び初回の継続検査(車検)時の重量税は免税となることから、本契約のリース料には自動車重量税を含みません。		

笹岡貞郎

様

お支払明細書

平成 29年 11月 21日

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記のと
おりお支払いをお願い申し上げます。
尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料とな
りますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬 具

東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原 UDX

日本カーソリューションズ株式会社

ご契約

ファイナンスリース

お問い合わせは、お客様No.をご利用ください。

契約番号	F7MH5C03 000 001
契約期間	平成 29年 11月 16日から 平成 34年 11月 15日まで 60ヶ月
登録番号	

お客様No.	NME2284
お問い合わせ先	北陸支店
電話番号	076-224-1190
担当者	

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

振込の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

金融機関名	
支店名	
種目・口座	
口座振替委託会社	NTTファイナンス

金融機関名	*****
支店名	*****
種目・口座	*****

(振込手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

回数	年月分	方法	支払日	内 訳	お支払金額 (円)	請求 回数	金額 金額 (円)	内 訳 消費税(円)	税 率	備 考
1	29/11	口座振替	29/12/25	リース料	70848	1/ 60	65600	5248	8%	
2	29/12	口座振替	29/12/25	リース料	70848	2/ 60	65600	5248	8%	
3	30/ 1	口座振替	30/ 1/25	リース料	70848	3/ 60	65600	5248	8%	
4	30/ 2	口座振替	30/ 2/25	リース料	70848	4/ 60	65600	5248	8%	
5	30/ 3	口座振替	30/ 3/25	リース料	70848	5/ 60	65600	5248	8%	
6	30/ 4	口座振替	30/ 4/25	リース料	70848	6/ 60	65600	5248	8%	
7	30/ 5	口座振替	30/ 5/25	リース料	70848	7/ 60	65600	5248	8%	
8	30/ 6	口座振替	30/ 6/25	リース料	70848	8/ 60	65600	5248	8%	
9	30/ 7	口座振替	30/ 7/25	リース料	70848	9/ 60	65600	5248	8%	
10	30/ 8	口座振替	30/ 8/25	リース料	70848	10/ 60	65600	5248	8%	
11	30/ 9	口座振替	30/ 9/25	リース料	70848	11/ 60	65600	5248	8%	
12	30/10	口座振替	30/10/25	リース料	70848	12/ 60	65600	5248	8%	
13	30/11	口座振替	30/11/25	リース料	70848	13/ 60	65600	5248	8%	
14	30/12	口座振替	30/12/25	リース料	70848	14/ 60	65600	5248	8%	
15	31/ 1	口座振替	31/ 1/25	リース料	70848	15/ 60	65600	5248	8%	
16	31/ 2	口座振替	31/ 2/25	リース料	70848	16/ 60	65600	5248	8%	
17	31/ 3	口座振替	31/ 3/25	リース料	70848	17/ 60	65600	5248	8%	
18	31/ 4	口座振替	31/ 4/25	リース料	70848	18/ 60	65600	5248	8%	
19	31/ 5	口座振替	31/ 5/25	リース料	70848	19/ 60	65600	5248	8%	
20	31/ 6	口座振替	31/ 6/25	リース料	70848	20/ 60	65600	5248	8%	
21	31/ 7	口座振替	31/ 7/25	リース料	70848	21/ 60	65600	5248	8%	
22	31/ 8	口座振替	31/ 8/25	リース料	70848	22/ 60	65600	5248	8%	
23	31/ 9	口座振替	31/ 9/25	リース料	70848	23/ 60	65600	5248	8%	
24	31/10	口座振替	31/10/25	リース料	70848	24/ 60	65600	5248	8%	
25	31/11	口座振替	31/11/25	リース料	70848	25/ 60	65600	5248	8%	
26	31/12	口座振替	31/12/25	リース料	70848	26/ 60	65600	5248	8%	
27	32/ 1	口座振替	32/ 1/25	リース料	70848	27/ 60	65600	5248	8%	
28	32/ 2	口座振替	32/ 2/25	リース料	70848	28/ 60	65600	5248	8%	
29	32/ 3	口座振替	32/ 3/25	リース料	70848	29/ 60	65600	5248	8%	
30	32/ 4	口座振替	32/ 4/25	リース料	70848	30/ 60	65600	5248	8%	
31	32/ 5	口座振替	32/ 5/25	リース料	70848	31/ 60	65600	5248	8%	
32	32/ 6	口座振替	32/ 6/25	リース料	70848	32/ 60	65600	5248	8%	
33	32/ 7	口座振替	32/ 7/25	リース料	70848	33/ 60	65600	5248	8%	
34	32/ 8	口座振替	32/ 8/25	リース料	70848	34/ 60	65600	5248	8%	
35	32/ 9	口座振替	32/ 9/25	リース料	70848	35/ 60	65600	5248	8%	
36	32/10	口座振替	32/10/25	リース料	70848	36/ 60	65600	5248	8%	
合計				契 約 額	*****		*****	*****		

筱岡貞郎

様

お支払明細書

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記のと
おりお支払いをお願い申し上げます。
尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料とな
りますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬 具

東京都千代田区外神田4-14-1秋葉原 UDX

日本カーソリューションズ株式会社

契約

ファイナンスリース

お問い合わせは、お客様No.をご利用ください。

契約番号	F7MH5C03 000 001
契約期間	平成 29年 11月 16日から 平成 34年 11月 15日まで 60ヶ月
登録番号	

お客様No.	NME2284
お問い合わせ先	北陸支店
電話番号	076-224-1190
担当者	

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

引落口座	金融機関名	
	支店名	
	種目・口座	
口座振替委託会社	NTTファイナンス	

振込の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

振込先	金融機関名	*****
	支店名	*****
	種目・口座	*****

(振込手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

回数	年月分	方 法	支払日	内 訳	お支払金額 (円)	請求 回数	金 額 金額 (円)	内 訳 消費税(円)	税 率	備 考
37	32/11	口座振替	32/11/25	リース料	70848	37/ 60	65600	5248	8%	
38	32/12	口座振替	32/12/25	リース料	70848	38/ 60	65600	5248	8%	
39	33/ 1	口座振替	33/ 1/25	リース料	70848	39/ 60	65600	5248	8%	
40	33/ 2	口座振替	33/ 2/25	リース料	70848	40/ 60	65600	5248	8%	
41	33/ 3	口座振替	33/ 3/25	リース料	70848	41/ 60	65600	5248	8%	
42	33/ 4	口座振替	33/ 4/25	リース料	70848	42/ 60	65600	5248	8%	
43	33/ 5	口座振替	33/ 5/25	リース料	70848	43/ 60	65600	5248	8%	
44	33/ 6	口座振替	33/ 6/25	リース料	70848	44/ 60	65600	5248	8%	
45	33/ 7	口座振替	33/ 7/25	リース料	70848	45/ 60	65600	5248	8%	
46	33/ 8	口座振替	33/ 8/25	リース料	70848	46/ 60	65600	5248	8%	
47	33/ 9	口座振替	33/ 9/25	リース料	70848	47/ 60	65600	5248	8%	
48	33/10	口座振替	33/10/25	リース料	70848	48/ 60	65600	5248	8%	
49	33/11	口座振替	33/11/25	リース料	70848	49/ 60	65600	5248	8%	
50	33/12	口座振替	33/12/25	リース料	70848	50/ 60	65600	5248	8%	
51	34/ 1	口座振替	34/ 1/25	リース料	70848	51/ 60	65600	5248	8%	
52	34/ 2	口座振替	34/ 2/25	リース料	70848	52/ 60	65600	5248	8%	
53	34/ 3	口座振替	34/ 3/25	リース料	70848	53/ 60	65600	5248	8%	
54	34/ 4	口座振替	34/ 4/25	リース料	70848	54/ 60	65600	5248	8%	
55	34/ 5	口座振替	34/ 5/25	リース料	70848	55/ 60	65600	5248	8%	
56	34/ 6	口座振替	34/ 6/25	リース料	70848	56/ 60	65600	5248	8%	
57	34/ 7	口座振替	34/ 7/25	リース料	70848	57/ 60	65600	5248	8%	
58	34/ 8	口座振替	34/ 8/25	リース料	70848	58/ 60	65600	5248	8%	
59	34/ 9	口座振替	34/ 9/25	リース料	70848	59/ 60	65600	5248	8%	
60	34/10	口座振替	34/10/25	リース料	70848	60/ 60	65600	5248	8%	
合 計					4250880		3936000	314880		

管理番号	2867		事業種別	県政報告	
経費種別	01_調査研究費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費
					05_会議費
					10_人件費
内容	・県政報告会 平成29年12月24日(日)午後5時より ・場所 クロスランドおやべ メインホール ・参加人数 680名				
経費の内訳	金額(円)*	備 考			
クロスランド施設利用料	42,790	171100*0.25=42775+15			
備品レンタル・司会料	57,780	237168-(5600*1.08)=231120*0.25			
ステージ看板・入口看板	25,380	29160-(3500*1.08)=25380 /			
《合 計》*	125,950				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 30 年 1 月 12 日
 決裁 平成 30 年 1 月 16 日
 処理 平成 30 年 1 月 17 日

平成 年 月 日

整理番号 38 |

納入通知書兼領収書

富山県小矢部市鷺島10番地

公益財団法人 クロスランドおやべ

理事長 桜井 森 夫

TEL(0766) 68-0932

FAX(0766) 68-0939



次の金額を、納期限までに受付窓口へ直接持参するか、
銀行振込により納入して下さい。

平成	年度	大科目	事業収入	中科目	利用料金収入	小科目	施設利用料収入
納入金額	42,790	円	納期限	平成 年 月 日まで	摘	12/24 XIN	
住所 〒()			TEL()		要	施設利用料 42,775 円	
納入者	氏名 (団体名及び代表者)					エビータ 15 円	
	篠田 貞郎 様						- 42,790 円

上記金額を領収いたしました。



振込先(文書扱)		
北陸銀行石動支店	普通	4179080
石動信用金庫本店	普通	0217392
公益財団法人クロスランドおやべ出納役		

※振込手数料は、納入者の負担となります。

やまだとしお、しのおか貞郎後援会 御中

受付No.29-381-1

受付No.29-381-1		利用日	1日間 H29/12/24(日)~H29/12/24(日)	
団体名	やまだとしお、しのおか貞郎後援会	料金計	93,088	
氏名・代表者名		還付額	0	
催物等の内容		外税額	0	請求合計 93,088

※ クロスランドおやべ条例第9条第1項の規定により、差額を調整しております。

●● メインホール利用料金明細 ●●

《舞台設備》

利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/24	司会者台	1台	210 (内)			1	1	210
12/24	演台(花代付き)	一式	630 (内)			1	1	630
12/24	移動ステージ(メインホール用)	一式	10,490 (内)			1	1	10,490
小計								11,330

《音響設備》

利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/24	拡声装置	一式	4,190 (内)			1	1	4,190
12/24	ワイヤレスマイクロフォン装置	1ch	730 (内)			3	3	2,190
12/24	マイクロフォンスタンド(ホール用)	1台	100 (内)			3	3	300
12/24	ステージスピーカー	1台	1,050 (内)			2	2	2,100
小計								8,780

《照明設備》

利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/24	スポットライト(1000W)	1台	310 (内)			31	31	9,610
小計								9,610

《その他》

利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/24	液晶プロジェクター	1台	1,050 (内)			1	1	1,050
12/24	電源設備	1kw当	160 (内)			1	1	160
12/24	折りたたみテーブル(屋内用)	1脚	100 (内)	---	---	---	132	13,200
12/24	椅子(屋内用)	1脚	50 (内)	---	---	---	26	1,300
12/24	展示パネル(屋内用、W900)	1枚	100 (内)	---	---	---	10	1,000
12/24	差額調整		-4 (内)			1	1	-4
12/24	平土間床シート/客席半面(飲食使用)	客席半面	15,740 (内)	---	---	---	2	31,480
12/24	平土間床シート/舞台(飲食使用)	舞台	8,390 (内)	---	---	---	1	8,390
小計								56,576

施設別合計 86,296 A

●● 楽屋C1, 2利用料金明細 ●●

《施設》

利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/24	楽屋(大)C【昼夜間】	一式	1,680 (内)		<■ ■>		1	1,680
	冷暖房加算		(基本料金:1,680)				+20%	336
小計								2,016

施設別合計 2,016 B

●● 会議室利用料金明細 ●●

《施設》

利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
-----	----	----	-------------	----	----	----	-----	----

◇◇◇ 利用料金明細書 ◇◇◇

やまだとしお、しのおか貞郎後援会 御中

受付No.29-381-1

12/24	会議室【昼夜間】		3,980 (内)		<■■ ■■>	1	3,980	
	冷暖房加算		(基本料金:3,980)			+20%	796	
							小計	4,776
施設別合計								4,776

$$A + B + C$$

$$86,296 + 2016 + 4,776 = 93,088$$

◇◇◇ 利用料金明細書 ◇◇◇

やまだとしお、しのおか貞郎後援会 御中

受付No.29-381-0

受付No.29-381-0		利用日	1日間	H29/12/24(日)~H29/12/24(日)	
団体名	やまだとしお、しのおか貞郎後援会	料金計	78,012		
氏名・代表者名		還付額	0		
催物等の内容		外税額	0	請求合計	78,012

●● メインホール利用料金明細 ●●

《施設》								
利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/24	メインホール(休日、土、日)[昼夜間]	✓	65,010 (内)		<■■■	■■■>	1	65,010
	冷暖房加算	✓	(基本料金:65,010)				+20%	13,002
小計								78,012
施設別合計								78,012

93,088 + 78,012 = 171,100

171,100 x 0.25 = 42,775

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0042334		29-12-27
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
無 万 千 百 十 円	千 百 十 円	円	500円 100円 50円 10円 5円 1円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
09:33	¥432円	¥59,292円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

お願い...
通帳へ記入されるまで大切に保管してください。
ATM振込の取扱いはご利用控えを参照ください。

手数料のうち振込手数料 ¥432
000011
北陸銀行
福野支店
当座 4102350
ダイイチフ°ロテム°ス(カ 様
シノオカテロウ 様
電話番号 0766-61-2081

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 福野支店 電話 0766-61-2081

請求書

code 19105

筱岡貞郎 様

平成 29年 12月 25日



第一プロデュース株式会社
富山県南砺市巴清西1-8番地
TEL 0763-23-1313 FAX 0763-23-1312

代表取締役 釋永 一男

合計金額 ¥59,292

繰り越し金額		
当月御買上額	54,900	
当月消費税額	4,392	
今回御請求額	59,292	

※銀行振込は、下記口座をお願いいたします。
北陸銀行 福野支店 (当) No. 4102350

御見積書

篠岡 貞郎 様

様

平成 29年 12月 11日

第一プロデュース株式会社

納期・使用期間 12月24日
 受け渡し場所 小矢部市・クロスランドおやべ
 支払方法 従来通り
 見積有効期限 30日間

富山県南砺市三清西1-8
 TEL 0763-23-1311
 FAX 0763-23-1312

イベント名 国政報告会・県政報告会

代表取締役社長 釋永 一男

総計 ¥237,168

*消費税は別途となります。

担当

NO.	品名	規格	数量	単位	単価	金額
1	テーブル	1800x600	10	台	1,200	12,000
	丸イス		730	脚	150	109,500
	テーブルクロス	1.5x2.5m	10	枚	1,000	10,000
	テーブルスタンド		25	台	500	12,500
	胸章 リボン	中 赤11・白3	14	個	400	5,600
2	運搬費	往復	1	式		40,000
3	司会者		1	人		30,000
合計						219,600
消費税						17,568
総計						237,168

237,168 - (5600 x 1.08) = 231,120 x 0.25 = 57,780

領 収 書

平成 29 年 12 月 26 日

筱岡貞郎 様

金額		千	百	十	元	
		4	2	9	1	60-

但し ステージ入口看板代

上記の金額正に領収いたしました

富山県小矢部市泉町4-11

越中堂看板店
村田 建

Tel・fax (0766) 67-0622

内 訳	
現金	0
小切手	
当座振込	
約束手形	
相 殺	



請求書

No. 1

筱岡貞郎 様

各種看板設計施工・インクジェットプリント
コンピュータシートカッティング
グラフィックデザイン・筆文字書画

越中堂看板店
村田 建

平成 29 年 12 月 25 日

下記のとおり御請求申し上げます

富山県小矢部市泉町4-11
Tel・Fax(0766)67-0622

合計金額 ￥ 29,160

月日	品名	数量	単価	金額	摘要
	しのおか貞郎県政報告会看板				
	ステージ看板8m×0.9m			15,000	○
	入口立看板1.8m×0.9m			8,500	○
	机用來賓名垂幕	1000	7枚	3,500	X
	小計			27,000	
	消費税			2,160	
	合 計			29,160	

北陸銀行石動支店 普 0267290
石動信用金庫本店 普 0115364
J A いなば本店 普 1051799

村田 建

(3500×1.08=3780)

29,160 - 3,780 = 25,380 -

請求書

No. 1

山田としお後援会・筱岡貞郎 様

各種看板設計施工・インクジェットプリント
コンピュータシートカッティング
グラフィックデザイン・筆文字書画

越中堂看板店
村田 建

平成 29 年 12 月 25 日

下記のとおり御請求申し上げます

富山県小矢部市泉町4-11
Tel・Fax(0766)67-0622

合計金額 ￥ 58,320

月日	品名	数量	単価	金額	摘要
	山田としお国政報告会				
	しのおか貞郎県政報告会看板				
	ステージ看板8m×0.9m			30,000	○
	入口立看板1.8m×0.9m			17,000	○
	机用来賓名垂幕	1000	7枚	7,000	×
	小計			54,000	
	消費税			4,320	
	合 計			58,320	

北陸銀行石動支店 普 0267290
石動信用金庫本店 普 0115364
JAいなば本店 普 1051799

村田 建

58,320 × 0.5 = 29,160

平成 29 年 12 月 24 日

筱岡貞郎 県政報告会レジメ

- ・ 北陸新幹線の関西ルート決定について
- ・ 全国植樹祭について
- ・ 能越自動車道福岡料金所の撤去を含む利便性向上について
- ・ 富山県美術館オープンについて
- ・ 東海北陸自動車道の 4 車線工事の着工について
- ・ 3 年連続県産米の一等米比率 90%以上の達成について
- ・ 北陸新幹線開業効果の持続、大阪までの早期延長について
- ・ 新総合計画の充実について
- ・ 石動駅周辺の整備とあいの風とやま鉄道の通勤通学の利便性向上について
- ・ 人口減少対策と地方創世の実現について
- ・ 2020 年東京オリンピック、ホッケー事前合宿の誘致について
- ・ 平成 30 年産米から県主導の生産目標設定について
- ・ 新品種「富富富」の生産と販売戦略について
- ・ 道路、河川、農地の整備について

山田としお国政・篠岡貞郎・県政報告会

平成29年12月24日



参加者 680名

2660		01_調査研究費	01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費
平成30年1月15日	から	富山県日台友好議員連盟訪台	
平成30年1月18日	まで	(内容)	中川、筱岡、武田議員 井上、藪田、川島議員 6名参加
台湾		別紙のとおり	
鉄道・バス		宿泊料	48,000
タクシー		食事代	7,000
航空機	74,500	現地交通費	22,500
自家用車 @37 × km =	0	通訳ガイド・添乗員費	15,000
リース車 @18 × km =	0		
有料道			
駐車場		計	167,000
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

領 収 証

No. 20279

30年 2月 16日

富山県議会議員 筱岡貞郎 殿

¥ 174,000 -

(税込)

但し日台議員連盟台湾視察費として
上記の金額正に領収致しました



収入印紙
200円



ニッセイ生命
富山県支部
〒930-0801 富山県富山市本町1-1-1 (ホルファートとやま)
TEL: (076) 431-2911 FAX: (076) 431-2735

本 社
 ファブーレ店
 名古屋支店
 高岡大和店
 金沢営業所

係 員



- (注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は主な行程を記載すること。
- (注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。
- (注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 平成 年 月 日
 決裁 平成 年 月 日
 処理 平成 30年 2月 16日

平成30年2月9日

御 請 求 書

富山県議会議員
筱岡 貞郎 様

富山市奥田新町8番1号ホルファートとやま
(株)ニュージャパントラベル
代表取締役 松田



平成29年度富山県日台友好議員連盟訪台団に係った費用を下記にご請求申し上げます。

*期 日 平成30年1月15日(月)～18日(木)
*方 面 台湾
*人 数 1名

費用項目

1 国際航空運賃【富山～台北往復 エコミ-席】	@56,000	×1名	56,000 円
2 台湾内航空運賃【台北～馬公 往復】	@13,000	×1名	13,000 円
3 空港税【台北1,900円】 航空保険料【600円】、燃油サーチャージ【3,000円】	@5,500	×1名	5,500 円
4 現地交通費【専用バス】	@22,500	×1名	22,500 円
5 宿泊費(個室利用) 【台北/国賓大飯店 @17,000円×2泊】 【澎湖島/和田大飯店 @14,000円×1泊】	@48,000	×1名	48,000 円
6 食事代 【朝食1/16@2,000円 1/17@2,000円】 【昼食1/16@2,000円 1/17@2,000円】 【夕食1/17@6,000円】	@4,000 @4,000 @6,000	×1名 ×1名 ×1名	4,000 円 4,000 円 6,000 円
7 通訳ガイド・添乗員費	@15,000	×1名	15,000 円
合計			174,000 円

御請求金額 174,000 円

* 誠に勝手ながらお支払いは平成30年3月1日迄にお願い申し上げます。
* お振込みの場合は下記の金融機関口座にお願い致します。

銀行名: 北陸銀行 奥田支店
口座名: (株)ニュージャパントラベル
番 号: (当)4038850

筱岡貞郎

平成29年度富山県日台友好議員連盟訪台

期 日 平成30年1月15日(月)～18日(木)

参加県議 中川忠昭 筱岡貞郎 武田慎一 井上学 藪田栄治 川島国

項目	内容	金額	政務活動費	個人負担
国際航空運賃	富山～台北往復(エコノミー)	56,000	56,000	
台湾内航空運賃	台北～馬公往復	13,000	13,000	
空港税	台北	1,900	1,900	
航空保険料		600	600	
燃油サーチャージ		3,000	3,000	
現地交通費	専用バス	22,500	22,500	
宿泊費	台北：国賓大飯店 @17,000円×2泊	34,000	34,000	
	澎湖島：和田大飯店 @14,000円×1泊	14,000	14,000	
食事代	朝食 1/16、1/17 @2,000円	4,000	2,000	2,000
	昼食 1/16、1/17 @2,000円	4,000	3,000	1,000
	夕食 1/17 @6,000円	6,000	2,000	4,000
通訳ガイド・添乗員費		15,000	15,000	
		174,000	167,000	7,000

※ 台湾の宿泊費は、17,200円を上限とする。

県外・海外政務活動報告書

平成30年2月19日

整理番号		会派・議員名	富山県日台友好議員連盟 会長 中川忠昭
活動名称	平成29年度 富山県日台友好議員連盟 訪台		
目的	①日台の更なる友好親善の推進のための現地調査及び台湾、日本関係協会との意見交換 ②台湾からのインバウンド促進と相互交流のための関係機関への訪問 ③世界で最も美しい湾クラブ総会の開催に向けた視察と意見交換		
日程	平成30年1月15日（月）～ 平成30年1月18日（木）		
場所 〔国名・都市名、施設名、訪問先等〕	台湾政府観光局、チャイナエアライン本社 澎湖県跨海大橋、隘門沙灘、通梁古榕、大果葉玄武岩、篤行十村 他 （詳細は別紙のとおり）		
相手方等 〔主催者、対応者、参加者、同行者等〕	①台北国賓大飯店……台湾日本関係協会 秘書長 他3名 ②澎湖喜來登飯店……陳光復澎湖県知事 他9名 ③チャイナエアライン本…… 副総経理 他2名 ④台湾政府観光局……周永暉観光局長 他4名		
行程・活動内容			
別紙のとおり			

※日帰りの政務活動を含む。

平成29年度
富山県日台友好議員連盟訪台報告書



平成30年1月15日～18日

1月15日(月) 台湾日本関係協会主催歓迎会

国賓大飯店2階にて

台湾日本関係協会 秘書長 挨拶要旨

- ・団員各位には遠路お越しくださり、感謝申し上げます。富山県の皆様をお迎えすることができて心から嬉しく思う。
- ・私自身も富山は10回以上訪れたことがあるし、アルペンルートの山開きにもご招待いただいた。その時、まず司会者が中国語で司会したのには驚いたが、これも日台関係が密接であること、そして富山県の皆さんが台湾からの観光客を大切にしてくださっている証だと感激した。
- ・団員の皆様の中にはすでに何度かお会いしている方々も居る。特に中川団長は数えきれないほどお会いし、これまで多くの日台友好関係を築くためのお力をいただいていた。
- ・また、去年は氷見市の林市長を団長として大学や観光関係の友好提携のための氷見市訪問団を受け入れ、大きな成果を得ることができた。
- ・皆さんの何人かから質問を受けたが、台湾日本関係協会とはどういう組織なのか、簡単に説明したい。日本と台湾には正式な国交が無いので、その交流の窓口機関として作ったのが「亜東関係協会」であり、昨年5月17日に日台がより密接になったことを受けて「台湾日本関係協会」と改名した。1972年国交が途切れてから45年間、ようやく実現できた名称変更で、小さな一歩のように見えるが多くの方々の努力によってこれが実現できた。本協会は基本的には日本で言う外務省と経済産業省から成っており、私のポストは外務省の局長クラスのポスト、そして本日参加している協会職員もすべて外務省の公務員である。日本には「日本台湾交流協会」があるが本協会はそのカウンターパートナーで、日本にも札幌、東京、横浜、大阪、福岡、那覇の6か所に事務所を持ち、富山県の皆さんには大阪支所がお世話になっている。
- ・昨年3月、総務副大臣が現役の閣僚として初めて台湾を公式訪問した。これまでも非公式には閣僚の訪問もあったが、昨年ようやく公式訪問にこぎつけた。
- ・本協会が皆様に日頃からお世話になっておりますことに心から感謝申し上げ、また、更なる交流の深まりを念願して歓迎のご挨拶としたい。

台湾訪問団 中川団長 挨拶要旨

- ・台湾日本関係協会の皆様には日頃から大変お世話になっているうえに、このように盛大に歓迎をくださり心から感謝申し上げます。
- ・我々日台友好議連の訪台は平成21年度から毎年実施されており、今回もこのように大勢で訪れることができ大変うれしく思う。

・更に嬉しいことに富山湾が「世界で最も美しい湾クラブ」の認定を受け、その総会が今年台湾で開かれることになった。さらに念願であった同クラブ総会の富山県開催が来年2019年に内定した。これには台湾側の協力、後押しがあったと聞いており、大変感謝している。

・また、日台観光サミットについても、富山県開催を要望していたところ、昨年末に2019年富山開催が内定した。これも台湾外交部（外務省）及び張秘書長をはじめとする台湾日本関係協会が関係方面に働きかけをいただいたおかげであると心から御礼申し上げる。

・現在、富山県には台湾から訪れてくださる観光客の皆さんの数は14万人に達しようとしている。富山県にとって22万人程度の外国人観光客の中で台湾の方が14万人を占めるという圧倒的な数であり、本当にありがたく思っている。特に立山黒部アルペンルートの世界ブランド化を目指している本県にとって、台湾でのアルペンの人気は大変うれしい。

・富山直行のチャイナエアラインについては、冬季間週2便であったところ、通年4便体制をとっていただき、更に搭乗率も8割を超えるということで、大変ありがたい。本当は全てデイリーになればと願っているが、日台の交流を広げながら富山県側からの送客促進などにも努めたい。

・今回は今年湾クラブ総会が開かれる澎湖島、チャイナエアライン、観光局などを回り、日ごろの御礼と今後のお願いをしてきたい。両国の交流が益々盛んになることを念じて御礼のご挨拶としたい。



1月16日（火）～17日（水） 澎湖県視察

澎湖県の概要

澎湖県は台湾海峡の中央にあり、約90の大小の島々（澎湖群島）で構成され、総面積約127km²。澎湖群島は中国大陸と台湾の中継地であり、昔から東アジア及び太平洋遠洋航路の玄関口。

澎湖は歴史的に早くから開発され、隋唐朝の頃に遡る。日清戦争で敗北した清朝は日本と馬関条約を締結し、台湾と澎湖は日本に割譲された。

現在県の全人口は104,073人（2017年12月統計）うち県庁所在地の馬公市人口は62,308人（同）

主要産業は漁業、農業と礦業など。中でも漁業は最も重要で澎湖本島に集中している。

澎湖風景開発区の建設とともに、観光旅行者数が幅広く増加し県の経済全体の発展にも寄与している。

今年の9月に「世界で最も美しい湾クラブ」の総会がここで開催される予定である。

現地視察箇所の概要

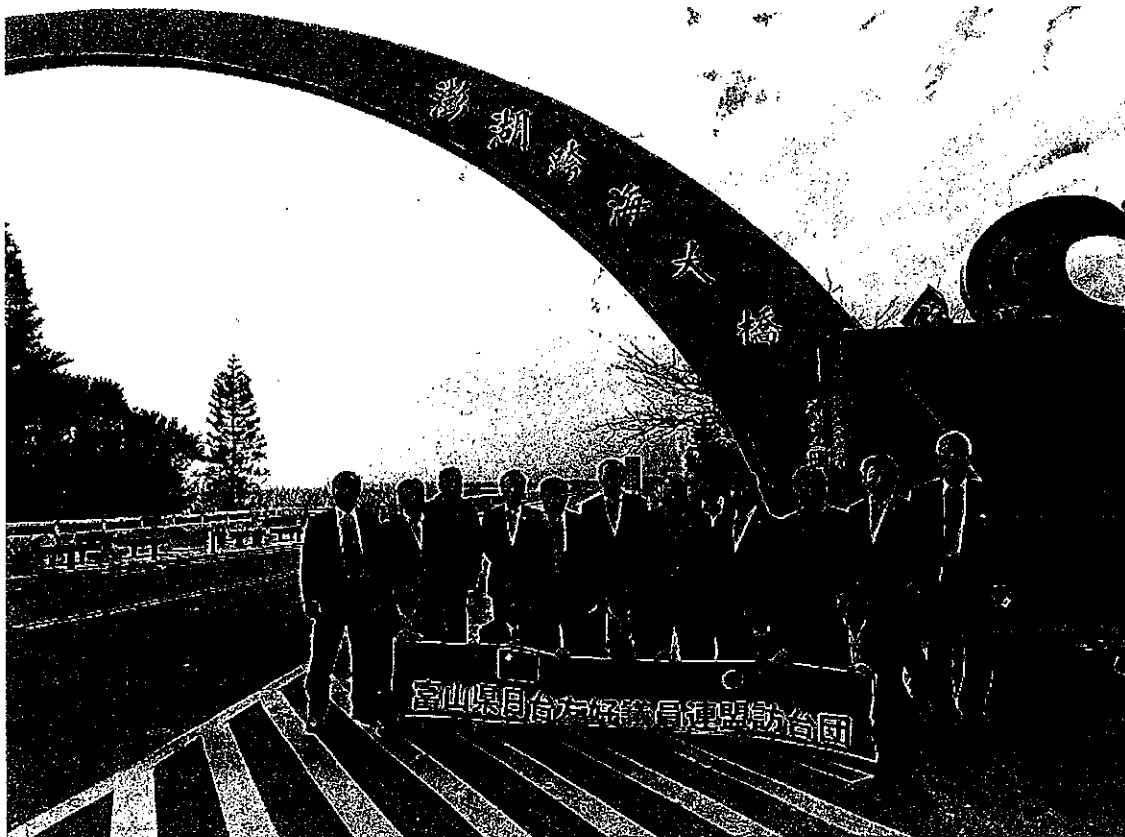
1. 隘門沙灘（あいもんビーチ）

- ・歴史は長くなく、数十年前に潮の流れが変わって誕生した。
- ・地元業者の砂の採取により、美しさが損なわれたが、当時の隘門村長の努力により復活したもの。
- ・今では、砂の採取は禁止され澎湖でも有名な景観スポットとなっている
- ・世界で最も美しい湾クラブの代表的なスポットである



2. 跨海大橋（こかいおおはし）

- ・ 白沙と漁翁島との間の激しい海流の上に架かる大橋
- ・ 1970年に完成し、全長2478mの極東初の大橋
- ・ 現在拡張工事が進められており、2車線通行が可能になり、島間の交通が更に便利になることが期待されている
- ・ 橋の手前のアーチ型の橋門が印象的である



3. 通梁古榕（つうりょうこよう：ガジュマルの老木）

- ・ 澎湖本島で最も古いガジュマルの木であり、樹齢300年を超え、広大な日陰を作り地元民の憩いの場となっている
- ・ 近くに保安宮があり、参拝客が絶えることがない

4. 二崁古厝（にかんこさく）

- ・ 紅瓦と石で出来た伝統建築が見られる地区。道はアスファルトではなく石畳。
- ・ 1989年に台湾で最初の伝統集落保護区に指定された。
- ・ 自然とマッチしており、漢人が海を渡ってきた時代の雰囲気なたたえている
- ・ 2001年に「歴史建築百景」に選ばれており、歴史的、文化的価値の高い名所
- ・ 住民の生活の中に伝統精神が生きている

5. 大果葉玄武岩 (だいかはげんぶがん)

- ・地面の隆起により海底の溶岩が海水によって冷却されて収縮した後に出来たもので、一枚岩が五角形や六角形の柱状に裂けてできた柱状岩
- ・澎湖には玄武岩の特殊地形が多く見られるが、岩壁全体が節を持つ柱の集まりで、高さも十分な点に特徴がある



6. 篤行十村 (とくぎょうじゅうそん)

- ・かつての「眷村 (けんそん)」軍人の家屋とその家族が住んだ集落を再生した地区
- ・県政府が完全な保存をして、中にはホテルもあった
- ・日本軍が建てた日本式の宿舍もあり、記念館になっていた

7. 澎湖魚市場

- ・重要産業である漁業の集積地
- ・朝5時から開かれており、我々が行った時には、ほぼ終わりの時間であり、活気のある状況が見られなかったのが残念

澎湖県知事主催の歓迎夕食会にて

場所：澎湖喜来登飯店（シェラトンホテル）3F 18:30～

澎湖県知事 陳 光復 氏 歓迎挨拶要旨

- ・富山県日台友好議員連盟の皆さん、ようこそ澎湖県へ。
- ・富山県にも美しい湾があると聞いているが、澎湖県も世界で最も美しい湾クラブに加盟しており、富山県とのつながりを感じる。
- ・私のオフィスは 82 年前の日本統治時代の建物である。澎湖島にはたくさんの日本統治時代の建物が残っている。日本と台湾・澎湖島との友好を大事にしている。
- ・今回の訪問は天候に恵まれた。これからも澎湖島に来てほしい。我々も富山へ行きたいと思っている。
- ・今後とも、友好の方向へコミュニケーションを取って行きたい。
- ・世界で最も美しい湾クラブの総会を今年の 9 月に当地で予定している。
- ・是非皆さん方にも、来て欲しい。

台湾訪問団 中川忠昭団長 挨拶要旨

- ・陳知事から歓迎のお言葉、ありがとうございます。
- ・我々は県議会議員、市町村議会議員の約 270 名で構成する組織で、今回は代表して 17 名で訪問した。
- ・毎年台湾へ訪問している。自分は澎湖島へは 2 回目。
- ・台湾と富山県はチャイナエアラインの定期便もあり、交流が盛んである。
- ・台湾からは立山黒部アルペンルートなどへ毎年約 14 万人に来て頂いている。台湾の皆さんに感謝している。
- ・富山湾も世界で最も美しい湾クラブに加盟できた。澎湖県の皆さんのご協力のおかげである。
- ・今年の湾クラブの総会がこの澎湖県。来年の総会が富山県開催で内定している。
- ・本日、澎湖島を色々と視察することが出来た。美しいビーチやエメラルド色の海に感激した。素晴らしいところである。
- ・来年の富山開催に向け、色々と教えて頂きたい。
- ・富山県と澎湖県が今後どんな形で連携できるのか話し合いたい。
- ・富山県にも海沿いを走る、マラソン大会がある。こちらにもマラソン大会があると聞いた。マラソンでの交流もできる。
- ・来年には日台観光サミットも富山県で開催される。是非富山へきて頂きたい。



陳知事と中川団長との意見交換から

◎世界で最も美しい湾クラブ総会開催について

- ・9月下旬から10月まで約40日間を予定している。(9/27~10/31)
- ・その間、総会、マラソン、トライアスロン、自転車レース、美食フェスティバルなど多くの行事を予定している。
- ・この期間に40万人の来客を予定している。是非見て頂きたい。

◎今後、観光に力を入れていきたい

- ・この総会を期に澎湖県への観光客増を目指したい。
- ・自分が知事になってから観光客が伸びている。
95万人(2015年) 108万人(2016年) 115万人(2017年)と3年間で21%増である。
- ・観光客の9割以上が台湾本土からで、日本人は千人から2千人ぐらい。中国人は2万人ぐらい。
- ・こうした観光に力を入れることで、人口増につながっている。
- ・3年間で3000人増えた。(101,000人→104,000人)特に若者が帰ってきている。
- ・民宿も3年間で400軒増え、現在は700軒ある。
- ・出生数は、3年前は750人であったが、去年は1,050人。

◎その他

- ・電力は風力、太陽光発電で余剰分は本土に海底ケーブルで送電している。
- ・水は海水を真水にするプラントが現在2箇所あり、3箇所目を建設中。
- ・ホテルは、このホテルは昨年オープンしたもの。この横に建設中のものは2ヵ月後にオープン予定。
- ・澎湖県には島が90ある。そのうち人が住んでいる島は19。中でも澎湖島には70%が住んでいる。
- ・県議会議員は19人。(内女性は5人、現在の議長は女性)
- ・澎湖県出身の国会議員は1名。
- ・澎湖県予算は100億台湾元(約400億円)うち9割は政府からの補助金。



1月17日(水)

チャイナエアライン

【対応者】 副総経理、 経理、 経理、 経理。



・副総経理より、富山台湾便の就航が5年経過し、昨年からはシーズン期は週7便(2便増)増えたことに触れて、5周年についての謝意を表明され、今後期待される路線として、現在は投資の意味が大きいことを説明された。

・中川訪台団長からは、昨年4月に就航5周年を迎え、石井知事も御社に表敬訪問され社長の出迎えもいただき、特に立山アルペンルートには13万5千人の台湾の方々が来訪されたことに謝意を示された。また、2便から4便へ増便いただき、格段に利便性が上がり、富山から台湾への来客増が期待され、日台交流活性への重要性が高まっている。富山空港から富山駅まで20分、北陸新幹線の開通により富山駅から東京まで2時間と東京とのアクセスが良くなったので、更に台湾から富山へ来やすくなったことを説明された。

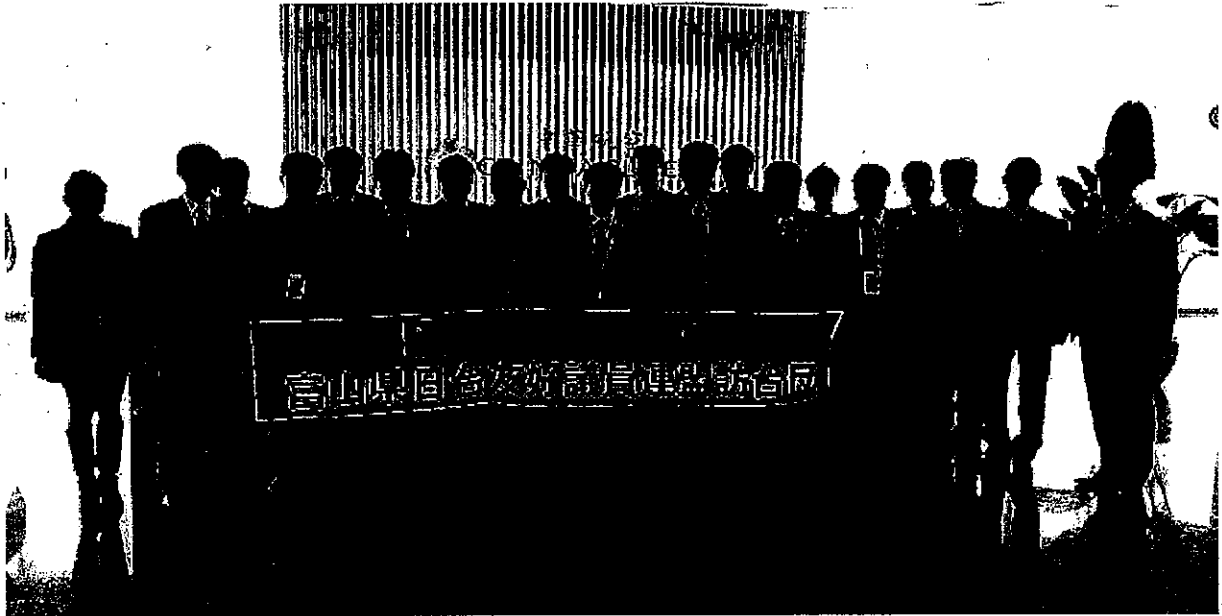
・副総経理から、本年も4、5月のシーズンには7便に増便し、市場調査を行い、必要があればチャーター便を増やしていきたいとのこと。現在は、中部国際空港や関西国際空港の利用者が多く、増便していくには損益分岐を超えて儲かる路線であることが重要である。富山台湾便は搭乗率75%であり、15人増えて85%になれば利益が出てくる。そのようになるよう努力していきたい。

・中川団長から、富山県においても台湾のPRに県としても力を入れており、先般も台湾の著名人を案内役とした台湾PRテレビ番組を放映し、好評を得たところである。冬場は、温かい高お雄に旅行に行くようPRしている。富山から台湾に行く旅行客を増やしていくよう努力していく。王副総経理は、15年前に一度、富山に来ていただいたそうであり、その当時は、名古屋からバスで4時間かけて富山に来られたとのこと。是非とも、台湾富山便で富山県に来ていただき、美しい自然や富

山の美味しい魚を楽しんでいただきたい。

・意見交換では、富山台湾便を使って富山から台湾への旅行客を増やしていく必要性が確認された。学校連携での修学旅行やスポーツ交流などを通じて、富山から台湾へ行く機会を具体的に創出していくことが、日台観光客増加へのすそ野を広げると考える。

・本県プロスポーツ3団体への台湾選手誘致に支援していくことや、世界で最も美しい湾クラブにおける澎湖県と富山県の交流強化を図っていくことも具体的に進めていく必要がある。



台湾政府観光局

【対応者】周永暉 交通部観光局長、鄭国際部長、苞（日本・韓国担当員）他3名。

・周局長より、富山訪台団への歓迎と日台交流の重要性を重く捉えている旨のお話があり、昨年は、台湾から日本へ429万人の旅行者があり、今年は、それ以上の旅行者が見込まれている。2020年東京オリンピックへ向けて、600万人を超える旅行者を目標に努力している。一方、日本から台湾への旅行者は、300万人を目標に、今後の日台相互交流を深めていきたい。

・澎湖島（世界で最も美しい湾クラブ）は、WTO報告においても、年々旅行者が増えており、観光局としても観光ツーリズム政策に力をいれている場所である。今年11月に第2回大会を予定している澎湖島フルマラソン大会は、台湾の歴史で最

も古い島をマラソンしてもらおうコースとなっている。本年は嘉義市においてランタンフェスティバルが開催され、来年は東湖で行われる。富山は自然や文化が素晴らしく、台湾と共通しているところが多く、富山の名称も台湾人にとって受けが良いので今後の交流に活かしていきたい。

・中川団長からは、平成 21 年より訪台団として毎年訪問している。台湾から 14 万人も富山に来ていただき感謝申し上げます。私事だが、昨年 2 月に台湾政府より観光貢献賞をいただき謝意があった。現在、日本から台湾へ 190 万人、台湾から日本へ 430 万人、合わせて 620 万人の行き来があるが、50:50 にはなっていない。2020 年までに 720 万人の目標があるが、日本から台湾への旅行者を UP させていく必要がある。そのためにはもっと台湾の魅力を富山県に伝えていかねばならない。本年 3 月には、在富山台湾協会が設立する運びにあり、観光 PR も含めて期待できる要素である。台湾と共通するイベントがあれば連携していきたい。例えば、マラソンやトライアスロン、自転車レースなどは連携できると考えている。

・周局長より、本年 9 月 23 日～10 月 23 日の一か月間、世界で最も美しい湾クラブ大会を中心として台湾でのイベントが目白押しであり、ぜひ参加いただきたい。期間中、約 40 万人を澎湖島に誘致していく計画としている。周局長は、澎湖島の出身であり、澎湖島の観光客増へ力が入っている。日台観光サミットの後には、鉄道観光フォーラムも予定されており、来年は富山県での日台観光サミット開催ということもあり、サミットきっかけに、日台及び富山との交流の深化を図りたい。

・日台観光サミットを契機に、台湾富山の相互交流を深化させていくことが重要。中川団長から提起された共通スポーツイベントの連携(マラソン、トライアスロン、自転車レース)や鉄道観光フォーラムを契機としたアリサン鉄道とのコラボレーション企画など、共通したイベントや文化交流、今までの台湾とのご縁を深める企画を積極的に行っていく必要がある。



2681	会費
01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
北日本新聞 となみ政経懇話会	
となみ政経懇話会会費	24000 1~3月分
《合計》	24000

《領収書貼付枠》

枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0024542		30-01-24
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			
万円	千円	百円	十円
500円	100円	50円	10円
5円	1円		
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
11:01	¥216円	¥24,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥216
000037

となみセイケイソウカイ 様
ソノオカ テイロウ 様
電話番号 0766-61-2081

お願い... 通帳へ記入されるまで大切に保管してください。

※07150121/第2 108×500 CR

裏面もあわせてご覧ください。

收受 平成 30 年 2 月 20 日
決裁 平成 30 年 2 月 22 日
処理 平成 30 年 2 月 22 日

932-0102

小矢部市水島902

平成30年 1月 10日

富山県議会
議員

筱岡 貞郎 様

請求書

となみ政経懇話会

事務局長 [REDACTED]
砺波市太郎丸2丁目129
北日本新聞社砺波支社内
電話(0763)32-2012

拝啓

各位には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃ご尽力賜り、ありがとうございます。つきましては、下記の通り会費をご請求申し上げます。なお、お支払いはお手数ながら口座振込でお願い致します。

敬具

摘要	金額
会費(自平成30年1月至平成30年3月) 8,000円×3ヵ月	24,000円
合計	24,000円

振込先	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
支店名	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
口座種別	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
口座名	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会

30年 2月 末日までお振込をお願いいたします。
なお、勝手ながら振込手数料は各自ご負担願います。

本書と行き違いにお支払いをいただいた節は、失礼をお詫び致します。

	2882	新聞代	
07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		

記事の内容*	金額(円)	備 考
北日本新聞	3072	1月分 /
農業新聞	2623	" /
富山新聞	3072	" /
「しんぶん赤旗」日曜版	823	" /
読売新聞	3093	" /
北陸中日新聞	2988	" /
聖教新聞	3344	" /
《合 計》*	19015	/

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

30-01-25 新聞購読料 *3,072千円(シンブン刊) XXXXXXXXXX

30-01-24 農業新聞 *2,623日本農業新聞 XXXXXXXXXX

收受 平成 30 年 2 月 20 日
 決裁 平成 30 年 2 月 22 日
 処理 平成 30 年 2 月 22 日

領収証

18年 01月分 2018年 / 月28日 No. 882302

お名前 篠岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072

富山新聞販売 (株)
 小矢部センター
 小矢部市小矢部町3-10
 TEL (0766) 67-5888
 FAX (0766) 53-5887

集金担当



今年もみなさまのご健康とご健勝をお祈り
 申し上げます。雪害と体調管に、ご留意を。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

篠岡 貞郎 様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	823

823 円

2018 年 1 月分

上記の金額にしかごいただきました。
 ありがとうございます。
 高岡市内免2丁目7番13号
 日本共産党
 奥西地区委員会
 TEL 0766-23-3281

領収日 / 扱者

領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo07411

お名前 篠岡 貞郎 様
 水島902

30 年 1 月分

銘柄	部数	金額	備考
1 読売新聞	1	3,093	◇左記の通り領収しました
2			
3			

合計 3,093 円 領収日 年 月 日

取扱紙
 読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
 菅沼善久
 〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
 TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

領 収 証

篠岡貞郎様

¥ 2,988

但し 北陸中日新聞朝刊 30年 / 月分 購読料 (消費税込)
上記の金額正に受領しました
年 月 日



北陸中日新聞津沢専売所
山田和夫
小矢部市高木147
TEL(0766)61-3244



毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

新聞購読料 領 収 証

篠岡 貞郎 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2018年1月分 領収日 月 日

領収金額 ¥3,344

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934

その他購読料等 領 収 証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,410	1ヶ月分	1,410

販売店 山内 信人
住 所 高岡市五福町7-16
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. 16015-17697(378)-8



経費種別	2683	事業概要	電話料等		
09_事務費		01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費
					05_会議費
					10_人件費
経費内容	経費外内容	金額(円)	備考		
	携帯電話	4672	9345+0.5	/	
	ケーブルテレビ受信料	1782	3564+0.5	/	
	《合計》	6454			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
30-01-25 口座振替 *9,345円 付(KDDI) *262,244.					

收受 平成 30 年 2 月 20 日
 決裁 平成 30 年 2 月 22 日
 処理 平成 30 年 2 月 22 日

ご請求書

ご案内

となみ衛星通信テレビ株式会社



(2018年 1月 16日 発行)

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。

【口座振替日】 2018年1月29日(月)

ケーブルプラス電話、ケーブルスマホ、TSTひかり電話をご契約されているお客様にご負担をお願いしております「ユニバーサルサービス料」につきまして、ユニバーサルサービス制度の番号単価改定に伴い、2018年1月ご利用分から、1番号あたり月額2円(税込)に改定となります。

お客様番号	[REDACTED]
今回ご請求額(税込)	8,911 円

お支払口座	金融機関名	[REDACTED]
	支店名	[REDACTED]
	口座種別・番号	[REDACTED]
	口座名義人	シノオカ テイロウ

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

品名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(スタンダード)	3,564	毎月払い	2018/01/01~2018/01/31
ネット利用料(ベーシックセット)	3,888	毎月払い	2018/01/01~2018/01/31
ケーブルプラス電話基本料	1,436	毎月払い	2017/12/01~2017/12/31
ユニバーサルサービス料	3	毎月払い	2017/12/01~2017/12/31
国内通話料	258	毎月払い	2017/12/01~2017/12/31
au以外への通話料	86	毎月払い	2017/12/01~2017/12/31
NFTコミュニティチャンネル通話料	32	毎月払い	2017/12/01~2017/12/31
トリプル割(TV+NET+TEL)	-356	毎月払い	2017/12/01~2017/12/31

30-01-29 口座振替 *8,911HLCトミエイトウ



2689		自動車リース料	
09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費
			04_要請陳情等活動費 09_事務費
			05_会議費 10_人件費
支出の内容		金額(円)	備 考
リース料(1月分)第3回		35424	70848*0.5=35424
《合 計》		35424	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			
30-01-25 口座振替		*70,848NTT(NCS	

收受 平成 30 年 2 月 20 日
 決裁 平成 30 年 2 月 22 日
 処理 平成 30 年 2 月 22 日

〒 932-0102

富山県 小矢部市
水島
902
彼岡貞郎 様



日本カーシェアリング株式会社



〒 920-0853
石川県 金沢市
本町2-11-7
金沢 704 生命駅前 ビル11F



F025C0009576Y009576

部署 北陸支店営業第二チーム
電話 076-224-1190
担当 [Redacted]

2018年1月10日

口座振替通知書

請求書No. 48A31748
請求先コード NME2284

今回御請求額		お支払期日	お支払方法
	¥70,848	2018年1月25日	口座振替
内リース料等	65,600		
内消費税等	5,248		

金融機関名	[Redacted]
支店名	[Redacted]
種目・口座	[Redacted]

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ: 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細		金額(円)	消費税(円)	税率(%)	備考
F7MH5C03000001	171116	3	60	リース料	30/1分 富山	349円 2525	65600	5248	80
				リース	消費税 8% 計		65600	5248	
ページ小計-->						65600	5248		70848(税込)



請求件数 1 件

通信欄 口座引落での通帳記載は、NTTフ(NCS)もしくはNTTファイナ(カ)のいずれかの表示とさせていただきます。

2856 07_資料購入費	新聞代 01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費																								
内容																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>総括の内容</th> <th>金額(円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北日本新聞</td> <td>3072</td> <td>2月分 /</td> </tr> <tr> <td>農業新聞</td> <td>2623</td> <td>" /</td> </tr> <tr> <td>富山新聞</td> <td>3072</td> <td>" /</td> </tr> <tr> <td>「しんぶん赤旗」日曜版</td> <td>823</td> <td>" /</td> </tr> <tr> <td>北陸中日新聞</td> <td>2988</td> <td>" /</td> </tr> <tr> <td>聖教新聞</td> <td>3344</td> <td>" /</td> </tr> <tr> <td>《合 計》</td> <td>15922</td> <td>/</td> </tr> </tbody> </table>	総括の内容	金額(円)	備 考	北日本新聞	3072	2月分 /	農業新聞	2623	" /	富山新聞	3072	" /	「しんぶん赤旗」日曜版	823	" /	北陸中日新聞	2988	" /	聖教新聞	3344	" /	《合 計》	15922	/	
総括の内容	金額(円)	備 考																							
北日本新聞	3072	2月分 /																							
農業新聞	2623	" /																							
富山新聞	3072	" /																							
「しんぶん赤旗」日曜版	823	" /																							
北陸中日新聞	2988	" /																							
聖教新聞	3344	" /																							
《合 計》	15922	/																							
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)																									
30-02-23 農業新聞	*2,623日本農業新聞	[Redacted]																							
30-02-26 新聞購読料	*3,072しんぶん赤旗新聞	[Redacted]																							

收受 平成 30 年 3 月 6 日
 決裁 平成 30 年 3 月 6 日
 処理 平成 30 年 3 月 6 日

領収証

18年 02月分 2018年2月25日 No. 882302

お名前 篠岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

小矢部センター
小矢部市小矢部町3-10
TEL (0766) 67-5888
FAX (0766) 53-5887



1月から紙面を刷新し地域に密着した多彩な連載をスタートさせ地元的话题を充実させます。

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

篠岡 貞郎 様

領収書

新聞・雑誌名 部数 金額
「しんぶん赤旗」日曜版 1 823

823 円

2018年 2月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
高岡市内免2丁目7番13号
日本共産党
呉西地区委員会
TEL 0766-23-3281

領収日

扱者

領 収 証

篠岡貞郎 様

42988

但し 北陸中日新聞 30年 2月分購読料
中日スポーツ
上記の金額正に受領しました



北陸中日新聞津沢専売部

山田和夫
小矢部市本147
TEL (0766) 23-3244



毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

新聞購読料 領 収 証

篠岡 貞郎 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2018 年 2 月分 領収日 月 日

領収金額 ￥3,344

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934

その他購読料等 領 収 証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,410	1ヶ月分	1,410

販売店 山内 信人
住 所 高岡市五福町7-16
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422
お申込No. 16015-17697(378)-7



申請番号	2857	事業概要	自動車リース料		
経費項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容					
	領収書の内容	金額(円)	備考		
	リース料(2月分)第4回	35424	70848*0.5=35424 /		
	(合計)	35424			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
30-02-26 口座振替 *70,848NTT(NCS) [REDACTED]					

收受 平成 30 年 3 月 6 日
 決裁 平成 30 年 3 月 6 日
 処理 平成 30 年 3 月 6 日

総額	2858	電話料等
09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費
内容		
	経費の内容	金額(円)
	携帯電話	11336
	ケーブルテレビ受信料	1782
		13118
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)		
30-02-26 口座振替 *22,673円 (KDB19) 〇		

收受 平成 30 年 3 月 6 日
 決裁 平成 30 年 3 月 6 日
 処理 平成 30 年 3 月 6 日

ご請求書

ご案内

となみ衛星通信テレビ株式会社

(2018年 2月 16日 発行)

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。

【口座振替日】 2018年2月27日(火)

ケーブルプラス電話、ケーブルスマホ、TSTひかり電話をご契約されているお客様にご負担をお願いしております「ユニバーサルサービス料」につきまして、ユニバーサルサービス制度の番号単価改定に伴い、2018年1月ご利用分から、1番号あたり月額2円(税込)に改定となります。

お客様番号	XXXXXXXXXX
今回ご請求額(税込)	8,793 円

お支払口座	金融機関名	XXXXXXXXXX
	支店名	XXXXXXXXXX
	口座種別・番号	XXXXXXXXXX
	口座名義人	シノオカ テイロウ

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

品名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(ネグリングード)	3564	毎月払い	2018/02/01~2018/02/28
ネット使用料(ベーシックセット)	3888	毎月払い	2018/02/01~2018/02/28
ケーブルプラス電話基本料	1436	毎月払い	2018/01/01~2018/01/31
ユニバーサルサービス料	2	毎月払い	2018/01/01~2018/01/31
国内通話料	259	毎月払い	2018/01/01~2018/01/31
トリプル割(TV+NET+TEL)	-356	毎月払い	2018/01/01~2018/01/31

30-02-27 口座振替

*8,793ILCTJRIEITW300

2859		事務用品代			
09_事務費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
インク					
総用金額		金額(円)	備 考		
PCインク		2,473	4947+0.5 /		
《合 計》		2,473			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

收受 平成 30 年 3 月 6 日
 決裁 平成 30 年 3 月 6 日
 処理 平成 30 年 3 月 6 日

領 収 証

印紙税申告納
付につき迅速
税務署承認済

No. 17135358

篠岡貞郎 様			
14	社員コード 311214	取引番号 06553	ケミナル番号 1713

領収金額	百万	千	円
		¥ 4,	947

(内消費税等 366.円)
上記金額正に領収致しました。
但し **インク代**

金種内訳 ①現金 (4,947)	2.クレジット ()
3. J-Debit ()	4. 金券等 ()
5. ギフト ()	6. 他社クレジット ()
7. ICカード ()	
現金 (J-Debit含む) 及び金券等に含まれる消費税等 366	

領収	担当者コード	担当者	販店コード	店名
	████████	████████	3138	砺波
得意	コード		売担当者コード	担当者
			████████	████████

売上伝票番号 ご入金額 売上種別 照合

入金内訳	¥4,947	U-1	現	

毎度お引き立てにあずかりましてまことにありがとうございます。
ご入金内容につきましてご不明な点がございましたら下記の領収部署へ、商品につきましてはお買上げの店へお問い合わせ下さい。
尚、本証は、金額の抹消、訂正されたもの及び店データ印無きものは無効となります。
上新電機株式会社

領収部署	
砺波	
0763-34-5811	

2018年03月04日(日) 10時09分
No. 06541 ██████████
* お買上明細書 *
0001:持帰
分類:00 00
会員番号:XXXXXXXX498629 D S

4988617060869 インク
IC4CL6162
5P S 5,497
セール10%割引 -550
割引後価格 4,947
(税別価格 4,581)
対象セール 割引パスポート10%
税込小計 4,947
《税込合計》 ¥ 4, 947
内消費税等 366
現金 (J-Debit含む) 及び金券等に含まれる消費税等 366
(「税別価格」は参考表示です)

整理番号	2860	事業概要	新聞代
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費
		05_会議費 10_人件費	
内容			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)*	備考
	読売新聞	3093	2月分
	《合計》	3093	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

 領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902


30年 2月分
銘 柄

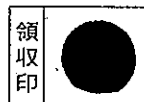
- 1 読売新聞
- 2
- 3

部数 金額 ◇左記の通り領収しました
1 3,093

合計 3,093円 領収日 30年3月5日

取扱紙
読売新聞 報知新聞

 読売センター小矢部
菅沼善久
〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



*製図もあわせて内容を十分お読みください。

收受 平成 30年3月8日
 決裁 平成 30年3月8日
 処理 平成 30年3月8日

整理番号	2918	事業概要	議会写真作成		
使途項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容					
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考		
	写真撮影代	12,960	2月議会分		
	《合計》	12,960			
《領収書貼付枠》		に整理すること。			
<p>領 収 証</p> <p>No. 30年3月9日</p> <p>筱岡 貞郎 様</p> <p>¥ 12,960.-</p> <p>但 議会報告用写真</p> <p>上記正に領収いたしました</p>					
内 訳	_____				
現 金	_____				
小 切 手	/ _____				
手 形	/ _____				
消費税額 (%)	_____				
		<p>しほぎんフォト</p> <p>富山市豊田本町 2-16-35</p> <p>〒931-8312 TEL 076-438-5326</p>			

收受 平成 30 年 3 月 20 日
 決裁 平成 30 年 3 月 22 日
 処理 平成 30 年 3 月 22 日

平成30年3月14日

請求書

篠岡 貞郎 様


下記の通り御請求申し上げます

しらさきノオト

〒931-8302

富山市豊田本町2-16-35

TEL:076-438-3326

代表 一ノ谷敏治 

御請求金額: ¥ 12,960 (消費税込み)

<当月売上明細>

商品名	単価	数量	合計
議会撮影	12,000		12,000
小計			12,000
消費税			960
合計			12,960

備考: 取引銀行
北陸銀行豊田支店
(普) 4016930



001.jpg



002.jpg



003.jpg



004.jpg



005.jpg



006.jpg



007.jpg



008.jpg



009.jpg



010.jpg



011.jpg



012.jpg



013.jpg



014.jpg



015.jpg



016.jpg



017.jpg



018.jpg



019.jpg



020.jpg



021.jpg



022.jpg



023.jpg



024.jpg



025.jpg



026.jpg



027.jpg



028.jpg



029.jpg



030.jpg



031.jpg



032.jpg



033.jpg



034.jpg



035.jpg



036.jpg



037.jpg



038.jpg



039.jpg



040.jpg



041.jpg



042.jpg



043.jpg



044.jpg



045.jpg



046.jpg



047.jpg



048.jpg



049.jpg



050.jpg



051.jpg



052.jpg



053.jpg



054.jpg



055.jpg



056.jpg



057.jpg



058.jpg



059.jpg



060.jpg



061.jpg



062.jpg



063.jpg



064.jpg



065.jpg



066.jpg



067.jpg



068.jpg



069.jpg



070.jpg



071.jpg



072.jpg



073.jpg



074.jpg



075.jpg



076.jpg



077.jpg



078.jpg



079.jpg



080.jpg

整理番号	3/66	事業概要	新聞代
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容			

上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	北日本新聞	3072	3月分
	農業新聞	2623	"
	富山新聞	3072	"
	「しんぶん赤旗」日曜版	823	"
	読売新聞	3093	"
	北陸中日新聞	2988	"
	聖教新聞	3344	"
	《合計》	19015	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

30-03-26 新聞購読料 *3,072円

30-03-23 農業新聞 *2,623円

收受 平成 30 年 4 月 9 日
 決裁 平成 30 年 4 月 9 日
 処理 平成 30 年 4 月 10 日

領収証

18年 03月分 2018年3月27日 No. 882302

お名前 篠岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,072

上記金額正に領収致しました。

銘柄	部数	金額
富山新聞	1	3,072



富山新聞販売 (株)

小矢部センター
小矢部市小矢部町3-10
TEL (0766) 67-5888
FAX (0766) 53-5887

集金担当



「富山新聞 お友達紹介キャンペーン」実施中。
新規購読者紹介でギフト券5千円分ゲット!

篠岡 貞郎 様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	823

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

823 円

2018年 3月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。
高岡市内免2丁目7番13号
日本共産党
呉西地区委員会
TEL 0766-23-3281

領収日 / 扱者



領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902

30年 3月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞	1	3,093
2		
3		
合計		3,093円

◇左記の通り領収しました

領収日 30年3月29日

取扱紙
読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
菅沼善久
〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216

領収印



※裏面もあわせて内容を十分お確かめください。

新聞購読料 領収証

篠岡 貞郎 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2018年3月分

領収日 3月30日

領収金額 ¥3,344

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,410	1ヶ月分	1,410

販売店 山内 信人
住所 高岡市五福町7-16
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. 16015-17697(378)-6.



領 収 証

篠岡貞郎 様

¥ 2,988

但し 北陸中日新聞朝刊 30年3月分 購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

30年3月30日

北陸中日新聞津沢専売所

山田和夫

小矢部市高木147

TEL(0766)61-3244



毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

整理番号	3/67	事業概要	電話料等			
債権項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容						
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考			
	携帯電話	4238	8476*0.5	/		
	ケーブルテレビ受信料	1782	3564*0.5			
	《合計》	6020				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						
30-03-26 口座振替 *8,47627**4(KDDI) 191						

收受 平成 30 年 4 月 9 日
 決裁 平成 30 年 4 月 9 日
 処理 平成 30 年 4 月 10 日



ご 請 求 書

ご 家 内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。

【口座振替日】 2018年3月27日(火)

お客様番号	[Redacted]
今回ご請求額(税込)	8,783 円

お支払口座	金融機関名	[Redacted]
	支店名	[Redacted]
	口座種別・番号	[Redacted]
	口座名義人	シノオカ テイロウ

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

品名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(スタンダード)	3,564	毎月払い	2018/03/01~2018/03/31
ネット使用料(ベーシックセット)	3,888	毎月払い	2018/03/01~2018/03/31
ケーブルプラス電話基本料	14,356	毎月払い	2018/02/01~2018/02/28
ユニバーサルサービス料	2	毎月払い	2018/02/01~2018/02/28
国内通話料	249	毎月払い	2018/02/01~2018/02/28
トリプル割(TV+NET+TEL)	-356	毎月払い	2018/02/01~2018/02/28



整理番号	3168	事業概要	自動車リース料	
使途項目	09_事務費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費
				04_要請陳情等活動費
				05_会議費
				09_事務費
				10_人件費
内容				
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考	
	リース料(3月分)第5回	35424	70848*0.5=35424	
		《合計》	35424	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
50-03-26 口座振替 *70,848NTT(NCS) XXXXXXXXXX				

收受 平成 30 年 4 月 9 日
 決裁 平成 30 年 4 月 9 日
 処理 平成 30 年 4 月 10 日

整理番号	3169	事業概要	事務用品代			
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費	03_広聴広報費 08_事務所費	04_要請陳情等活動費 09_事務費	05_会議費 10_人件費
内容	インク					
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考			
	インク代	2,041	4082*0.5			
	インク代	1,389	2779*0.5 /			
	《合計》	3,430				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領収証

2018年 3月27日(火) 19時 6分

彼岡 貞郎 様

金額 ¥2,779
(内消費税等 ¥205)

但し、お品代として
インク代 上記金額正に領収致しました。

〈決済内訳〉
現金 ¥2,779
(内消費税等 ¥205)

現金お預かり ¥5,000
お釣り ¥2,221

ケーズデンキ砺波店
電話番号 0763-34-6611
販売担当者

店コード 2200001531963
売上伝票番号 2310003869596

收受 平成 30 年 4 月 9 日
 決裁 平成 30 年 4 月 9 日
 処理 平成 30 年 4 月 10 日

領 収 証

印紙税申告納
付につき浪速
税務署承認済

No. 17135380

篠岡 貞郎 様

14	社員コード 342152	取引番号 23033	ターミナル番号 1713
----	-----------------	---------------	-----------------

領収金額	百万	千	円
		¥ 4,	082

(内消費税等 302 円)

上記金額正に領収致しました。

但し **インク代**として

金種内訳 ①現金 (4,082)	2.クレジット ()
3. J-Debit ()	4. 金券等 ()
5. ギフト ()	6. 他社ポイント ()
7. ICカード ()	
現金 (J-Debit含む) 及び金券等に含まれる消費税等 302	

領収	担当者コード	担当者	販店コード	店名
			3138	砺波
得意	コード		売担当者コード	担当者

売上傳票番号 ご入金額 売上種別 照 合

入金内訳	¥4,082	U-1	現

毎度お引き立てにあずかりましてまことにありがとうございます。
ご入金内容につきましてご不明な点がございましたら下記の領収部署へ、商品につきましてはお買上げの店へお問い合わせ下さい。
尚、本証は、金額の抹消、訂正されたもの及び店データ印無きものは無効となります。
上新電機株式会社

領収部署
砺波
0763-34-5811



2018年03月20日(火) 10時55分
No. 23921
* お買上明細書 *
0001:持帰
分類:00 00
会員番号:XXXXXXXX498629 D S

4988617041288 インク
ICBK61
4P S 2個 2,268単
4,536
セール10%割引 -454
割引後価格 4,082
(税別価格 3,780)
対象セール 割引パスポート10%
クーポン発行枚数: 1枚
税込小計 4,082
《税込合計》 ¥ 4,082
内消費税等 302
現金(J-Debit含む)及び金券等に含まれる消費税等 302
(「税別価格」は参考表示です)